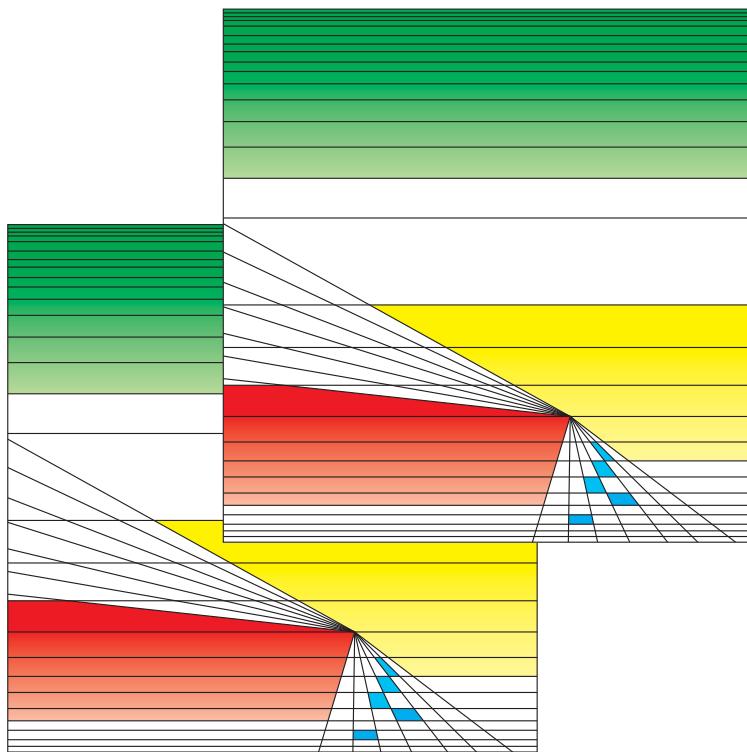


131

2018.12

自治権
いばらき



公益社団法人 茨城県地方自治研究センター



もくじ CONTENTS

個人化する社会と労働組合の公益化 —行政と NPO との関連で— 常磐大学教授 安田尚道 3
笠間市における NPO 法人の現状等 笠間市市民生活部 市民活動課 17

個人化する社会と労働組合の公益化

－行政とNPOとの関連で－

常磐大学教授 安田尚道

はじめに 一行政・NPOの公益分業と労働組合一

現在、日本における非営利組織あるいは公益組織は、医療法人、社会福祉法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、特定非営利活動法人などがあり、これらは企業法人と並んで社会に必要な財とサービスそして職場を提供する。2014(平成26)年における非営利組織で働く従業者数は807万5904人であり(経済センサスにおける「会社以外の法人」)、会社などを含めた法人の全従業者数(5,131万3,123人)の15%に相当する。これに公共を担う国、地方公共団体の従業者数(436万1,149人)を加えると、公共を担いあるいは公益を提供する従業者数は1,243万7,053人であり、個人事業や法人でない団体の従業者を含めた全従業者数(6,178万8,853人)の約20%を占める(以上、「平成26年 経済センサス基礎調査」による)¹⁾。

特定非営利活動促進法(以下、NPO法)によると、公益とは「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すること」(NPO法第2条)である。非営利組織あるいは公益組織は、たとえば学校教育を通じて「公共性を高め」(私立学校法第1条)、「社会福祉の増進に資する」(社会福祉法第1条)など特定領域で公益を提供したり、法律の定める多様な分野での「公益の増進に寄与」(NPO法第1条)し、「活力ある社会の実現に資する」(公益法人認定法第1条)ことなどを目的として設立される。当然、行政は公共を担い、公益に関するサービスを提供する。非営利組織は行政とともに、あるいは行政に代わって不特定、多数の人々の利益を増進するための財とサービスを提供し、このために地域で人々を雇用する。本稿では、多面的に定義できる公益のうち不特定かつ多数のものの利益の増進に役立つ財とサービスそして雇用の提供の側面に焦点を当てる。

現在、周知のように、行政の主要なサービスの一つは社会福祉である。歴史的には共益をめざす労働組合の運動は公益たる社会福祉を推進し、社会福祉国家成立の一つの重要な要因であった。ところが、これを推進した労働組合は社会福祉国家の成立にともない退潮する。実際、日本における労働組合の組織率も

低下の一途をたどり、昨年には 17.1% にまで低下した（厚生労働省「平成 29 年労働組合基礎調査」）。ベックによると、それは、社会福祉国家の諸政策や労働法の整備が成功することにより社会的問題が緩和され、人間は 19 世紀ほど貧困や疎外を体験しなくなっているからである。すなわち、「労働運動の（本来の）目標が貫徹されたことにより、その成功の前提条件も変えられてしまった…労働運動が少なくとも『労働者』の運動として存続することを危うくするかもしれない」（Beck, 1986、邦訳、158 頁）。換言すれば、「福祉国家の規制とともに雇用労働が拡大し、社会階級が個人化されてきた」（同上）のである。

本稿では、社会福祉国家の発展と雇用労働の拡大により人々が個人化された社会において不特定、多数の人々の利益の増大に役立つ財とサービス（公益）の生産と消費の特徴を企業と行政と非営利組織との分業構造から明らかにする。そのうえで行政と非営利組織が個人化と分業構造のなかでどのように関連するのかを明確にする。社会福祉国家を生み出した一つの重要な要因であった労働組合運動の苦悩は個人化と公益の分業構造のなかにこそあり、その可能性もまたここに潜んでいるのである。

I 現代市民社会と公益の分業構造

（1）現代市民社会と NPO の位置

「ジョンズ・ホプキンス・グローバル市民社会指標」の定義によると、NPO を含む市民社会組織は公式または非公式組織あるいは人々の間の結びつきであり、それは民間すなわち政府組織ではなく、利益を配分せず、自治的で、自発的に設立され、支持される。ここには注目すべき三つの側面があり、その一つが組織の包含する能力あるいは広がりである。包含する能力は一国における市民社会セクターの広がりやこのセクターが結集する努力の成果や活動の尺度となる。さらに、この努力の成果の水準を示すために四つの指標があり、支払い雇用の広がりはこの最も明確な指標であり、ボランティアの広がりは市民社会組織の活動の本質的役割を示す²⁾（Salamon/Sokolowski, 2012, pp. 34-5）。NPO 以外の非営利組織の多くが雇用を中心とする非営利組織であるのに対して、NPO による公益活動は、「市民が行う自由な社会貢献活動」（NPO 法第 1 条）であり、NPO はボランティアを組織するが、それだけでなく、この活動のために労働者をも雇用する³⁾。この点において NPO は非営利組織の重要な特徴を典型的に示している。

ベックは市民運動や社会運動を行政や議会による政治システムの外側で形成されるものとする一方、技術＝経済システムは社会に変化と危険をもたらすという点でサブ政治システムであるとした。市民運動や社会運動は技術＝経済システムのなかに位置づけることができる。ベックによると、「社会を形成する潜

在的 possibility は政治システムから科学=技術=経済的近代化というサブ政治に移っている」(Beck、1986、邦訳、382 頁)。つまり、「変化と潜在的な危険が増大するのと並行して、技術=経済的発展が、非政治としての性格を失う」(同上、381 頁)。その一方で、民主主義と社会福祉国家の実現により「市民は利益と権利を確保するために、公的かつ司法的な統制と参加などのさまざまな手段を利用でき」(同上) る存在となった。そこで、議会と行政による従来の政治システムでは行動が制限されるため、「政治システムの外側で新しい政治文化という形式(市民運動や社会運動)をとって政治参加することが必要」(同上) となる。ベックの議論にしたがうならば、現代市民社会では技術=経済システムは社会に変化と危険をもたらすという点で政治化し、議会行政からなる政治システムとは異なるサブ政治となつた。新しい政治文化を示す市民運動である NPO はこのサブ政治に参加し、この発展あるいはこれがもたらす危険に対応するために、政策提言を行い、これに必要な財とサービスを提供する存在として位置づけることができる。

これに基づけば、たとえば、NPO 法における「情報化社会の発展を図る活動」や「科学技術の進行を図る活動」、「国際協力の活動」そして「経済活動の活性化を図る活動」などの活動分野は技術=経済的発展を促進する分野である。他方、「環境の保全を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」そして「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」などの活動分野は技術=経済的発展の負の側面である自然破壊や労働システムの変化そして社会的不平等などの危険に対応する分野である。

現代市民社会においては、社会を変化させ、危険を増大させるという点で技術=経済的発展がサブ政治となっている。NPO は技術=経済的発展を促進する一方、これがもたらす危険に対応し、不特定、多数の利益を増進するために財やサービスを提供し、政策提言を行うという形式でサブ政治に参加する。たとえば、NPO が企業のステークホルダーとなるのは、NPO が技術=経済システムというサブ政治に参加し、このシステムと不特定、多数の人々の利益増進のための架け橋となっていることを示している(たとえば Freeman et al. , 2007 など参照)。また、行政と NPO の協働も、NPO が不特定、多数の人々と政治システムの架け橋となり、彼らの利益を増進していることを表している⁴⁾。公益の提供の観点から行政と企業と NPO の関係が明確されなければならない。

(2) 公益の行政・NPO への分化

NPO や行政は不特定、多数の利益に貢献しようとするが、企業もまたそうである。企業は社会に必要な財とサービスの提供によって利潤を獲得する存在だからである。企業は技術=経済というサブ政治の中心に位置し、社会に不特定、多数の人々が欲する商品(利便性)だけでなく、危険をもたらし、社会を変化

させる。このような商品（利便性）と危険の提供というサブ政治から公益の生産と消費の特徴を整理すると、以下のような公益の分業構造が明らかになる。

まず、社会に必要な財とサービスは企業活動により提供される。企業は営利のために社会に必要な財とサービスを商品として市場に供給するが、この社会的必要性は売れて初めて事後的に判明する。企業による公益は営利により突き動かされて貨幣的裏付けのある有効需要に応えた、市場を通じた事後的な公益の提供である（安田、2005、9-12頁）。ただし、現代の営利原則は、企業が長期的に営利を獲得できるように、企業を持続的に維持することであり、企業はこのために社会と良好な関係を形成する。企業と良好な関係を形成する社会の実体はステークホルダーである。企業は利潤の獲得のために商品（利便性）を提供するだけでなく、この副作用である危険などに対して企業維持の観点から社会との良好な関係を築くために、ステークホルダーとコミュニケーションを取らなければならない⁵⁾。現代企業は危険に対して倫理的判断をなし、それに基づき社会的責任を果たす（同上、151-71頁）。現代企業は、ステークホルダーとのコミュニケーションのなかで社会との友好な関係を維持しつつ、利潤を追求するために、有効需要となって現われ、社会に必要とみなされる財とサービスを提供する。これが現代の営利原則であり、この社会的必要性は市場を通じて事後的に実証される（同上、9-15頁）。

しかし、市場における企業活動は、ベックが指摘したように労働問題や貧困問題そして環境問題など、いわゆる市場の失敗をもたらすが、労働問題や貧困問題を解決するために労働組合運動が推進力となり、社会福祉国家が成立する。行政は貨幣的裏付けのない生活需要に応えるために必要な財とサービスを議会によって成立した法令に基づき提供する。行政の提供する公益は法令に基づき該当する人に該当する財とサービスを提供する非市場的で、事前的な公益である。ところが、市場の失敗に対応するための民間経済への政府の介入が新たな非効率とこれをもたらす条件を生み出した。ヤングは、ウォルフ Jr. を引用しながら、政府の対策があるにもかかわらず、民間の非営利組織が自発性を基礎に公的な財とサービスを提供する理由を政府の失敗から説明する

（Young, 2012, p. 151）。

このように、NPO は市場の失敗と政府の失敗のなかで生み出されたため、双方の特徴を有しながら、独自の特徴を示している。NPO が提供する財とサービスは行政と同様に貨幣的裏付けのない生活需要に応える場合もあるし、企業と同様に有効需要に応える場合もある。前者の場合、公益は必要とする不特定多数の人々に対して非市場的に提供されるが、公益が法令に基づき提供される行政と相違し、この社会的必要性は需要者に受け入れられて初めて判明する事後的公益である。つまり、NPO は非市場的に事後的公益を提供する。後者の場合、NPO は市場を通じてサービスを提供する。たとえば、NPO により設立された有料老人

ホームは営利企業と市場で競争している。ここにおける公益は企業と同様に、市場を通した事後的公益であるが、営利に突き動かされる企業と相違し、NPO の活動は公益の提供というミッションそれ自体に基づく活動である。後述するように、NPO により提供される公益は、非市場的にも、市場的にも提供され、事後的に公益を提供することを基本とするが、行政によりあらかじめ定められた事業の委託という形で事前の公益も担う。

ところで、大沢真理は雇用労働力を用いるか否か、そして財、サービスを商品化しているか否かで、財・サービスの生産関係を論じている。大沢によると、これは、「①商品労働力による商品の生産（営利企業のほか、非営利団体の有給職員による市場向け事業を含む）、②商品労働力による非商品の生産（公務員による公共サービス、環境NGOの有給職員によるアドボカシー）、③非商品の労働力による商品の生産（自営業、ワーカーズ・コレクティブ、プランテーション奴隸）、④非商品の労働力による非商品の生産（家族や家事労働による家事サービスやケア、自営業世帯の自家消費のための労働、ボランティア活動）」（大沢真理、2013、p. 52）のように区分できる。

これを公益の分業構造と関連させると、NPO による公益の提供は、大沢の指摘する、①、②、④に相当する。ただし、②について、本稿ではアドボカシーは政治システムやサブ政治への参加と位置づけ、社会が必要とする財とサービスの提供とはとらえていない。しかし、行政による委託事業は②に相当する。つまり、NPO は①では企業と②では行政と同様に位置づけることができるが、企業とも行政とも相違する NPO 独自の領域は④の領域すなわち「非商品の労働力による非商品の生産」である。

公益の分業構造に労働力の商品あるいは非商品の視点を入れると、NPO の独自性がはっきりする。NPO は企業と同様に市場を通して事後的に雇用労働者により公益を提供する場合もあれば、行政のように市場を通さずに事前の雇用労働者により公益を提供する場合もある。NPO 独自の公益の提供方法は、NPO が市場を通さず事後的にボランティアにより公益を提供している場合（④の場合）である。これを実態を通して正確に言うならば、たとえば、雇用労働である NPO 職員がボランティアを組織するための準備作業を行うように、雇用労働とボランティアにより公益が事後的に提供される。サラモンが指摘するように、支払い雇用の組織化は NPO の努力の成果の水準を示し、ボランティアの組織化は NPO 活動の本質的役割を示すのである。

このように、「商品労働力による商品の生産」は企業と NPO による有効需要をめざした活動である。これに対して、生活需要をめざした公益の提供は行政と NPO により担われる「商品労働力による非商品の生産」によるものだけではなく、「非商品の労働力による非商品の生産」を含む雇用とボランティアによる NPO の独自の活動による。問題は、公益の提供が NPO と行政に分化する理由である。

III 行政とNPOをめぐる公益と規範

(1) NPOの組織的特徴と行政

フランキンによると、非営利組織には三つの特徴がある。第一の特徴は非強制性である。寄付も、ボランティアも、スタッフとしての雇用も、顧客になることも個人の自由選択に任される。非営利組織への諸資源の流入はミッションの質と社会的妥当性そして価値を伝える能力に依存する。これは競争市場における企業経営と同様な特徴を示すが、非強制性という点では行政と異なる。第二の特徴は非営利組織には非分配的制約があることである。この点で非営利組織は企業経営と異なり、行政などの公的セクターと同様な特徴を有する。この場合、剩余金は組織のミッションのために使用され、非分配的な制約は非営利組織の正当性と公的信頼を構築する。第三の特徴は、行政や企業とも異なる点である。それは非営利組織が所有と説明責任の明白な境界なく存在しているということである。企業は原則的には株主の期待に応えなければならず、政府は有権者に縛られる。これに対して、非営利組織は寄付者や顧客、労働者、地方コミュニティなど多くの当事者のために尽くすが、これらのなかに非営利組織に完全な統制を及ぼすものはいない（安田、2018）。

確かにNPOは非強制性において企業と、非分配性において行政と同様に位置づくが、両者とも異なるのは、企業が株主の期待に応えねばならず、行政が有権者に縛られるが、NPOは市場的にも、非市場的にも、決定的に影響を与えるものが不在のなかで不特定、多数の人の利益の増進に寄与する点にある。NPOは公益の提供それ自体をミッションとして活動する。問題はどのように公益の提供が行政とNPOに振り分けられるのかということである。

クレメンスは民主主義の市場モデルに基づき、「多数の有権者から支持を獲得した公的サービスや財は公的エイジエンシーによって提供されるが、議論の余地のある、または少数の有権者からのみ選好される公的サービスや財は公的基金により助成されるものの、非営利組織によって提供される」

（Clemens, 2012, p. 166）とした。つまり、NPOも、行政も、貨幣的裏付けのない生活需要に応えるが、有権者に縛られる行政は多数の有権者から支持を得た公益を法令に基づき提供する。これに対して、市場的にも、非市場的にも組織に決定的に影響を与えるものがいないNPOは、議論または有権者の動向とは無関係にミッションに基づき自らが必要と判断する公益を提供する。

株主の期待に応えることも、有権者に縛られることも、企業や行政にとって合理的なことである。NPOもまた完全に統御する者がいない組織的特徴のゆえに、市民社会の改善を目指してミッションに基づき活動できる合理的な組織である。では、議論の余地のある、あるいは有権者に縛られるとは、NPOと行政の関係においていかなることを示しているのだろうか。

(2) 政治とサブ政治から見た二つの規範

後藤玲子は、社会保障を「競争市場制度を補完して個々人の便益を公的に保障する制度」とし、その補完には、「市場の論理」の拡張により「不確実性などの問題に対処する方法」と「市場とは異なる論理で自然的偶然や社会的影響（市場がもたらす影響も含む）に対処する方法」があるとする。前者に対応する仕組みは「市場の働きを補強することをもってその機能が評価される」が、後者に対応する仕組みは、「市場の働きとは独立な規範的観点からその機能が評価される」（後藤玲子、2015、23 頁）。後藤によると、後者における規範理論とはリベラリズムとコミュニタリアニズムである。前者は「個人の視点に立った正義の観念…を経済と共有しながらも、異なる境遇にある個々人に対する『等しい尊重と配慮』（ロナルド・ドウオーキン）や『相互性としての正義』（ジョン・ロールズ）という語に表される独自の観念をもつ」。これに対して後者は「共同体という個人間の関係性を基礎としながら、メンバー個々人の貢献や必要に関して、普遍的な市場価格体系とは異なる評価軸、例えばローカルな文脈に即した評価軸を形成するきっかけをもつ」ものである（同上、26 頁）。

リベラリズムにおける「等しい尊重と配慮」とは「すべての個人に適用可能な抽象性を備えた権利概念を確立したうえで、あらゆる個人の活動と必要に配慮し、それを尊重する仕組みをつくる」ことである（同上、42 頁）。また、「相互性としての正義」とは、「ルールを媒介とする相互性」（同上、38 頁）であり、これは「ルールを介して人々の間に行行為の対称性が保障され、人々の間の行為の対称性を通じて、システムの相互性が形成される」（同上、34-5 頁）ことをいう。一方、コミュニタリアニズムにおける「普遍的な市場価格体系とは異なる評価軸」とは「他者との直接的な関係性に依拠する」（同上）ことを基礎として、「自分が他者に対して行うことと引き換えに（あるいは、ある関係に在ることと引き換えに）、他者も自分に対して行う（あるいは同様な在りようを示す）という双方向性の成立」をいい、このような「双方向性という関係性それ自体の価値が優先されて、相互性が自発的に形成される」ことをいう（同上、34 頁）。

後藤はこの二つの規範理論は社会保障の文脈においては「相補的な関係におかれる」（同上、26 頁）とする。すなわち、コミュニタリアニズムが指摘するように、「個人の異なる質の活動を内在的に評価するためには、ローカルな文脈での個人間の直接的な関係性や協働性を反映しながら、貢献や功績を評価する基準を作ることが有用」であり、「個々人の基本的福祉を補償するためには、個々人が属する文化や環境の相違を加味した福祉指標が有効となる」。このうえで、リベラリズムの視点からは「それらの集団を包含し、各々の仕切りを緩和する高次システムを構想する」ことが求められ、「このような高次システムのもとで個々人は、緩やかに重なり合ったメンバーシップを複数もって異なる集団の間を行き来しながら、それぞれの集団が掲げる内的基準で多様な評価を受けつつも、

集団の仕切りを超えて活動の機会と基本的福祉を補償されることになる」（同上、42 頁）のであった。しかも、「例外的な扱い」が「対象の差異に応じた法制度の実効的な手立てをもとにして、抽象的かつ普遍的な法制度を、個別・具体的制度へ実質化していくプロセス」（同上、16 頁）を創り上げるとする。すなわち、後藤は、各々の集団を包含するようなすべての個人に適用可能な権利概念を確立したうえで、人により対応が異なる対称性を通して相互性を形成するようになされたルール（リベラリズムの視点）のもとで、地域共同体や組織などの共同性をもった集団における直接的な双方向性すなわち活動者と被活動者の直接的な関係のなかで功績や評価基準が作成され（コミュニタリアニズムの視点）、これに基づきルールが改定されることを主張している。

このことをベックの個人化の理論のなかで位置づけるならば、「ルールを媒介とする相互性」の仕組みづくりを行うのが議会と行政からなる政治システムであり、「他者との直接的な関係性に依拠する」現場においてルールを実態に合わせて活動するのが NPO によるサブ政治システムへの参加ということになる。つまり、議会や行政は、議論の余地のない、あるいは、多数者の支持を得てルールを作成し、ルール通りに実施するが、NPO はこのルールのもとで実態に基づき活動し、個別的な「例外的な扱い」もルールに沿って解釈し、このルールを個別・具体的な制度へ実質化する。したがって、サブ政治において重要なことは直接的な関係性の中で困難を抱えた個人に対して実態に合わせてルールを解釈しつつ、活動することであり、これを政治システムにおけるルールの改定にまでもたらすことである。後藤は「『ルールの受容』のただ中で『ルールの解除』の視点をいかにして保つか、それをいかに『『ルールの改定』に結びつけるか』が重要となってくる」（同上、17 頁）とする。NPO はこの過程に深くかかわる。NPO はルールを実態に合わせて解釈しながら実質的に活動する。NPO はこのなかでルールの限界や不整備を実感し、これを政策提言に結び付け、ルールを改定する契機を形成するからである。ただし、地域共同体などが解体し、人々が個人化している現在、「他者との直接的な関係」を形成する集団はどのような社会集団であるのか問われなければならない。換言すれば、NPO 活動の対象となる危険あるいは社会的リスクを抱える社会集団がどのようなものであるのかが明らかにされなければならない。

IV 個人化と労働組合の可能性

（1）個人を襲う社会的リスクと公益

ベックは、労働運動によって社会福祉国家が実現し、労働法が整備されたが、その結果、労働運動の存続のための条件が消滅し、社会階級よりも自分個人の

運命に注意を向ける個人化の過程が進んだと指摘した。すなわち、現在では、「福祉国家によって保護された労働市場の力学は、社会階級を資本主義の中で弱体化させるかあるいは消滅させる」(Beck, 1986、邦訳、139 頁)。このなかで、人間は「伝統的な階級による諸制約や家族による扶養から解放され…ます自分自身に注意を向け、あらゆる危険やチャンスや矛盾に満たされた労働市場における自分個人の運命に注意を向けるように仕向けられた」(同上、138 頁)。したがって、社会問題もこれに対する政治活動も階級中心でなく個人化された市民が中心となっていく。このなかで、たとえば、失業や長引く失業のリスクは「ハンディキャップをもった集団（子供をもつ有職女性、職業教育を受けていない者、病人、中年、外国人、資格や能力に劣る青年）におそいかかる」(同上、177 頁)。階級ではなく、雇用に不利な状況にある個人が社会的リスクにさらされる。

現在、労働者はポスト工業社会あるいは知識基盤社会のなかで二極化している。エスピング-アンデルセンによると、「ポスト工業化段階の仕事は格付けの高いに仕事と格付けの低い仕事の混合で」あり、「前者には管理職、専門職や科学的、技術的な職種など、高度の人的投資に支えられた職種が含まれ…後者は従属性で定型的な仕事からなる」(Esping-Andersen, 1990、邦訳、209-20 頁)。日本においては、これが正規労働市場と非正規労働市場というように労働市場の二極化となって現われる。たとえば、雇用に不利な状況にある母子世帯の多くは非正規従業員として働き、正規従業員として働いていたとしてもサービス産業など低賃金産業分野に多く就業している(安田、2009)。ところが、労働組合は工業化時代の製造業を中心とした正規従業員からなる企業内労働組合であり、雇用に不利な個人を組織化していない。

NPOは、現実的には十分に応えているわけではないが、公益の観点から「ハンディキャップをもった集団」を雇用に有利にする活動をする。たとえば、技術=経済的発展に対応できる資格や能力を有さない労働者や職業教育を受けていない労働者あるいは非正規労働にしか就けない事情を抱えた女性労働者に対して、「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」を行うNPOは雇用に不利な状況に応える財とサービスを提供し、政策提言ができるはずである。

昨今 NPO により取り組まれている学習支援活動は雇用に不利な状況など社会的リスクに陥った労働者の子供に対する貧困の連鎖を断つための活動である。これは「子どもの健全育成を図る活動」分野における公益活動である(安田、2018)。これに比べると、サブ政治がもたらす危険に対応するもう一つの公益活動である「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」は多いとはいえない⁶⁾。その一方で、労働組合の組織率が低下しながらも、労働組合による公益活動も主張され、実践されてもいる。労働組合活動と公益活動はどのように関連付けられるかを最後に検討する。

(2) 公益と労働組合活動の可能性

現在、労働組合の組織率の低下のなかで労働組合運動の見直しとこれを踏まえた労働組合の公益領域への取り組みが行われ始めている。たとえば、小松隆二は、経済問題にのみに取り組む労働組合が変わらなければ、労働者から見放されるとして、それは「賃金や労働時間などの職場や労働市場の問題は、労働運動・春闘の努力・成果もあってすでにある程度維持・改善されていたので、労働組合ももうそれほど力を入れる余地がなくなったからである」(小松、2014、212 頁) と論じている。このなかで労働者は「地域における自然・景観の保護、より良い暮らしを実現するまちづくり、高いレベルの教育・文化・芸術サービス、被災地へのボランティアとしての参加・支援活動に关心を拡げだし、…いずれも既存の労働組合・労働運動が視野の外に置いてきたのに、労働者にはより良い暮らしの実現には不可欠の条件・課題と受けとめられるようになるテーマであった」(同上、208 頁)。ベックが、労働運動によって社会福祉国家が実現し、労働法が整備されたが、その結果、労働運動の存続のための条件が消滅し、社会階級よりも自分個人の運命に注意を向ける個人化の過程が進んだと指摘したが、小松の指摘はこの日本的な現われ方を示している。個人化された社会において労働組合はどのような位置にあるのだろうか。

鈴木不二一は、ウェップ夫妻が『産業民主制論』において労働条件の「共通規則」の確立について「労働者の集合的意思を代表して、使用者あるいはその団体と雇用・労働条件について取り引きする団体交渉の特質と意義を読み解くキーワードは、労働条件決定における『個別的事特殊事情』の排除にある」という(同上、130 頁)と紹介している。自分個人の運命に注意を向ける個人化された社会において、労働組合が「個別的事特殊事情」を排除し、「集団的意思」を代表するならば、労働者個人が労働組合に関心が向かわなくなるはずである。ベックや小松の指摘にしたがえば、労働組合の経済的問題にかかわる集団的意思は社会福祉国家の成立や労働法として議会と行政による政治システムのもとでルール化されてきた。このなかで賃金や労働時間の問題はある程度維持、改善され、労働者の関心は技術=経済発展における「個別的事特殊事情」すなわち個人の能力形成や成果に見合った賃金あるいはワーク・ライフ・バランスの成立とこの個別的事情に合わせた実施や雇用に不利な自分の生活状況などに向いている。「集団的意思の代表者」としての労働組合が技術=経済システムのなかで雇用に不利な状況に置かれた集団に属する「個別的事情」を抱えた個人を社会福祉の施策や法令を駆使しながら、「他者との直接的な関係性」(後藤) のなかでどのように支援していくのかが重要な課題となる。

「集団的意思の代表者」として「個別的事情」を超えるためには、サブ政治の現場において「他者との直接的な関係性」を構築し、ここでの課題を政治システムに突きつけることが重要である。すなわち、労働組合が福祉国家の仕組み

や法令などのルールを実態に合わせて直接的な関係性のなかで解釈しながら、社会的リスクにつながる個人的問題を抱えた個人を支援しつつ、より支援を実質化するために福祉国家の仕組みや労働法などのルールの改定を行っていくことが求められる。そのために、「労働組合が自らそのような事業・運動に取り組んだり、あるいは労働組合の実働部隊・別働部隊として NPO 法人や公益法人を組織したりする」（小松、2014、214 頁）ことが必要である。特に、NPO 法で定められている「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」は、職業別労働組合から始まった労働組合の伝統を現在に生かすことでもある。さらに、「子どもの健全育成を図る活動」における学習支援は貧困の世代間継承を断ち切ることにもなり、将来の子どもたちの生活条件を向上させることにもなる。つまり、労働組合が NPO などと社会的なネットワークを作ったり、NPO を設立したりすることにより労働者個人が市民として自立することを支援するプラットフォームを創り出す。このことが労働組合自体の存立のためにも必要なのである。

おわりに 一リスク集団に属する個人の支援一

政治システムのなかで議会が社会福祉の仕組みや労働法制にかかわるルールを作成し、行政がこれに基づき公的サービスを執行することにより貧困と疎外の克服をもたらし、企業を中心とする技術＝経済的発展が豊かさを実現してきた。この豊かさの実現のなかで社会階級としての労働者が個人化するなかで集団的意思の代表者である労働組合の運動は後退し、労働組合は自らの存在根拠について苦悩している。その一方で、労働者個人は個別的事情によりハンディキャップあるいは困難を抱えた集団として技術＝経済システムがもたらした社会的リスクにさらされている。株主の意向を無視しえない企業と有権者に縛られる行政は個別的事情に基づく社会的リスクに応えることは難しい。顔の見える直接的な関係を形成し、不特定、多数の個人の利害の増大に貢献する NPO こそ、この問題に応えることができる。労働組合もまた自らが NPO を設立したり、NPO などとの連携を図ることにより個別的事情により社会的リスクに陥った集団を支援することができる。

たとえば、麻生裕子は「公益にかかわる労働者自主福祉活動の事例」（麻生、2014、186-8 頁）として、労福協などが社会的ネットワークを作り、失業者の無料職業紹介所や仕事や福祉の相談事業などを行っていることを紹介している。たとえば、パーソナル・サポート・センター中部はコミュニケーションが図れないなどの理由で働きたくても就職までたどり着けない就職困難者に対するメンタル面での支援を含めた就労準備訓練を実施している。ここで重要な点は、

第一に、彼らが支援しているのは集団としての労働者ではなく、コミュニケーションが取れないというハンディキャップをもった雇用に不利な状況に陥った集団に属する個人であり、第二に、当センターが対象者と顔の見える直接的な関係性を形成するなかで就業のための支援を行っているということである。しかも、ライフサポートセンターは、連合、中央労福協、労金協会、全労済が「目的を同じくする NPO 諸団体等とも連携し、全国の都道府県における地域を拠点としたワンストップサービス（総合生活支援・サービス体制）の実現に向けた共同の体制づくりを進める」（同上）ための拠点であった。つまり、労福協などが NPO などと社会的ネットワークを形成して、同じ社会的リスクに陥った集団に属する個人を支援している。彼らを就業させるには、職業訓練だけではなく、社会的スキルの形成、心的態度の形成などが必要な場合もあり、また、家族を支えることも必要な場合がある。それだけに、NPO や行政だけでなく弁護士や医者、社労士、臨床心理士などの専門家や学生などとも社会的ネットワークを形成する必要もある。

基本的には、NPO による「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」は生活需要をめざした、雇用された職員により組織化されたボランティアによる非市場的な、事後的公益活動が主となる。NPO は、これを広く多様な市民や団体と結びつきプラットフォームを作り、雇用に不利な状況にある個人を支援する。そのとき、企業は CSR 活動の一環として、行政は法律に基づきながら、市民とともにこのプラットフォームを形成する。福祉国家の推進力となった労働組合もまたそうである。その際、重要な点は、労働組合が支援するのは階級あるいは正社員としての労働者ではなく、同じ社会的リスクを抱えた集団に属する不特定、多数の個人であるということである。企業内労働組合は、当然、企業内の労働者集団の利益を図る集団的労使関係の担い手であるが、これと同時に、労働者が市民として自立することを支援する活動も行わなければ、労働組合運動の退潮を止めることができず、集団的労使関係を担う能力も弱まる。

労働組合は市民とともに、技術＝経済システムというサブ政治に NPO を通じて参加することにより社会福祉や労働法などの仕組みを現場に生かしながら、これを変えていく。これは労働者の集団的意思の代表者としての労働組合の共感者や支持者を広げ、労働組合の存立根拠を社会に根付かせる回り道の論理に基づく実践なのである。

- 1) 「経済センサス」による会社以外の法人とは「法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。 例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農(漁)業協同組合、事業協同組合、労働組合(法人格を持つもの)、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる」。つ

まり、会社以外の法人とは、本稿が想定する非営利組織に協同組合と法人格の労働組合を加えたものである。なお、「経済センサス」では、民営とは「国、地方公共団体の事業所を除く事業所をい」い、具体的には、個人経営、株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社を言う。さらに、「例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）の事業所など」の「法人でない団体」も含まれる。

- 2) その他の要因は持続性または持続力と社会へのインパクトであり、四つの指標の他の指標は、慈善的寄附金の総額であり、市民社会組織の多様性の程度である。
- 3) 2004 年に実施された労働政策研究・研修機構「NPO 法人における能力開発と雇用創出に関する調査」(『就業形態の多様化社会労働政策』労働政策研究報告書 No. 12) によると、当時、有給職員が、正規、非正規、出向などを含めて 7 万 1,700 名、ボランティアが 17 万 1,900 名であった。当時の認証数が 38,806 団体であり、現在では、51,770 団体であることを考えると、さらに雇用数、ボランティア数は増加していると考えられる。
- 4) たとえば、日本 NPO センターは「行政と協働する NPO の 8 つの姿勢」として、「行政に依存せず、精神的に独立していること」、「NPO ならではの関与によって協働事業の質を向上できるような専門性・特性をもつこと」などを挙げている。
- 5) 現代企業はステークホルダーとのコミュニケーションのために様々な報告書を作成するが、この報告書のガイドラインを作成している代表的な機関が「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン」を作成している GRI (Global Reporting Initiative) である。GRI は国連環境計画と環境 NPO との合同事業として 1997 年に発足した非営利団体であり、このガイドラインは現在まで 4 版 (2013 年) を積み重ね、グローバルな基準を提供している。ここにおいては報告書の「最大の目的は継続的なステークホルダーとのコミュニケーションである」(第 2 版、2002 年) とされている。そこで、GRI は企業が配慮すべきこととして「経済・環境・社会パフォーマンスの三要素」(第 2 版、2002 年) であると、トリプルボトムラインを提唱した。
- 6) 2018 年 3 月現在では、「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」の法人数は 13,045 団体であり、NPO 法で定められる 20 の活動分野のなかで 8 番目の法人数である。これに対して、「子どもの健全育成を図る活動」の法人数は 24,245 団体であり、全体の 4 番目という状況である。

欧文文献

Beck U. (1986), *Riskogesellschaft Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp Verlag、(東 康/伊藤美登里訳、『危険社会』法政大学出版局、1998/2005。)

- Clemens E. S. (2012), *The Constitution of Citizens: Political Theories of Nonprofit Organizations*, Otto J. S. and Dick L. A(eds), *The Nature of The Nonprofit Sector*, Westview Press.
- Esping-Andersen. G(1990), *The three Worlds of Welfare Capitalism*, Basil Blackwell Limited (岡沢憲扶・宮本太郎訳『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房、2001/05)
- Freeman. R. E et al. (2007), *Managing for Stakeholder*, Yale Press(中村瑞穂監訳『利害関係者志向の経営』白桃書房、2010。)
- Salamon L. M, Sokolowski S. W. (2012) ,” Measuring Civil Society :The Johns Hopkins Global Civil Society Index,” Otto J. S. and Dick L. A(eds), *The Nature of The Nonprofit Sector*, Westview Press.
- Young D. R. (2012), *Government Failure Theory*, Otto J. S. and Dick L. A(eds), *The Nature of The Nonprofit Sector*, Westview Press.

邦文文献

- 麻生裕子 (2014) 「公益の担い手としての労働者自主福祉」現代公益学会 (編)
『東日本大震災後の公益額と労働組合』文眞堂
- 大沢真理 (2013) 『生活保障のガバナンス』有斐閣。
- 小松隆二(2014) 「静かに一大転換期を迎えた労働組合-職場から地域・社会へ、
労使関係から地域・社会関係へ-」現代公益学会 (編)『東日本大震災後の公益
額と労働組合』文眞堂
- 後藤玲子 (2015) 『福祉の経済哲学』ミネルヴァ書房。
- 鈴木不二一(2014) 「労働組合と市民社会-共益と公益をつなぐもの-」現代公益
学会 (編)『東日本大震災後の公益額と労働組合』文眞堂
- 安田尚道 (2005) 『持続的発展の経営学』唯学書房。
- 安田尚道 (2009) 『社会的排除と企業の役割』同友館。
- 安田尚道 (2018) 「市民社会組織の学習支援と公益」現代公益学会 (編)『公益
法人・NPO 法人と地域』文眞堂。

笠間市におけるNPO法人の現状等

笠間市市民生活部 市民活動課

1. 笠間市におけるNPO法人の現状

まず、笠間市におけるNPO法人の現状を説明させていただきます。

(1) NPO法人に係る事務・・・・・・・・・・・・(資料P1)

NPO法人に係る事務から説明させていただきます。

特定非営利活動法人（以下「NPO法人」）に係る事務は所轄庁が行うことになっております。主たる事業所が笠間市にある場合の所轄庁は笠間市で、NPO法人の設立認証に係る事務、定款の変更に係る事務、役員の変更に係る事務、年度ごとの事業報告に係る事務、解散の認証に係る事務、事業報告書等・役員名簿・定款等の閲覧に係る事務、その他各種相談の対応などは、笠間市が行ないます。

市で行う事務の中で一番多いのは、年度ごとの事業報告に係る事務です。NPO法人は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に総会を開いて、実施事業、決算、役員等について市に報告する必要があります。

(2) 権限の移譲について・・・・・・・・・・・・(資料P1～2)

つぎに権限の移譲について説明いたします。

以前は、茨城県が県内全てのNPO法人の所轄庁でした。しかし、笠間市は茨城県から権限移譲を受けたことにより、平成23年4月から主たる事業所が笠間市にあるNPO法人に係る事務は、笠間市が行うことになりました。

ただし、権限移譲を受けた自治体は、平成29年11月の段階で、44市町村中22市町で、すべての市町村へ権限移譲が行われているわけではありません。残りの自治体の認証事務等は、県で引き続き行っています。

また、閲覧資料、縦覧の公告については、市だけではなく、県でも情報を共有する必要があり、県にも事業報告書等について情報を提供しております。NPO法人に付される管理番号は、県から発行された統一番号を使用しており、設立認証の際も県と情報を共有します。

NPO法人の認証事務は所轄庁で行っておりますが、NPO法人は認証を受けただけでは成立したことにはなりません。認証後、法務局で登記することによって初めて成立したということになります。

また、法人税や法人事業税などに関して関連が生じることになるため、県税事務所等とのやり取りが必要になります。

登記等についてですが、法務局、県税事務所の管轄ですので、認証後の登記等についてはそちらをご案内しております。認証後に、いろいろなNPO法人から、登記等の手続きについて聞かれることがよくありますが、県税事務所や法務局から、「手続きが複雑であるため、説明は市では行わず、こちらに任せてほしい。」と言われております。そのため、市といたしましては、設立認証後は県税事務所や法務局のご案内のみをしております。

(3) 笠間市内のNPO法人について・・・・・・・・(資料P2)

笠間市内のNPO法人について説明させていただきます。

現在、笠間市内のNPO法人は33法人ございます。(別紙1参照)

事業内容も、福祉、関係、環境保全、動物愛護関係などさまざまです。

権限委譲前の平成22年度は15団体で、平成29年度は33団体まで増えております。

(4) 認証申請から登記完了までの届出のフロー・・・・(資料P3)

NPO法人の設立の認証申請から登記完了の届出までの流れについてご説明いたします。

笠間市に主たる事業所を持ってNPOを立ち上げたいという場合には、申請人は認証申請書類を提出します。その後、市は内容に不備がない場合、受け付けし、公告及びインターネットにより内容の公表をします。

現在、笠間市では、認証申請を1件受けておりまして、ホームページでの公告及び縦覧を行っております。縦覧期間は、先ごろ行われたNPO法の改正によりまして、2カ月から1カ月に短縮されました。今回、公告をしている縦覧は11月末までとなっております。

その後、認証・不認証の決定を行います。認証が決定された場合、設立登記に進みます。定款、役員名簿、事業計画書、活動予算書等を揃え、これでNPO法人が立ち上ります。

(5) NPO法人への支援事業・・・・(資料P4~5)

NPO法人への支援事業について説明させていただきます。

笠間市では、笠間市まちづくり市民活動助成金という制度がございます。

これは公益活動を行う主体としてのNPO法人をはじめとした民間団体、大学、高等学校、企業等との協働を推進するための制度でございます。

市民活動の活性化を図ることを目的としておりまして、市民自らがまちづくりを主体として活動していくために、必要な経費に対して交付される助成金でございます。

笠間・友部・岩間の3市町が合併した初年度（平成19年度）から始まった制度で、現在までに延べ92事業を助成しており、交付金額は1,135万円に上っております。

助成の種類は2種類で、「①自立促進事業」と「②地域活性化事業」です。

自立促進事業は、市民活動団体を法人化することを目的とした事業で、NPO法人と多く関わりがあり、単年度当たり10万円の助成という形になっております。

また、地域活性化事業は、NPO法人等が地域を活性化するために、

- ア) 地域のさまざまな課題を自主的に解決するために、市内外からの集客を目的に、創意工夫をもって取り組む事業
- イ) 地域間市民交流を促進するために効果的な事業
- ウ) 地域資源を効果的に活用した個性的なまちづくり事業
- エ) そのほか、広報または周知を目的に行う事業

を行う場合、単年度では30万円、2カ年では合計で45万円、3カ年では合計60万円の助成を行うことができます。

これらの助成は、審査会を経て、採択された場合に決定します。

NPO法人は、団体の法人化については自立促進事業、団体の活動については地域活性化事業として申請を受け、助成をしております。

（NPO法人に対する助成実績については別紙2参照）

また、例外として、NPO法人化して、さらに地域を活性化するために活動をそのまま続けていきたいという団体さんの事業を、地域活性化事業として採択した実績もございます。「稻田en日」という団体さんがこれに当たっておりまして、平成28年度から平成30年度まで助成を予定しております。

最後に、まちづくり市民活動助成事業は、平成19年度から平成21年度までは、新規事業、連携統合事業、広報事業の3つでございました。平成22年度以降は、現在の自立促進事業と活性化事業の2つになりました。

(6) NPO法人と指定管理者・・・・・・・・・・・・(資料P 6～8)

NPO法人と指定管理者についてお話をいたします。

指定管理者制度は、地方自治法によって規定されている制度で、直営によらない公の施設、運動施設や文化施設、社会福祉施設などの管理手法を定めたものです。

多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するために、施設の管理運営主体を民間事業者にすることで、民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としています。

笠間市では、指定管理者制度の導入や運用に係る基本的な考え方として、平成25年3月に「笠間市指定管理者制度の導入及び運用ガイドライン」を策定し、適正な制度の活用と効果的な運用を図っています。

ガイドラインは、施設運営の効率化や経費の削減とともに、公の施設の設置目的の効率的な達成によって、一層の住民福祉の向上に取り組むために、団体の持つ特性を十分に生かすことで、指定管理期間全体を通した効果の検証を行い、管理運営のさらなる改善に向けたサイクルを確実なものとしていくことを意図しています。

笠間市では、公の施設が99施設ございまして、その中で27施設を指定管理制度により管理運営しております。(資料P 7参照) その主体は、民間の事業者やNPO法人、ボランティア団体などを含む幅広い団体としています。公の施設を管理運営しているNPO法人の数は2法人ございまして、日本スポーツ振興協会、いばらきの魅力を伝える会で9施設の管理運営を行っております。(資料P 8参照)

2. 地域コミュニティ創生モデル事業・・・・・・・・(資料P 9～10)

(1) 事業の概要

地域コミュニティ創生モデル事業について説明をさせていただきます。これはNPO法人に限定ということではなく、どちらかといえば、「行政区」等を対象としているものです。笠間市の場合は行政区という制度ができておりまして、笠間市内で310程度ございます。行政がこれらの地域の関わり合いに補助をするというものです。

そういう活動については、どこの地域も同じだと思うのですが、少子高齢化が問題としてあり、地域の活動が低下しているという状況がございます。その中には、例えば、地域の役員のなり手、区長さんをはじめ班長さん等の役員になる方がいない、また、役員になること自体を敬遠されてしまう、住

民が行政区から抜けてしまうというケースも多くございます。

その中で、それぞれの地域ごとにいろいろな課題があるというところを踏まえ、平成27年度から、ケース的なモデル事業ということで、活性化を促す事業ができないかと、新たに創設したのが地域コミュニティ創生モデル事業でございます。

単位的には、行政区単位、隣接する行政区、広く小学校単位で活動する団体が対象で、助成金の額は単独の行政区であれば、限度額10万円、事業費3分の2、また、隣接する行政区であれば30万円、広い小学校区であれば50万円と、地域コミュニティの活性化につながるいろいろな事業に対して助成を行います。それをきっかけに、活動がさらに活性化することに期待して助成を行っております。

3年間事業を行った中の実績は、平成27年度が7団体、平成28年度が6団体、平成29年度が6団体です。これは今まで継続して行っていた事業に対してではなく、新たに活性化につながるための新規事業の取り組みに対しての助成です。(資料P10)

この事業は、本来の目的が「停滞している活動を活性化させる」ことです。事業を3年間行ってきましたが、手を挙げる団体はコミュニティがすでにできている地域です。コミュニティ活動が停滞しているところは、こういった助成事業があっても、なかなか計画や実施まで踏み込めないというのが現状です。

市民との協働という部分でいろいろ取り組んできているところはございますが、この3年間に実証した部分を踏まえて、新たに市民の方とつながるような支援を創出していくかなければいけないと考えている状況でございます。

3. 協働のまちづくりに係る取り組み・・・・・・・(資料P11~12)

協働のまちづくりに係る取り組みにつきましては、笠間市が、平成22年度に、笠間市協働のまちづくり推進指針を策定しました。

その指針は、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるために、行政主導のまちづくりを見直し、市民とともに今後の市の目指す方向性を、協働のあり方を考えるものということで策定したものでございます。

(別紙「笠間市協働のまちづくり推進指針」を参照)

以前は、課題に対して、市民の要望を市が行うという单方向の役割を持っていたものを、市民と行政が一体となって課題に取り組むという認識の中で進めることが必要だという考え方のもとにつくられたという経緯がございます。

そういう中で、平成26年度には、5回ほど「コミュニティビジネス講座」という名で、講師をお呼びして先進地の事例の紹介や視察を行いました。
(資料P11参照)

また、平成28年度には、「市民活動入門講座」という講座を開催し、シニア層を含めて、市民活動に意欲的な方に対し、市民活動の取りかかりの参考にしていただくために講座を3回ほど開いた経緯がございます。(資料P12参照)

ただ、こういった活動を行ってはいるものの、参加する方が少ないという現状があります。市の取り組み方と、今後の市民活動の活性化につながるような事業または支援を展開しながら、協働のまちづくりを進めていきたいと考えております。

資料関係

1. NPO法人の現状・地域コミュニティ創生モデル事業・協働のまちづくりに係る取り組み
2. 笠間市内に存在するNPO団体(別紙1)
3. まちづくり市民活動助成金 NPO関係助成実績(別紙2)
4. 笠間市指定管理者制度導入及び運用ガイドライン
5. 笠間市協働のまちづくり推進指針

I . 笠間市における N P O 法人の現状

1 . N P O 法人に係る事務

特定非営利活動法人（N P O 法人）に係る事務は、所轄庁が行うこととなっており、笠間市で行っている主な事務は次のとおりです。

- ①設立認証に係る事務
- ②定款の変更に係る事務
- ③役員の変更に係る事務
- ④年度毎の事業報告に係る事務
- ⑤解散の認証に係る事務
- ⑥事業報告書等・役員名簿・定款等の閲覧に係る事務
- ⑦その他各種相談の対応 など。

2 . 権限の移譲について

以前は茨城県が県内すべてのN P O 法人の所轄庁でした。しかし、笠間市は茨城県から権限移譲を受けたことにより、平成 23 年 4 月から事業所が笠間市にあるN P O 法人に係る事務は、笠間市が行うこととなりました。ただし、市町村への権限移譲が全て終わっているわけではなく、県でも引き続き認証事務を行っており、縦覧資料、縦覧の広告等については市だけでなく県でも行っています。そのため、N P O 法人に付される管理番号は、県の統一番号を使用しています。

【参考】N P O 事務の権限移譲を受けた自治体

- (H23 年度～) 常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、ひたちなか市
 - (H24 年度～) 古河市、高萩市、北茨城市、鹿嶋市
 - (H25 年度～) 神栖市
 - (H26 年度～) 下妻市、牛久市、守谷市
 - (H27 年度～) 日立市、結城市、かすみがうら市
 - (H28 年度～) 常陸大宮市、小美玉市、城里町
 - (H29 年度～) 潮来市、大子町、五霞町
- 44 市町村中 22 市町が権限の移譲を受けています。

※権限委譲を受けていない自治体に主たる事業所を持つN P O 法人は、従来どおり茨城県へ各種申請及び報告をしています。

なお、NPO法人は、所轄庁から認証を受けただけでは成立したことにはなりません。認証後、法務局で登記することによって初めて成立したということになります。

また、法人税や法人事業税などに関して関連が生じることになるため、県税事務所等とのやり取りが必要となります。

登記等に関しては法務局、県税事務所の管轄なので、認証後の登記等についてはそちらをご案内し、内容についての問い合わせは受け付けておりません。

一度、法務局に必要書類等について確認し、お客様に伝えようとしたところ、「登記に関する事項は一切話さないでほしい。お客様に対しては我々が一からお話をします。」と念を押されたこともあります。

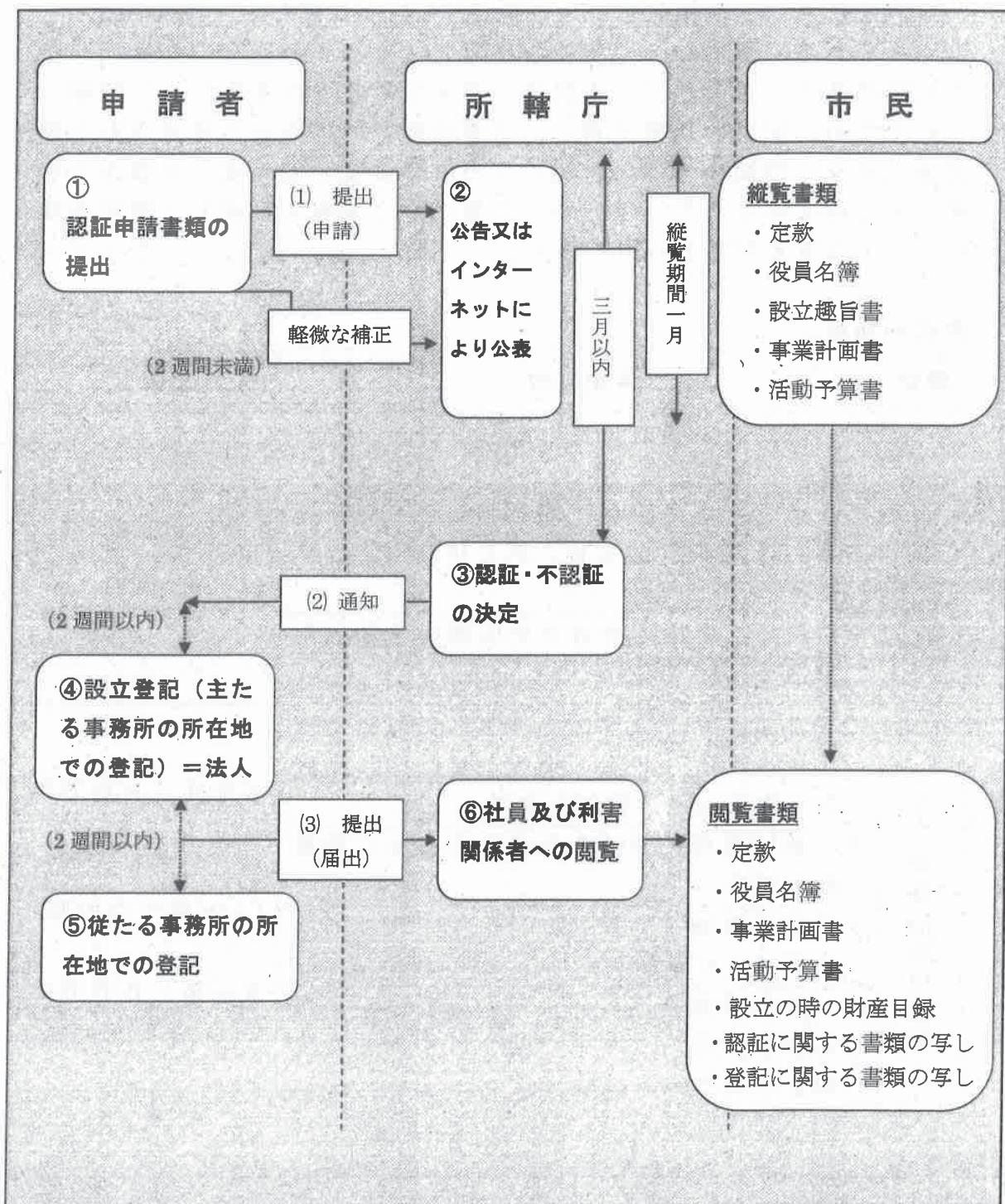
3. 笠間市内のNPO

現在、笠間市内のNPO法人は33法人あり、事業内容も福祉関係、農業関係、環境保全関係、動物愛護関係と様々です。

笠間市内のNPO法人数の推移

年 度	団 体 数
平成22年度	15団体
平成23年度	19団体
平成24年度	25団体
平成25年度	26団体
平成26年度	27団体
平成27年度	27団体
平成28年度	32団体
平成29年度	33団体

«参考»設立の認証申請から登記完了の届出までのフロー



4. NPOへの支援事業（まちづくり市民活動助成金）

公益活動を行う主体としてのNPO法人をはじめとした民間団体、大学、高等学校、企業等との協働を推進するための制度。市民活動の活性化を図ることを目的に、市民自らがまちづくりの主体として活動していくために必要な経費に対し、予算の範囲内において交付される助成金であり、笠間・友部・岩間の3市町合併後の初年度（平成19年度）から始まりました。現在までに延べ92事業を助成し、交付金額は1,135万円に上っています。

助成の種別

種別	事業内容	助成額
(1) 自立促進事業	ア 市民活動団体を法人化することを目的とした事業	単年度 10万円
	イ 新たに市民活動団体を組織するための設立準備事業(設立後、同一年度内に行う事業を含む。)	
	ウ 市民活動団体の自立を促進することを目的とした事業	
(2) 地域活性化事業	ア 地域の様々な課題を自主的に解決するために市内外からの集客を目的に、創意と工夫をもって取組む事業	単年度：30万円 2ヶ年：45万円 (2ヶ年の合計額) 3ヶ年：60万円 (3ヶ年の合計額)
	イ 地域間市民交流を促進するために効果的な事業	
	ウ 地域資源を効果的に活用した個性的なまちづくり事業	
	エ 上記事業推進に関するもののほか、市の施策に沿った事業に関する広報又は周知を目的に行う事業	

NPO法人関係の補助としては、団体の法人化については（1）自立促進事業として、団体の活動については（2）地域活性化事業として申請を受け付け、審査会で採択後、助成を行っています。

しかし、NPO化し、さらに地域を活性化するために活動を計画した団体を（2）地域活性化事業として採択した実績もあります。

（団体名：稻田en日【平成28年度～30年度予定】）

助成実績

年度	助成団体数	助成の種別	助成額
平成 19 年度	15 団体	新規 10 件 連携統合 1 件 広報 4 件	960,000 円
平成 20 年度	12 团体	新規 8 件 連携統合 2 件 広報 2 件	866,000 円
平成 21 年度	8 团体	新規 8 件	625,000 円
平成 22 年度	9 团体	自立促進 5 件 地域活性化 4 件	1,120,000 円
平成 23 年度	6 团体	自立促進 1 件 地域活性化 5 件	1,123,000 円
平成 24 年度	10 团体	自立促進 1 件 地域活性化 9 件	1,761,000 円
平成 25 年度	10 团体	自立促進 1 件 地域活性化 9 件	1,801,000 円
平成 26 年度	10 团体	地域活性化 10 件	1,964,000 円
平成 27 年度	6 团体	地域活性化 6 件	1,130,000 円
平成 28 年度	6 团体	地域活性化 6 件	1,250,000 円

※平成19年度から21年度までは事業の種別は「新規事業」、「連携統合事業」、「広報事業」の3つでした

5. NPO法人と指定管理者

指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項から第11項において規定する制度で、直営によらない公の施設（運動施設、文化施設、社会福祉施設など）の管理手法を定めたものです。

多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、施設の管理運営主体を民間事業者としてことで、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としています。

笠間市では、指定管理者制度の導入及び運用に係る基本的な考え方として、平成25年3月に「笠間市指定管理者制度導入及び運用ガイドライン」を策定し、適正な制度の活用と効果的な運用を図っています。

ガイドラインは、施設運営の効率化や経費の削減とともに、公の施設の設置目的の効果的な達成により、一層の住民福祉の向上に取り組むために、団体の持つ特性を十分に生かしながら、指定期間全体を通じた効果の検証を行うことで、管理運営の更なる改善に向けたサイクルを確実なものとしていくことを意図しています。

ガイドラインの主な内容は次のとおりです。

- ①法的根拠やその目的など制度の概要
- ②基本的事項や考え方、留意すべき点
- ③条例の整備や指定管理者の募集と選定、指定後の協定の締結までに係る事項
- ④管理運営が始まってからの制度運用に係る事項
- ⑤指定管理者に対するモニタリングや制度運用上のマネジメントサイクルに係る事項
- ⑥指定の取消しや業務の一時停止に係る事項
- ⑦指定の取消し、指定期間の満了による指定期間の満了による指定期間の終了時に係る事項

笠間市は、公の施設99施設中、27施設を指定管理者制度により管理運営しており、その主体は民間の事業者、NPO法人、ボランティア団体などを含む幅広い団体としています。公の施設を管理運営しているNPO法人の数は2で、9施設の管理運営をしています。

公の施設の指定管理の現状（平成29年4月現在）

種類	指定管理者に管理運営されている施設数	市の直営で管理運営されている施設数
レクリエーション ・スポーツ施設	12(6)	17
産業振興施設	4(2)	2
基盤施設	6(1)	19
文教施設	0	24
社会福祉施設	5	8
その他 (給食センター)	0	2
合計	27(9)	72

カッコ内はNPO法人により管理運営されている施設数。

指定管理者制度により管理運営している施設（27施設）

平成29年4月1日現在

施設名	施設所在地	指定管理者	指定期間	施設所管課
笠間市民体育館	石井2068-1	特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会	H25.4.1 ～H30.3.31	スポーツ振興課
笠間市岩間総合運動公園	押辺2259-1	特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会	H25.4.1 ～H30.3.31	スポーツ振興課
笠間市笠間武道館	石井2068-1	特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会	H25.4.1 ～H30.3.31	スポーツ振興課
笠間市岩間海洋センター	押辺2259-1	特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会	H25.4.1 ～H30.3.31	スポーツ振興課
笠間市総合公園	箱田867-1	特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会	H25.4.1 ～H30.3.31	スポーツ振興課
石井街区公園	石井2068-1	特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会	H25.4.1 ～H30.3.31	スポーツ振興課
北山公園	平町北山	笠間市造園建設業協同組合	H28.4.1 ～H33.3.31	商工観光課
笠間市いこいの家「はなさか」	橋爪586-4	株式会社 セイウン	H29.4.1 ～H34.3.31	社会福祉課
あたご天狗の森スカイロッジ	上郷2775-7	一般社団法人笠間観光協会	H29.4.1 ～H34.3.31	商工観光課
あたごフォレストハウス	泉99-15	一般社団法人笠間観光協会	H29.4.1 ～H34.3.31	商工観光課
あたご天狗の森野外ステージ	泉99-23	一般社団法人笠間観光協会	H29.4.1 ～H34.3.31	商工観光課
フレンドリーパーク野外ステージ	下郷4445-1	一般社団法人笠間観光協会	H29.4.1 ～H34.3.31	管理課
笠間クライインガルテン	本戸4258	一般財団法人笠間市農業公社	H28.4.1 ～H33.3.31	農政課
笠間工芸の丘	笠間2388-1	笠間工芸の丘株式会社	H28.4.1 ～H38.3.31	商工観光課
笠間市営笠間駅北口自転車駐車場	下市毛288-10	一般社団法人笠間観光協会	H27.4.1 ～H32.3.31	市民活動課
笠間市営稲田駅前自転車駐車場	稲田2307-9	JROB会	H27.4.1 ～H32.3.31	市民活動課
稲田駅前駐車場	稲田2307-12	JROB会	H27.4.1 ～H32.3.31	市民活動課
福原駅前駐車場	福原2129-9	JROB会	H27.4.1 ～H32.3.31	市民活動課
笠間駅北口駐車場	下市毛288-10	一般社団法人笠間観光協会	H27.4.1 ～H32.3.31	市民活動課
笠間市児童館	南友部1966-1	シダックス大新東ヒューマン サービス株式会社	H27.4.1 ～H32.3.31	子ども福祉課
笠間市地域福祉センター 「笠間市友部社会福祉会館」	美原3-2-11	社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会	H25.4.1 ～H30.3.31	社会福祉課
笠間市福祉センター「いわま」	泉159	社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会	H25.4.1 ～H30.3.31	岩間支所福祉課
笠間市障害者福祉センターともべ	美原3-2-11	社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会	H25.4.1 ～H30.3.31	社会福祉課
笠間市障害者福祉センターいわま	下郷5139-1	社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会	H25.4.1 ～H30.3.31	社会福祉課
笠間の家	下市毛79-9	特定非営利活動法人 いばらきの魅力を伝える会	H27.4.1 ～H30.3.31	商工観光課
笠間市地域交流センターともべ	友部駅前1番10号	特定非営利活動法人 いばらきの魅力を伝える会	H28.12.1 ～H31.3.31	市民活動課
笠間市営友部駅南口自転車駐車場	友部駅前1番10号	特定非営利活動法人 いばらきの魅力を伝える会	H28.12.1 ～H31.3.31	市民活動課

II. 地域コミュニティ創生モデル事業について

1. 事業の概要

少子高齢化の進展は、地域活動に欠かせない人材不足や自治活動の困難化を招き、地域コミュニティの継続・維持が困難となる傾向にあります。このことから、多様化複雑化する地域の課題解決に取り組む地域コミュニティ活動のモデル事業に対し、支援しております。

地域コミュニティ創生モデル事業に対する補助は平成27年度から始まり、単独行政区等の新規・改善事業、あるいは複数行政区等（連携）による拡大・拡充事業などを対象に、モデル事業を募り、審査・選定・支援しております。

運営区分：単独又は複数連携による行政区等（行政区、子ども会など…）

対象事業：地域の課題を解決するための地域コミュニティ活動

想定事業：地域で取り組む三世代交流事業・環境美化事業・健康増進事業・

高齢者生きがいづくり事業など

運営区分	H28・29 単年度の補助率等	
① 単独または隣接連携 ※概ね300戸未満		限度額 10万円
② 地域連携 3区以上の連携 ※概ね1000戸まで	事業費の2/3以内の金額	限度額 30万円
③ 小学校区程度 多くの区が連携 ※概ね1000戸以上		限度額 50万円

※ただし、既存の市や国の交付金等に該当している事業は、助成の対象外。

助成実績

年度	助成団体数	助成額
平成27年度	7団体	889,000円
平成28年度	6団体	695,000円
平成29年度	6団体	1,000,000円

※平成29年度はまだ事業終了していないモデルもあるため、見込み。

地域コミュニティ創生モデル事業補助団体一覧

単位：円

年度	No.	団体名	補助額	事業内容
H27	1	こうのす団地 自治会	100,000	そば打ち会
	2	五平クラブ	289,000	五平地域交流の場づくりと伝統行事継承事業 (盆踊り, ワーホイ祭り)
	3	岩間中町自治会	100,000	岩間中町区活性化事業 (盆踊り, 餅つき)
	4	第1東宝ランド	100,000	サマーフェスティバル (防火訓練, 親子三世代で楽しむ物づくり, 演芸会と模擬店, 大抽選会と花火大会)
	5	大古山区 (そよ風広場)	100,000	そよ風広場の整備
	6	館古宿区	100,000	小原城跡環境美化と地域コミュニティの拡充 (流しそうめん・バーベキュー, 近隣グラウンドゴルフ大会, 花壇整備, 移動式ベンチ制作)
	7	第20区 (柏親睦会)	100,000	「柏親睦会」設立による地域コミュニティと支えあい文化の構築 (組織立ち上げ, 防災訓練, いも煮会)
合計			889,000	
H28	1	池野辺 子ども会	39,000	三世代交流イベント (ピザ作り)
	2	第86区	68,000	いも煮会 (グラウンドゴルフ, 輪投げ, 地域ウォーキング等)
	3	館古宿区	100,000	グラウンドゴルフ大会, 花壇整備, 流しそうめん・バーベキュー, しめ縄作り
	4	大古山区	100,000	そよ風広場の整備, 青空市場に関する商品開発
	5	岩間中町区	100,000	盆踊り大会, お月見会, 餅つき会
	6	五平クラブ	288,000	盆踊り大会, グラウンドゴルフ大会, ワーホイ祭り
	合計		695,000	
H29 見込み	1	岩間中町区	100,000	盆踊り大会, お月見会, 餅つき大会
	2	五平クラブ	300,000	盆踊り大会, グラウンドゴルフ大会, ワーホイ祭り
	3	大古山区	100,000	そよ風広場の整備, 青空市場に関する商品開発。新たに青空市の開催
	4	大田町自治会	100,000	地区の高齢化や災害時の助け合いの機運を高めるための子供から高齢者を対象にしたイベントの開催
	5	第86区	100,000	いも煮会 (グラウンドゴルフ, 輪投げ, 地域ウォーキング等)。卓球台を新たに整備し, イベントの幅を広げる。
	6	旧陣屋レクリエーションクラブ	300,000	チャリティー蕎麦会30周年イベント
	合計		1,000,000	

III. 協働のまちづくりに係る取り組み

笠間市は、平成22年度に「笠間市協働のまちづくり推進指針」を策定しました。市民の経験や能力を市政に生かし、市民活動を活性化し、身近な市民同士のつながりを強め、市民が主体性を持って行政と共に活動することを目的としています。

【協働のまちづくりのイメージ】

ある課題に対して市民が要望し、行政が対応するという单方向の問題解決。

↓
住民ニーズの多様化、社会情勢の変化により、対応が困難に…

共通の課題に対して、市民と行政が共に取り組む協働の問題解決。

1. コミュニティビジネス講座

平成26年度は協働のまちづくりの推進の一環として、笠間市コミュニティビジネス講座を行いました。

地域課題の解決にあたって、持続可能な事業化を目指そうとする事例を交えながら、「コミュニティビジネス」の基礎について、講師の方にお話を伺い、先進地の事例の視察を行いました。

(参加者：のべ75名)

	日程	内容
第1回	平成26年 8月9日(土)	コミュニティビジネスフォーラム ～実践者の話を聞き、情報交換・交流も図ろう～
第2回	平成26年 8月23日(土)	事例視察『コミュニティビジネスの現場を見よう』
第3回	平成26年 8月30日(土)	持続可能なコミュニティビジネスを考えよう(1)
第4回	平成26年 9月13日(土)	持続可能なコミュニティビジネスを考えよう(2)
第5回	平成26年 9月27日(土)	中小企業診断士による講座の総括

2. 市民活動入門講座

平成27年度は、地域に貢献する意欲のある方、ボランティア活動等に興味のある方を対象に市民活動入門講座を行いました。

地域の様々な団体による事例等の紹介及び「市民活動」の基礎についてのお話から地域デビューのコツを学び、参加者や登壇者とのつながりを作るきっかけにし、参加者の地域活動の後押しとなりました。

(参加者：のべ12名)

	日程	内容
第1回	平成28年 1月16日(土)	テーマ「地域活動を始めるコツ」
第2回	平成28年 1月30日(土)	テーマ「NPO法人の設立から今まで、そしてこれから」
第3回	平成28年 2月13日(土)	テーマ「地域デビューした若者の取り組みを探ろう」

笠間市内に存在するNPO団体

別紙 1

	名称	活動内容(目的)
1	ひまわり	この法人は、笠間市及び近隣に在住する人々が「困ったときはお互いさま」を合い言葉に、お互いにできるサービスを提供しあい、高齢者や障害者など困ったことにぶつかった人が行政や企業よりサービスを受けるだけでなく、自分たちの力も利用して安心して暮らせる地域づくりを目指し、福祉の増進に寄与することを目的とする。会員は、相互にサービスの提供者となったり、受け手にもなれる互助型として発展させたい。
2	岩間神信合氣修練会	この法人は、合氣道創始者故植芝盛平翁が残された岩間の合氣道を通じ、健全な身体と精神を鍛磨涵養するとともに伝統的合氣道を実践し、国際交流や青少年の育成と豊かで充実した社会づくりに寄与することを目的とする。
3	市民支援センターともべ	この法人は、社会が変化しつつある影響から逃れられない子どもや大人達に対し、心や生活の阻害要因を発見し、問題の解決を図る活動を行う事により、大人が大人らしく子どもの範となる社会生活を送り、子どもが心身ともに健康に成長できる安心で健全な社会の実現を目的とする。
4	NPOこすもす	この法人は介護保険法に基づく居宅サービスだけでなく介護保険で補えない高齢者、障害者、アルコール依存症者等を支援し、地域通貨の利用による交流や助け合い、高齢者同志でお互い助け合い補充し合いながら少子化に伴う核家族化した家庭への子育て支援事業などを行って、誰もがいきいきと暮らせる地域社会作りを図り広く公益に貢献する事を目的とする。
5	時習志士の会	この法人は、地域の住民及び観光客に対して笠間の農産品、郷土料理及び民芸の復活・開発に関する活動を通じて食や生活スタイルを提案すること、笠間稲荷を中心とした笠間の製陶、石材及び史跡の散策路を整備することで笠間を充実した観光ブランドとして提供することを通じて、まちづくりの推進、文化・芸術の振興、経済活動の活性化を図り地域の新たな発展に寄与することを目的とする。
6	NPO地球環境開発研究会	この法人は、農作物の生産者に対して、安全な食料提供の意識醸成と地球環境にやさしい有機農法に関する技術支援を行うとともに、消費者に対して食の安全に関する正しい情報発信・啓発を行うことで、環境と調和のとれた安全な食料供給と健全な食生活社会の実現に寄与することを目的とする。
7	笠間学童保育の会	この法人は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことによって、児童の心身の健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。
8	笠間ツクルことを考える会	この法人は、現代社会において「もの作り」という手作業の現状が、技術がないからと大げさに構えて避けてしまうことや、職業にすることで本来ある楽しみを置き忘れていることが多々ある状況に対して、人間が本来もっている作る楽しみや喜びを再認識できるような「もの作り」に関する事業を行うことにより、現代社会からもたらされるストレスの改善をはかり、活気のあるまちづくりに取り組んでゆくことを目的とする。
9	しつぽのなかま	この法人は、動物達の生存権を擁護し、動物への殺害、虐待、遺棄をなくし、また、動物達の適正飼育の普及活動を行い、さらに、動物達とのふれあいをとおして、青少年の健全な情操教育の推進に努め、人と動物達が穏やかに共存できる社会の実現を目指すことを目的とする。
10	ノースマーク	この法人は、子どもを中心とした様々な世代を対象に、自然・文化・生活等の体験及び学習を通して、新しい発見や感動から、環境活動や未来を担う子どもたちを育成し、社会貢献することを目的とする。
11	いばらき血液・腫瘍緩和研究会	この法人は、医療従事者及び一般の人々に対して、わが国のがん治療に対する臨床研究・疫学研究の情報管理と質の向上に関する事業を行い、新しい診断法や治療法の確立をもって、わが国の保健・医療の増進に寄与することを目的とする。
12	ポプラクラブの会	この法人は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことによって、児童の心身の健やかな発展を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。
13	茨城依存症回復支援協会	この法人は、人としての回復と社会復帰を希求する依存症者が持つ健康上の課題、人権上の課題、そして就労上の課題について、当事者とともに関係諸機関との連携を持ちながら取り組む支援事業を行なう。これを通じて、依存症者が理解され、持てる力を発揮できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
14	なかよし学童保育の会	この法人は、会員の協働の基、保育が必要とされる小学校児童に対し、安全で安心な放課後及び学校休業日の遊びと生活の場を築くことによって、児童の心身の健やかな発達を援助するとともに、保護者が安心して働き、子育てできる地域社会の確立に寄与することを目的とする。
15	茨城・エコカルチャーワーク	この法人は、学校の放課後や休業日に於いて、保育を必要とする小学生を対象とした学童保育事業(放課後児童健全育成事業)及び若年層のキャリア教育支援を行なうとともに、産業・文化・福祉・健康などあらゆる社会生活の領域に於いて環境保全・美化活動に取り組み、「教育」と「環境」の融合・調和による地域振興と環境保全の両立、健全で豊かな地域社会の発展及び資源循環型社会の構築に寄与することを目的とする。
16	あしたを拓く有機農業塾	この法人は、地域に住む人々ならびに有機農業を志向する就農希望者等に対して、環境保全のための有機農業の啓発、有機農業技術の研修指導、有機農業技術の開発・普及、有機農産物の販売や流通体制作りの研究、地域遊休農地の再生利用促進、有機農産物および農業体験を介しての生産者と消費者の交流等の活動を行なうことにより、地域農業の活性化と地域社会の発展に寄与することを目的とする。
17	北川根あゆみの会	この法人は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされている児童の、豊かで安全な放課後および学校休業日の生活の場を築くことによって、児童の健やかな発展を援助し、地域社会の確立に寄与することを目的とする。
18	たくみ	この法人は、産業・福祉・教育・健康などあらゆる社会の領域において社会福祉支援活動に取り組み、暮らしよい町の実現に向け福祉と経済の調和・地域振興・社会福祉支援システム構築をし、普及活動及びそのための人材を育成し障害者等が権利の擁護・労働の確保等に関する事業を行い、産業・福祉・教育・健康の増進に寄与することを目的とする。
19	グラウンドワーク笠間	この法人は、主に笠間市に地域特化し「公民連携&市民協働」を主眼に“光り輝く笠間市”実現のために地域コミュニティ主体の活動により社会貢献する。また、地域の環境改善を推進するとともに、子供たちの“明るい未来”的に側面から育児・教育支援を行う。さらに、働きたくない仕事を就けない就労弱者に就労機会を創出し、輝いて「自立」し“支えられる側から支える側に”まわれるよう支援していく。
20	ハイム	この法人は、笠間市及び周辺地域に住む障害者に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

	名称	活動内容(目的)
21	いばらきの魅力を伝える会	この法人は、笠間市民並びに茨城県民、更には全国の方々に対して、茨城の自然(山・海)の豊かさと、街と自然のバランスのとれた美しい茨城県の魅力と茨城県で生産された特産物・加工品などを各種イベントを通して販売・紹介したり、地域で活躍している文化人や技を極めた職人さん、歴史人、その他地元の歴史や風物詩などをインターネットや上映会などを開催し、地元笠間市民や茨城県民、更には全国人民に発信する事業を行い、笠間市並びに茨城県の観光の振興、学術・文化・芸術の振興等に寄与することを目的とする。
22	瑞亨会	この法人は、産業・福祉・教育・健康などあらゆる社会の領域において社会福祉支援活動に取組み、暮らしあよい町の実現に向け福祉と経済の調和、地域振興、社会福祉支援システムを構築し、普及活動及びそのための人材を育成し障害者等が権利の擁護・労働の確保等に関する事業を行い、産業・福祉・教育・健康の推進に寄与することを目的とする。
23	よつば学童保育の会	この法人は、働く親を持つ小学児童に対し、家庭に代わる生活の場として、放課後及び学校休業日の生活を継続的に保障し、適切な遊びや指導を行う事により、児童の健全な育成を図ると共に、地域の積極的な協力を得ながら、保護者の仕事と子育ての両立を支援する事を目的とする。
24	すずらんクラブ	この法人は、会員による協働運営のもと、保育が必要とされる児童に対し、安全な活動の場を提供すること及び生活の場を築くことによって、児童の健やかな発達を援助し、地域社会の確立に寄与することを目的とする。
25	ビオトープ天神の里を作る会	この法人は、平成15年に策定した(旧友部町)笠間市環境基本計画の重点事業に掲げるビオトープづくり事業に基づき、荒廃していた農地、山林等をビオトープとして整備し、昭和50年ごろの豊かな自然環境を創造するとともに、大切な自然環境の保全活動を行う。また、ビオトープ天神の里等の活動を通して、市民に対して、体験活動や様々な観察会等を開催することにより、自然の大切さや生物への思いやりを多くの方々に理解していただくとともに、次世代に豊かな自然を伝承することを目的とする。
26	岩間みらい塾	この法人は、人口減少や少子高齢化によって活力が失われ疲弊した街にかつての賑わいを取り戻すべく、個性豊かな景観や文化、地域特産物等を見直し、これまで以上に魅力ある街を創り、新たな情報を発信することで集客力をアップするとともに、新たな賑わいと活力を掘り起こし、次世代に継承することを目的とする。
27	ワンちゃん・ネコちゃんたすけ隊	当法人は、動物たちの生存権を擁護し、動物の殺害、虐待及び遺棄をなくし、動物たちの適正な飼育の普及活動を行うとともに、動物たちとのふれあいを通じて、青少年の健全な情操教育の推進に資することにより、人と動物たちが穏やかに共存できる社会を実現できるよう目指すことを目的とする。
28	稻田en日	この法人は、広く一般市民に対して稻田及び笠間市の魅力を伝えるため、インターネット等を通じた情報発信を行い、稻田の観光資源である稻田駅前公園や遊歩道を活用したイベントの開催、里山石山を活用し、子どもを対象としたワークショップを開催することで、新たな賑わいと活力を掘り起こし、稻田及び笠間市の活性化に寄与することを目的とする。
29	双葉園	この法人は、障害者及びその家族を対象として、社会福祉支援活動に取り組み、障害者の尊厳を保持し、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援し、社会参画の実現に寄与することを目的とする。
30	優心会	この法人は、広く障害児者を対象として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び児童福祉法に基づく障害児の支援に関する事業等を行い、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することで、障害者個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援し、社会参画の実現に寄与することを目的とする。
31	あたご児童クラブ	この法人は、小学校に就学している児童であり、その保護者が就労等により屋間家庭にいない児童に対して発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等に関する事業を行い、児童の発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことを目的とする。
32	かさまキッズクラブネリネ	この法人は、保護者が仕事等で家庭にいられないため保育が必要とされる児童に対して、放課後及び学校休業日に生活や遊びの場を提供し、年齢に応じた適切な遊びや指導を行うと共に、地域、社会との連携・協力のもと様々な体験や活動を通して、児童の自主性、社会性、及び創造性の向上と健全な発達の育成に努め、保護者の子育てと仕事の両立を支援することを目的とする。
33	笠間の魅力発信隊	この法人は、笠間市の持つ魅力を広く発信し、交流人口や定住人口の拡大によるまちの活性化・人が輝くまちづくりをめざして、体験型教育旅行の実施をはじめとした創意ある取り組みを行うことを目的とする。

まちづくり市民活動助成金 NPO関係助成実績

別紙 2

年	団体名	事業種別	概要	実績	補助金 交付額
H22	クラフトファームかさま	自立促進	クラインガルテンを核に安心安全な「食」の生産・供給・流通の活性化を図るNPO法人の立上げ、体験農業教室、食材修習会を開催する。	平成22年8月、NPO法人クラフトファームかさまとして認証を受けた。	100,000
H22	ビオトープ天神の里を作る会	自立促進	自然環境の保全活動を実施している「ビオトープ天神の里」を紹介及びPRするため、パンフレット及び概要書を作成し、視察研修や観察会で配布する。	作成したパンフレットを「かさま環境フォーラム」、「男女共同参画セミナー」「農地・水環境保全向上対策事例発表」などの市の会議で配布し、自然環境保全活動をPRした。	100,000
H23	いばらきの魅力を伝える会	自立促進	茨城の魅力を全国に発信するため、茨城県内の特産・加工品のブランド化、強いては笠間市の特産物を販売・紹介して全国に発信することを目的としている。本申請は、NPO法人化するためには必要な事務用品の整備を行い、会員増強、各種申請、イベントの開催を行なうもの。	「茨城県いばらき応援まつり」と題し、水戸市にあるケーズデンキスタジアムにおいて、笠間市の特産物である自然薯の販売や笠間焼絞けけ本舗などでのブースを設け、笠間市の魅力を伝えることができた。笠間市民や水戸市民など多くの茨城県民と、茨木県民を合わせて約5,000人の来場者で賑わっていしたことから高いPR効果があった。また、平成24年3月に申請し平成24年5月、NPO法人いばらきの魅力を伝える会として認証を受けた。	100,000
H24	「農業の6次産業化」と「まちなかカフェ開設」によるまちづくりと就労支援(NPO法人クラウンドワーク笠間)	地域活性化	社会貢献と自立を主眼にNPO法人を立ち上げ、耕作放棄地の有効活用による「農業の6次産業化」をベースとしたまちづくり活性化に取り組んでいる団体。耕作放棄地の有効活用により生産された野菜やフルーツを使用する街中の空き店舗を利用したカフェを開店し、雇用創出による地元の就労弱者などの就労支援も推進していく事業を実施する。	「夢ファーム」4拠点が定着化した。ブルーベリーは、収穫後「ジャム」を作り提供。ヤーコンは、経験不足もあり収穫も少なく予想していた成果が得られなかったので、次年に再チャレンジする予定である。野菜類は、収穫物をイベント「メントショット」にて販売。「まちなかカフェ」は、店舗改築が完了し3月21日オープン予定。「就労支援」は「生活保護受給者」の就労支援について、笠間市・社会福祉課に具体策を提案したが、個人情報の問題で消極的な回答であったが、NPOの活動を通じて、年金生活者世代コミュニティ構築に特化して取り組む。参加者：15人	200,000
H24	カサマメ☆プロジェクト～自分で作ろう大豆から豆腐～(NPO法人いばらきの魅力を伝える会)	地域活性化	工芸品や特産品などを販売、紹介するイベントを各地で開催し、笠間市や茨城県の魅力を広く伝える活動を展開している団体。窯で大豆の蒸籠から収穫に至るまでの農業をを行い、自らが作った大豆で豆腐を製造し、自らが作った笠間焼きのお皿で食す事業を実施する。	大豆、豆腐、農業体験に対して意識の高い参加者に恵まれ、楽しく和気藹々とかさマメ☆プロジェクトを行うことができた。普段経験したことの無い作業から、農家や生産者のことを知ることにより食に対する意識も高まる活動になつた。また、笠間産の農産品・加工品を通して笠間の魅力を発信する活動についた。参加者：10人	100,000
H24	笠間の民話ハイキングコース第2弾「笠間ハイキングコース第3弾「佐白山編」」(NPO法人時習志士の会)	地域活性化	笠間の名所旧跡を観光客へアピールするため、「六寺院巡り」「笠間、民話の地を訪ねて～大池田地区周辺～」の編集終了し、ハイキングコースパンフレットが出来上がった。今後は、3ヵ年計画で「佐白山編」のリーフレットに引き継ぎ「大洲～福原編」、「片岡～加賀田～本豆編」、「加賀田～シルバーウェイ編」を作成し、それぞれにハイキング案内板を設置する。実際に笠間の民話ハイキングコース第2弾「笠間ハイキングコース第3弾「佐白山編」」の編集終了し、ハイキングコース第1弾「笠間ハイキングコース第2弾「笠間～福原編」」、「片岡～加賀田～本豆編」、「加賀田～シルバーウェイ編」にまた参加したい」の言葉をもらつた。参考者：25人、スタッフ5人	笠間の民話ハイキングコース第2弾「笠間ハイキングコース第3弾「佐白山編」」の編集終了し、ハイキングコース第1弾「笠間ハイキングコース第2弾「笠間～福原編」」、「片岡～加賀田～本豆編」、「加賀田～シルバーウェイ編」を作成し、それぞれにハイキング案内板を設置する。実際に笠間の民話ハイキングコース第2弾「笠間ハイキングコース第3弾「佐白山編」」の編集終了し、ハイキングコース第1弾「笠間ハイキングコース第2弾「笠間～福原編」」、「片岡～加賀田～本豆編」、「加賀田～シルバーウェイ編」にまた参加したい」の言葉をもらつた。参考者：25人、スタッフ5人	111,000

年	団体名	事業種別	概要	実績	補助金 交付額
H25	「農業の6次産業化」と「まちなかカフェ開設」によるまちづくりと就労支援（NPO法人グラウンドワーク 笠間）	地域活性化 2年目 [3か年]	60才以上のシニアが中心になり「社会貢献活動」「農業6次産業化」「農業6次産業化」として、3つの柱として笠間市のまちづくりと農業の有効活用、「空き店舗の活用」「子供たちの健全な育成」等に取り組む。年生活者は、収入よりもモチベーションの大切であります。そこでNPO法人が主導して、年金生活者が年金生活者で構築し年金生活者が自閉に陥らないで輝いて元気に活躍できるステージ作りを行う。	農業の6次産業化として、2,000坪のファームで農作業を実施し、ブルーベリージャムと栗の深加工品を加工販売した。NPO法人グラウンドワーク 笠間の運営日を過3日から5日へ拡大し、乾杯条例に合わせた日本酒と地产品を使つたイベントなどを開催した。社会貢献活動として、女子サッカーチーム『ブルチーノFC』の支援、つづじ祭りでのテントショップをオープンなど「まちおこし」に貢献している。カフェイベント参加者3,500名【1ヵ月】各イベント参加者延べ約500名	200,000
H25	カサマメ☆プロジェクト～自分で作ろう大豆から豆～（NPO法人いばらきの魅力を伝える会）	地域活性化 2年目 [3か年]	笠間市内の烟で大豆の種まき・除草作業・収穫・選別に至るまでの農作業と、自分で作つた大豆により豆腐の製造を在来種のことと、農業と食の魅力を作つて現場を体験していく大豆です。茨城県の風土に最も適した風味豊かな大豆です。参加者は豆腐作り体験後に、食に興味がある講師を招き講演を聴くことで開心や知識を高めてもらいたい。また、参加者は豆腐を詰め合せをして持ち帰つていただきます。本年度は笠間焼きの豆皿を作成し、自分で作つた笠間焼きの豆皿で、自ら育てた大豆による豆腐を食べていただきます。対象者は、農業や食には関心はあるが、体験はしたことの無い地元の方々で、地場産業である笠間焼きに興味のある方。	昨年度の反響を踏まえて、今年度は大豆の収穫と陶芸体験が新たに加わり、参加者は普段あまり経験しない作業から、農家や生産者のことを知ることができます。食に対する意識も高まる活動となつた。6月の夏祭り開催と同時に、7月の「まちおこし」で開催する活動となりました。10月の秋祭りと11月の大豆収穫を経て、翌年1月に豆腐を自分の作つた笠間焼きの器で食した。	110,000
H25	笠間の民話ハイキングコース作成プロジェクト（NPO法人時習志の会）	地域活性化 2年目 [3か年]	市民が笠間の民話の地を訪れることで、笠間の歴史・地理・風土の理解を深める事業であり、また、市民が郷土を理解することで、観光客へ笠間の魅力を容易に伝えられるようになります。はじめはシルバー世代を対象とするが、順次、小中学生・観光客へも対象となります。さらには、笠間観光案内人の案内事業のテーマとするところを期すします。（当会人員に笠間観光案内人がいる）「自分の町には、何もない」と愚痴る人が必ずいます。そこで、私たちの町には、歴史・自然に沿れてきた色々なものが有るということを理解してもらいたい。	8月からハイキングコース方針を協議し、笠間総合公園をスタート・ゴールとした「箱田・片桐地区」のハイキングコースの案内パンフレットを作成することができた。昨年度作成した「大池田地区周辺」ハイキング案内パンフレットを基にしたパンフレット作成へ/0名歴史散策会 約40名	105,000
H25	新しいレンタサイクル事業（NPO法人ノースマーク）	地域活性化 1年目 [3か年]	笠間に訪れた人が観光する際の移動手段として、自転車を活用してもらおうという事業です。究極のエコな乗り物、そして都心を中心とした自転車ブーム、さらには健康志向などの社会的ニーズを取り入れた新しい観光形にチャレンジするものです。笠間は車での観光客が多いため、駅前だけではなく駐車場から借りられるシステムを構築できればと考えています。特にボレボレレンタサイクルコースの企画、ガイドマップの作成、自転車へのドリンクホルダー設置などを実施予定。今後は、モバイルアプリの企画、ガイドマップの存在であります。そういうところから広げられればと思います。	平成25年5月から笠間観光協会とも打合せをして、設置場所【拠点】の検討と開始し、11月にボレボレレンタサイクル事業をスタートした。笠間でのカブツブル成立者への『かさカル利用券』プレゼントをはじめ、イベントを実施した。今後は、モバイルコースの企画、ガイドマップの作成、自転車へのドリンクホルダー設置などを実施予定。	200,000

年	団体名	事業種別	概要	実績	補助金 交付額	
H26	新しいレンタサイクル事業 (NPO法人ースマーク)	地域活性化 2年目 [3ヵ年]	笠間を訪れた人が観光する際の移動手段として、自転車を活用してもらおうというもので、究極のエコな乗り物、そして観光の形にチャレンジするもの。社会的ニーズを取り入れた新しい観光の形でのイベントとし、笠間は車での観光客が多いため、駅前に多くのレンタサイクルステーションへの導入を検討できることを考慮して、駐車場も広く、市のランドマーク的存在であり、そういうったところから広げられればと考えている。	10月に風景画散走、12月にコーヒー散走といったイベントを開催したが、他のイベントは墨天候により中止となつたものがあつた。また、笠間コンでのカナル利用券」プレゼントといったカタチでのイベントとのタイアップへのアプを図った。毎月2回の定期点検と利用者拡大のためのレンタサイクルステーションへのP0掲示を行つた。利用者 46名（昨年度 9名）	200,000	
H26	「農業の6次産業化」と「まちなかカフェ運営」を3つの柱とし笠間市のまちづくりと雇用創出に取組む事業である。「NPO法人グラウンドワーク」を「カク笠間」のシニアスタッフが主体となり、地元の「耕作放棄地の有効活用」「空き店舗の活用」「子供たちの健全な育成支援」等に取組む。年金生活者は、収入よりもモチベーションやパワーを発揮することが可能である。そこでNPOが主体となりシニアコミュニティを行構築し年金生活者が自閉に陥らないで輝いて元気に活躍できるステージ作りを行う。	地域活性化 3年目 [3ヵ年]	60才以上のシニアが中心になり「社会貢献活動」「農業6次産業化」「まちなかカフェ運営」を3つの柱とし笠間市のまちづくりと雇用創出に取組む事業である。「NPO法人グラウンドワーク」を「カク笠間」のシニアスタッフが主体となり、地元の「耕作放棄地の有効活用」「空き店舗の活用」「子供たちの健全な育成支援」等に取組む。年金生活者は、収入よりもモチベーションやパワーを発揮することが可能である。そこでNPOが主体となりシニアコミュニティを行構築し年金生活者が自閉に陥らないで輝いて元気に活躍できるステージ作りを行う。	農業の6次産業化として、2,000坪のファームで農作業を実施し、フルベリージャムとイチゴジャムを加工販売した。また、収穫した農産物はカフェの食材として利用している。相模甚句どちらんこを樽酒で楽しむ「歌事喫茶！」、「相模甚句どちらんこを樽酒で楽しむタヘ！」など、その他笠間の地酒をを使ったイベントなどを開催した。社会貢献活動として、つづりでのテントショットをオープンするなど「まちおこし」に貢献している。カフェ来店者 約5,000名/年 各イベント参加者 延べ約150名	200,000	
H26	カサマメプロジェクト～自分で作ろう大豆から豆腐～～自分で作らばらきの魅力を伝える会～	地域活性化 3年目 [3ヵ年]	笠間市内の畑で大豆の種まき・除草作業・収穫・選別によるまでの農作業と、自分で作つた大豆により豆腐の製造をする現場を経て、翌年1月に豆腐を自分の作った笠間舞きの器で食した。豆収穫を経て、翌年1月に豆腐を自分で作つた笠間舞きの器で食した。今回は、フードアーティストの藤原浩氏にも参加いただき、講演・ディスカッションを新たに加え、陶芸体験では講師に久野陶園から講師を招くことで笠間らしいさを高めることができ、笠間の魅力を発信する活動になつた。	6月の募集開始から、7月の種まき及び陶芸体験、10月の器豆刈りと11月の大 豆収穫を経て、翌年1月に豆腐を自分で作つた笠間舞きの器で食した。 また、参加者には製造体験した豆腐を詰め合わせにして持ち帰つていただく。 2年目からは笠間舞きの皿を作成し、自分で作つた笠間舞きの皿で、自ら育てた大豆による 豆腐を食べていただく。対象者は、農業や食には関心はあるが、体験はしたことの無い地元の方々で、地場産業である笠間舞きに興味のある方。	参加者 一般参加20名、スタッフ7名 延べ一般参加者数 86名	110,000
H26	笠間の民話ハイキングコース作成プロジェクト (NPO法人時習志士の会)	地域活性化 3年目 [3ヵ年]	市民が笠間の民話の地を訪れることで、笠間の歴史・地理・風土の理解を深める事業であり、市民が郷土を理解することことで、観光客へ笠間の魅力を容易に伝えられるようになり、市の活性化につながる事業である。（はじめはシルバーウォーク案内パンフレットを基にした「歴史散策会」への協賛として、ハイキングを実施した。） 観光客へも広げていく。さらに、笠間舞光案内人の案内事業のテーマとするところを期待する。（当法人会員に笠間舞光案内人がいる）「自分の町には、何もない」と懸念する人が必ずいます。そこで、自分たちの町には、歴史・自然に培われてきた色々なものが有るということを理解してもらおうというものです。	4月からハイキングコース方針を作協議し、稻田駅をスタート・ゴールとした「稻田地区」のハイキングコースの案内パンフレットを作成することができた。 昨年度作成した「箱田・片庭地区」ハイキング案内パンフレットを基にした「歴史散策会」への協賛として、ハイキングを実施した。 日沢地区の領域（暫定）台へ案内版を設置 パンフレット作成及び案内版設置 約99名 歴史散策会 約10名	154,000	

年	団体名	事業種別	概要	実績	補助金 交付額
H27	新しいレンタサイクル事業 (NPO法人ノースマーク)	地域活性化 3年目 [3ヵ年]	笠間を訪れた人が観光する際の移動手段として、自転車を活用してもらおうというもので、究極のエコな乗り物、そして都心を中心とした自転車チーム、さらには健脚志向などの社会的ニーズを取り入れた新しい観光の形にチャレンジするもの。笠間に訪れた観光客が多くいため、駅前だけではなく駐車場から借りやすくて車での観光客が多いため、駅前だけを構築できればと考えて市内のショッピングセンターを考えている。特にボレボレシティは高速バスや間道バスの停留所もあり、駐車場も広く、市のランドマーク的存在であり、そういったところから広げられればと考えている。	10月にスタンプラリー企画開始、12月にコーヒー散歩といったイベントを開催したが、昨年度程の利用者には結びつかなかった。10月号がぶらざ11月号などへの爆載もしたが、思ったような成果には繋がらなかった。今後もスタンプラリーは継けていきたい。 利用者 21名（昨年度 46名）	130,000 200,000
H27	笠間の体験型教育旅行推進事業 (笠間の魅力発信隊)	地域活性化 1年目 [3ヵ年]	首都圏の小中高等学校等を対象にした「笠間の体験型教育旅行」の受け入れ態勢を整え、宣伝PR活動を行い、笠間観光協会などと連携することで事業を確立し、多くの人が笠間を訪れ初年度においては、「農家、陶芸家、神社仏閣を中心とした民泊協力家庭の登録を促し、次年度において日帰りの「民家体験」を実施する予定。 最終的には、首都圏に限らず海外からの訪問者も視野に入れた体験型の教育旅行の受け入れ体制を構築しようと考えている。	平成27年6月18日に第1回目の総会を開催し、趣旨の確認及び事業の進め方を明示へ確認。 目標 : 150戸訪問、説明 ⇒ 受入50戸 以降、数回の連絡会議を開催し、平成28年3月16日開催の受入家庭向けのセミナーも開催。【平成28年3月現在 67戸の登録】 平成28年6月10日開催予定の「1日民家体験」を遂行中	200,000
H28	笠間の体験型教育旅行推進事業 (笠間の魅力発信隊)	地域活性化 2年目 [3ヵ年]	首都圏の小中高等学校等を対象にした「笠間の体験型教育旅行」の受け入れ態勢を整え、宣伝PR活動を行い、笠間観光協会などと連携することで事業を確立し、多くの人が笠間を訪れる最終的には、首都圏に限らず海外からの訪問者も視野に入れた体験型の教育旅行の受け入れ体制を構築しようと考えている。	浦安市立明海中学校1年生の生徒1,16名及び教師9名を37軒の民家が受け入れ、双方の満足度が高く、本年度も5月、6月と教育旅行の受け入れを予定している。 平成30年には50戸の受入を目標とし、また、NPO法人化を目指して事業を継続していく予定。	300,000
H28	都会とのコラボ&発信のシニア健康カフェ（NPO法人グラウンドワーク笠間）	地域活性化 1年目 [3ヵ年]	社会貢献と自立を主眼にNPO法人を立ち上げ、耕作放棄地の有効活用による「農業の6次産業化」をベースとしたまちづくり推進団体。首都圏で活動する「グラウンドワーク」を運営する団体。当助成金も活用してオーブンさせた街角カフェ「グラウンドワーク」を中心に活動を展開している中で、「元気なシニアを社会参加させることで健常寿命を延ばす活動」をしていこうもの「シニアと若者の多世代交流や、都会とのコラボによる発信活動」をしていく予定。	当助成金を活用してオープンさせた街角カフェ「グラウンドワークのお店」においてイベントやセミナー、首都圏からのツアー受け入等を14回行った。 (参加者数5~23名) 今年度は社会参加に積極的な高齢者だけでなく、退職等で社会参加の機会が減った高齢者の呼び込みも視野に入れたイベントを開催していく予定。	200,000
H28	稲田en日のNPO法人化と稲田地区の魅力発信及び環境整備事業 (稲田en日)	地域活性化 1年目 [3ヵ年]	イベントや情報ツールなどを活用し、稲田地区の魅力をPRするというものの、NPO法人化したまじめ・金銭的な部分で基盤強化を図り、ホームページ作成及び会員登録のパンフレットの作成をするとともにイベント（陶炎祭、笠間浪漫）への参加、稲田駅前公園でのイベント、稲田駅前公園及び稲田遊歩道の整備、野遊びワークショップを通して、会員の拡大を目指している。	NPO法人化、ロゴマークの作成及びホームページの作成が完了し、会員募集のPRを繼續している。 (現在の会員数は35名) 今年度は、稲田神社の協力により、クラブハウスやキャンプ場を利用したイベント開催を予定している。	250,000

笠間市指定管理者制度導入及び運用ガイドライン

笠間市
平成30年4月改定
(平成25年3月制定)

目次

はじめに	1
第1章 指定管理者制度の概要	2
1 指定管理者制度の根拠	2
2 指定管理者制度の趣旨	2
第2章 指定管理者制度に係る基本的事項	3
1 指定管理者の権限	3
(1) 施設の使用許可権限	3
(2) 指定管理者に委任できない権限	3
2 指定管理者が行う業務	3
(1) 業務の範囲	3
(2) 自主事業	3
(3) 施設の目的外使用	4
3 指定管理業務の第三者への委託	4
4 指定管理料	4
(1) 額の決定と支払い	4
(2) 増額又は減額	4
(3) 債務負担行為の設定	4
5 利用料金制	5
(1) 利用料金の額	5
(2) 利用料金収入が管理運営経費を上回る場合の取扱い	5
(3) 利用料金制によらない場合の使用料	5
6 税の取扱い	5
(1) 消費税	5
(2) 印紙税	6
(3) 事業所税	6
7 住民の安全確保	6
8 リスクと責任分担	6
(1) 責任分担	6
(2) 損害賠償	6
9 個人情報の保護	7
10 暴力団等の排除	7
11 監査委員による監査	7
12 環境への配慮	7
1 指定管理者制度導入までの標準的なスケジュール	9
2 制度導入の検討	10
(1) 管理運営方法の手法の選択	10
(2) 留意事項	10
ア 管理についての法的規制	10
イ 利便性、市民サービスの向上	11
ウ 管理運営経費の縮減	11
エ 平等性・公平性の維持	11
オ 民間事業者等の有無	11
カ サービスの特殊性・専門性	11
キ 利用料金制	11
ク 特別事由の有無	11
(3) 複数施設の一括導入	11
3 条例の整備	11
(1) 指定の手続	12
(2) 管理の基準	12
(3) 業務の範囲	12
(4) 利用料金制	12

4	指定期間	12
5	公募・非公募の決定	12
6	募集要項の記載事項	13
(1)	基本方針	13
(2)	公の施設の概要（1号）	13
(3)	管理運営業務の範囲	13
(4)	責任分担	13
(5)	指定期間	13
(6)	指定管理料（市が支払うべき管理に要する費用に関する基準（7号））	14
(7)	利用料金制の有無	14
(8)	応募資格（欠格事由）	14
(9)	申請手続	15
(10)	選定方法	15
(11)	選定後の手続	15
(12)	指定の取消し	15
(13)	仕様書の添付	15
(14)	その他	15
7	公募の実施	15
(1)	周知方法	15
(2)	募集期間	16
(3)	説明会の開催	16
(4)	質問等の受付体制	16
8	指定管理者候補者選定の手続	16
(1)	選定の留意点	16
(2)	所管課における選考及び審議会への諮問	16
(3)	選定審議会の審議及び答申	17
(4)	指定管理者候補者の選定	17
9	議会の議決と指定	17
10	協定の締結	18
第4章	指定管理者制度の運用	19
1	制度運用上の留意事項	19
2	制度運用の流れ	19
3	事業計画書、収支予算書	20
4	業務報告の聴取等	20
5	連絡協議会等	20
6	事業報告	20
7	実績報告	21
第5章	モニタリングと評価	22
1	モニタリングの実施	22
(1)	指定管理者が実施する点検、自己評価等	22
(2)	施設所管課が実施するモニタリング	22
2	マネジメントサイクルと評価	23
(1)	指定期間単位のマネジメントサイクル	25
ア	制度活用に当たっての計画（Plan）	25
イ	指定管理者による管理運営（Do）	26
ウ	指定期間を通した評価（Check）	26
エ	指定期間満了後の方向性の検討（Action）	27
(2)	事業年度単位のマネジメントサイクルと評価	27
ア	事業計画（Plan）と実施内容の確認及び承認	27
イ	事業計画に基づく管理運営の実施（Do）と実施状況の確認	28
ウ	事業報告（Check）と評価	28
エ	課題を踏まえた改善案検討（Action）と方向性の提示	28
(3)	利用者等による評価	28

ア 利用者アンケートの実施	28
イ 利用者等との懇談等	29
第6章 指定の取消し等	30
1 指定の取消し等の可能性	30
2 指定の取消し等の手続	30
(1) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会における審議	30
(2) 聴聞等	30
(3) 告示等	30
(4) 指定の取消し等に伴うその他の手続・留意事項等	30
ア 指定の取消し等による損害賠償責任	30
イ 指定の取消し等による指定管理料の取扱い	31
ウ 事業報告書の提出	31
エ 取消し後の施設運営	31
第7章 指定期間の終了	32
1 業務の引継ぎ	32
2 原状回復義務	32
参考	33
○地方自治法（抜粋）	33
○笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例	35
○笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則	37
○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱	42

○ 用語について

地方自治法…法とする

笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例…手続条例とする

笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則…手続条例施行規則とする

個々の公の施設の設置根拠となっている条例…設置条例とする

はじめに

指定管理者制度は、公の施設の管理を、民間事業者、NPO法人、ボランティア団体等を含む幅広い団体に委ねることを可能とする、地方自治法に定める制度である。民間が有するノウハウを活用することで、効果的、効率的な施設の管理運営と住民サービスの向上を図ることを目的としている。

本市では、平成19年3月に策定した笠間市行財政改革大綱、平成23年12月に策定した第二次笠間市行財政改革大綱において、民間の知識や技術を活用することにより、コストを削減しながらサービスの維持・向上に努めるとして、指定管理者制度を始めとする民間活力の導入に努めてきた。

そして、現行の第3次笠間市行財政改革大綱においても、民間事業者等の優れた専門知識を活用する多様な手法を的確に選択し、積極的に民間活力の導入を図るとしており、指定管理者制度が有効に活用できると判断したものについては、可能な限り同制度を導入していくことを市の基本的な考え方としている。

一方で、制度の導入、運用面では、指定管理者制度導入方針（平成19年5月策定）及び指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針（手順書）（平成20年9月策定）により、市としての共通認識の下、各施設所管課においても、適正な制度の活用を図ってきた。

指定管理者制度導入方針では、制度の導入から実際の運用まで、制度を活用する上で必要な基本的な考え方や事務手続についてまとめ、指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針（手順書）では、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段であるモニタリングの手法を具体的に示している。

このような方針等に基づき、本市において、指定管理者による施設の管理は概ね安定的に実施されており、指定管理者が持つノウハウを活用しながら、市民サービスの向上や効果的、効率的な施設の運営が行われてきた。

現在、既に制度を導入している施設においては、その多くが2回目以降の指定期間となっている状況にある。

今後も、施設運営の効率化や経費の削減とともに、公の施設の設置目的の効果的な達成により、一層の住民福祉の向上に取り組んでいくが、その実現のためには、団体の持つ特性を十分に生かしながら、指定期間全体を通じた効果の検証に目を向け、管理運営の更なる改善に向けたサイクルを確実なものとしていくことが重要である。

ここに、指定管理者制度導入方針及び指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針（手順書）を見直すとともに再構築し、引き続き適正な制度の活用と、更なる効果的な運用を図るために基本的な考え方として、「笠間市指定管理者制度導入及び運用ガイドライン」を策定する。

第1章 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度の根拠

指定管理者制度は、法第244条の2第3項から第11項において規定する制度である。平成15年9月に施行された法の一部改正により、管理委託制度に代わって創設されたもので、直営によらない公の施設の管理手法を定めたものである。

2 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに導入することができる制度である。

この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理運営主体を民間事業者とすることで、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としている。

そのため、指定管理者制度における公の施設の管理の主体を、市議会の議決を経て市が指定した、民間の事業者、NPO法人、ボランティア団体などを含む幅広い団体としている。

指定管理者制度の特徴的な内容をまとめると以下のとおりとなる。

管理の主体	民間事業者を含む幅広い団体（個人を除く）
施設の管理権限	条例の定める範囲内で指定管理者が有する。 (施設の使用許可権限を含む)
管理を行うための手続・根拠	市議会の議決を経て、市が指定（行政処分）する。 具体的な業務内容は協定を結ぶ。
施設の設置者としての責任	笠間市（必要に応じて指示等）

～公の施設とは～

地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設置する施設のことで、運動施設、文化施設、社会福祉施設などが該当する。したがって、市庁舎のように、地方公共団体が事務を行うために設置した施設は該当しない。

第2章 指定管理者制度に係る基本的事項

1 指定管理者の権限

指定管理者は、市の指定により、施設を管理運営する上で必要な管理権限を有することとなる。指定管理者制度は、その趣旨から、指定管理者の持つノウハウを最大限に活かすことで、施設の効率的、効果的な管理運営業務が実施できるよう、幅広い業務を指定管理者に委ねることができる制度となっているが、権限の範囲を定めるに当たっては、特に以下の点に留意する。

(1) 施設の使用許可権限

旧管理委託制度では認められていなかった、行政処分に当たる施設の使用許可の権限についても、条例で定めることで指定管理者に委ねることができる。指定管理者に使用許可権限を与えるか否かについては、単純に事務処理の効率性や利用者の利便性の観点のみならず、各施設の特性を考慮し、市の責任において直接なされるべきものかどうかの観点から判断すべき事項である。

指定管理者に使用許可権限を与える場合、指定管理者による当該処分についても笠間市行政手続条例（平成18年3月19日条例第9号）が適用されることとなる。したがって、使用申請に対する許可を判断するに当たっての審査基準を備え付けるなど公にしておくことや、申請を拒否する場合の理由の提示などが必要となる。

なお、法第244条の4第3項の規定により、指定管理者が行った公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、市長に審査請求を行うことができる。

(2) 指定管理者に委任できない権限

法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については指定管理者に行わることはできない。具体的には以下のとおり。

- ① 使用料の強制徴収（法第231条の3）
- ② 不服申立てに対する決定（法第244条の4）
- ③ 目的外使用許可（法第238条の4第7項）

2 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、業務の範囲として市が定めた内容の範囲で、指定管理者に行わると判断した業務であり、施設の設置目的に即した内容のものである。

(1) 業務の範囲

指定管理者に行わせる業務は条例でその範囲を定め、その範囲内で、募集時に募集要項や業務の詳細を記載した仕様書等において実際に市が行わせる業務を提示し、最終的に協定により取り決めることとなる。

協定により取り決めた業務内容に基づいて、指定管理者は管理運営を行っていくことになるが、民間のノウハウを最大限に活用するという制度の趣旨からも、幅広く裁量権を持たせた内容としておくことが重要である。

したがって、まず条例で定める業務の範囲を幅広く定めておくことが必要であり、実際に指定管理者に行わせる業務を決める際も、条例で可能とする範囲を広く委ねる方向で検討する。そして、仕様書等についても、最低限定型的に行うべき業務を除き、具体的、固定的すぎることのない自由度のある内容を要求したものとすることが望ましい。

以上の点に留意し、業務の範囲と実際の業務内容を定めることで、指定管理者においては、自由な発想により、幅広く施設の管理運営業務を行うことが可能となるが、それはすなわち、指定管理者の積極的な提案に期待した管理運営がなされることを意味する。

(2) 自主事業

指定管理者は、仕様書等で市が要求する最低限指定管理者が行うべき業務に関する提案に加え、仕様書等で要求する範囲を超えた内容についても自主事業として提案し、市によ

る事前の承認の下実施することができる。

自主事業の実施は、本来実施すべき管理運営業務の妨げとならない範囲で行うことが前提となる。

また、指定管理者の責任と費用において実施されるものである。

(3) 施設の目的外使用

指定管理者より、自主事業として施設の設置目的に合致しないものが提案される可能性がある。指定管理者制度の導入意図は、施設の設置目的の効果的な達成にあるため、指定管理者制度の範疇において実施できるものではないが、事業の実施により、施設の利用者の利便に供すると判断できるものや、実施により本来業務との相乗効果が得られるものについては、施設の目的外使用許可をもって行わせることとなる。

3 指定管理業務の第三者への委託

清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできない。

第三者への再委託については、市の事前の承諾を要するものとし、承諾に当たっては、適正な管理が維持されることを条件としてその可否を判断する。

したがって、指定管理業務の基幹的な業務についての再委託は認められるものではない。

また、再委託となった業務について、施設所管課として、その後の実態を把握する。

なお、市が指定管理者に与えた権限を、第三者へ委譲することはできない。

4 指定管理料

指定管理料とは、利用料金収入により管理運営経費のすべてを賄う施設以外において、施設の管理運営業務の対価として、市から指定管理者に対して支払われる委託料のことである。

(1) 額の決定と支払い

募集時に市が提示した上限額や基準額に基づき、申請者は額の提案を行い、その金額に基づいて算定された額を協定（年度協定）で定める。

したがって、支払いは協定で定めた額の定額払いとなり、収支実績による精算（返還）及び補填は原則として行わない。収益は指定管理者の経費節減等の成果とする一方、損失も指定管理者が負うべき責任とする。

このように、指定管理者の自主的な経営努力に期待するものではあるが、管理経費の過度の節減により、サービスの低下が起こらないように、指定管理料の執行状況等の確認等を行う。

なお、指定管理者との協議により適當と判断した場合には、利益を精算（返還）することは可能である。

また、市が要求する最低限指定管理者が行うべき業務の実施を怠った場合には、指定管理料の返還を求めるなどの対応もあり得る。

支払い時期は、施設の実情に合わせて分割して支払うことなどを協定において定める。幅広く民間事業者を対象とした制度であることから、活動資金たる指定管理料の支払い時期は、団体等の資金繰りに影響を与えることに留意した上で、双方協議又は募集時に明示する。

(2) 増額又は減額

市の求めに応じ、指定管理者が実施する業務を変更した場合及び社会経済情勢等の大幅な変動があった場合には、市と指定管理者の協議により指定管理料を増額又は減額できるものとする。市と指定管理者の協議が整わない場合は、市が指定管理料の額を決定できるものとする。

(3) 債務負担行為の設定

指定期間が複数年にわたり、かつ、指定管理料を支出することが確実に見込まれる場合

には、原則として指定管理者の募集開始前に債務負担行為を設定する。

5 利用料金制

利用料金制とは、法 244 条の 2 第 8 項に規定に基づく、市が適当と認めるときには、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(利用料金)を指定管理者の収入として收受させることができる制度のことをいう。

利用料金制を採用することで、指定管理者の経営努力を促すとともに、市及び指定管理者の会計事務の効率化が図れることから、使用料を徴収している施設については、法令等による制限がない限り原則として採用することとする。

指定管理者が收受した利用料金は、施設の管理運営経費に充てることになるが、利用料金のみですべての経費を賄う場合（完全利用料金制）と、利用料金と指定管理料で経費を賄う場合（一部利用料金制）の 2 通りの方法によることとなる。

（1）利用料金の額

利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとするが、この場合、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市の承認を受けなければならない（法第 244 条の 2 第 9 項）。

条例には、利用料金の金額の範囲等を定めることとなるが、具体的には、使用料の額を上限として指定管理者が定めることとする。

なお、利用料金制を採用した場合の、使用料の減免規定の取扱いは、募集時の段階から明確にしておく。

（2）利用料金収入が管理運営経費を上回る場合の取扱い

経費を超える収入は経営努力の成果として指定管理者の収益として返還は求めず、収入が経費を下回る場合でも補填は行わない。

ただし、社会経済情勢等の大幅な変動があった場合は状況により判断する。

なお、制度導入当初より指定管理者に過大な利益が生じることが見込まれる場合には、事前に一定の額や割合で市に返還するなど収益の配分について決めておく（申請者に提案させる方法も考えられる）。

（3）利用料金制によらない場合の使用料

利用料金制を採用しない場合は、施設の使用料は依然として市の収入となるが、法第 243 条及び法施行令第 158 条の規定に基づき、指定管理者に収納事務を委託することができる。

委託した場合は、その旨の告示と納入義務者への見やすい方法による公表をしなければならない。

○ 利用料金収入以外の収入

自主事業による収入は指定管理者の収入となる。指定管理料は市が要求する管理運営業務に係る経費に充てるものであることから、自己費用にて実施される自主事業の収入は指定管理者が收受することとなる。具体的には、利用者に実費に相当する負担を求めた場合の収入などが挙げられる。

6 税の取扱い

各種税の取扱いは、以下のとおりとなる。

（1）消費税

消費税法第 2 条第 1 項第 8 号において、課税対象となる「資産の譲渡等」を、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供としており、施設の管理運営業務の対価である指定管理料は、全額が消費税の課税対象となる。

(2) 印紙税

市と指定管理者で締結される協定は、印紙税法に規定する課税物件である請負に関する契約書には当たらないことから、協定書に印紙の添付は必要ない。

※ 協定書に、請負に該当する部分がある場合は、課税対象となるため、税務署に確認すること。

(3) 事業所税

主として利用料金で収受することが見込まれる収入により、公の施設の管理事業を行うと認められる場合に限り、当該指定管理者は事業主体（納税義務者）となる。

7 住民の安全確保

市、指定管理者とともに、住民の安全確保について十分に配慮する。それぞれの責任や役割分担は、募集時にあらかじめ提示するほか、詳細について両者で協議した上、協定等において定めるなど、明確にしておく。

各施設の設備等の定期的な点検については、指定管理者の責任において実施されることになるが、頻度や内容等を募集要項等において提示し、市が求める水準において確実に実施されるようにしておく。

市は、施設の管理権限が指定管理者に移った後も、施設の設置者として、依然として施設の安全を確保する義務を負うものであり、指定管理者の管理運営状況を監督し、必要に応じて指示等を行う立場にある。このように、実際の管理運営主体である指定管理者を通して間接的に安全の確保を図ることはもちろん、決して指定管理者に任せきりになることのないよう、立ち入り検査を実施するなど直接的な方法により、市としての注意義務を果たしていくことが不可欠である。

また、災害発生時の対応についても、市と指定管理者の間において十分に調整し、有事の際に適切に対応できるような体制を整えておく。

特に、災害発生時において、避難所等の役割が与えられている施設においては、募集要項や協定書において明記した上で、指定管理者の協力の下円滑に災害時の体制に移行できるようにしておく。

8 リスクと責任分担

施設を管理運営していく中にあっては、事故や施設の破損、滅失といった様々な不確実性要素のある事象による損害が発生する可能性（リスク）がある。事前に市と指定管理者の間において、リスクを想定した上で、損害の未然防止のための責任分担及び損害発生時の責任分担を明確にしておく。

(1) 責任分担

責任分担の目的は、排除することができないリスクへの対応に備え、できる限り被害や損失を抑えることにあることから、発生しうる事象を具体的に想定した上で、募集要項等において提示するなど、市と指定管理者双方において認識を共有した上で、明確に協定において定めておく。

責任分担に当たっては、市と指定管理者のどちらがリスクを適切にコントロールできるかを考慮し、リスクを効率的に管理する能力（リスクの顕在化の防止能力、顕在化したリスクへの効率的な対応能力）を有するものにその責任を分担することが適当である。

ただし、指定管理者に対する、過度の責任分担は、管理運営の安定性を阻害し、指定管理者制度の運用そのものが危ういものとなることに留意した上で、想定されるリスクを十分に分析し、損害発生時においては、その影響を最小限に抑えることで、施設の円滑な管理運営が継続できるような体制となるよう慎重に検討する。

(2) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない（市長が特別の事情があると

認めるときは除く）と手続条例第11条において規定している。

損害賠償責任については、基本的な考え方として、帰責事由を有するものが、その責任を負うこととなる。

したがって、利用者をはじめとした第三者に対する損害賠償についても、その帰責事由の所在により責任を負うこととなる旨を、協定において定めておく。

なお、第三者の側からは、市と指定管理者の過失割合に関わらず、市に対して損害賠償の全額を請求することができるところから（国家賠償法第1条、第2条、民法第715条等）、市が指定管理者に帰責性がある損害の賠償をした場合には、市が指定管理者に対して求償することとなるため、その旨も協定において明確にしておく。

実際の管理運営を実施するに当たっては、指定管理者は損害賠償責任に対応するため、保険に加入することとなる。市は、施設の実情に合わせて、あらかじめ必要な保険内容を募集要項等において提示し、損害賠償に備えておく。

9 個人情報の保護

指定管理者は、笠間市個人情報保護条例（平成18年笠間市条例第14号）及び笠間市長が管理する個人情報の保護に関する規則（平成18年笠間市規則第14号）に定める実施機関として、個人情報の適正な取り扱いについて、必要な措置を講じなければならない。

また、手続条例第12条においても、指定管理者は、その保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならないと規定している。

また、同条において、指定管理者及びその管理する公の施設の業務に従事している者（従事者）は、その管理する公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならないこととしており、このことは、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする旨を規定している。

10 暴力団等の排除

市では、笠間市暴力団排除条例（平成23年条例第26号）に基づき、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進しており、暴力団を利することとならないよう、必要な措置を講ずるものとしている。

指定管理者制度を活用する上でも、募集時点において、暴力団を排除する旨を明確に提示することで未然に対処するとともに、指定管理者の指定を受けた団体等の代表者等が、暴力団関係者に該当若しくは暴力団関係者を使用した場合や、暴力団関係者に対する利益供与等密接な関係を有する事態となった場合は、指定の取消しその他必要な措置を講ずるものとする。

また、笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年条例第17号）に基づき、社会公共の利益に反することとなる暴力団等の公共施設の利用についても制限を行うことで、市民生活の安定及び福祉の増進を図る。

なお、笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例に基づく利用の制限は、同条例において掲げる施設を対象としている。

暴力団等の排除に当たっては、警察署等関係機関との連携に努めるものとする。

11 監査委員による監査

法199条第7項において、監査委員は、必要があると認めるとき、又は市長の要求があるときは、指定管理者の出納その他の事務の執行で財政的援助に係るものを監査することができるとして定められており、監査委員による監査の対象となる。

12 環境への配慮

指定管理者は、省資源、省エネルギー推進のため、光熱水費、紙類等の使用量削減に向けた具体的な目標を設定するなど、廃棄物の排出抑制や環境への配慮に積極的に努めるものとし、笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画に基づく排出エネルギー調査等に協力すること

とする。

また、管理運営業務により生じた廃棄物の処理は、指定管理者の費用で行うことを明確にしておく。

第3章 指定管理者制度の導入

1 指定管理者制度導入までの標準的なスケジュール

時期	制度導入までの流れ	施設所管課の事務	公募の場合	非公募の場合
前年度中	制度導入の検討	制度導入の検討 制度導入の決定	政策調整会議・庁議において審議する 議会（全員協議会）に報告する	
前年度12,3月	条例の整備	設置条例の制定・改正	12月又は3月議会で議決を得る	
今年度 6月 ～7月	募集手続	債務負担行為設定の議案提出 ⇒議決	指定管理料を支払う場合は債務負担行為 を設定する	
		公募・非公募の決定		
		募集の準備	募集資料等を作成する ・施設概要 ・募集要項 ・選考基準表 ・仕様書	
8月		募集の実施 施設見学会の開催	募集期間を設定し 公表する（市HP、 広報、民間のHP等） 説明会・見学会用 資料を作成する	候補者が申請書類 を持参できるまで の提出期間を設定 する
9月	指定管理者 候補者の選定	申請書類の受付 書類審査 指定管理者候補者の選考	選定基準表に基づ き応募者の順位を 選考する（点数制）	選定基準表に基づ き選定を判断する (点数に基づく選定判 断)
10月 ～11月		選定審議会へ諮詢 →選定審議会出席 (施設概要、所管課選考の説明等) 選定審議会から答申を受理 指定管理者候補者の選定 候補者選定通知送付	選定審議会用資料 を準備する (施設概要・募集要 項・選定基準表(所管 課選考結果)・応募者 からの申請書類等)	選定審議会用資料 を準備する (施設概要・募集要 項・選定基準表(所管 課選考結果)・応募者 からの申請書類・非公 募とする理由書等)
11月 下旬 ～12月	指定管理者 の指定	指定管理者指定の議案提出 ⇒議決	指定の議案を上程する（議会前の全員協議 会において候補者選定について報告）	
		指定管理者指定の告示		
	協定の締結 等管理運営 の準備	協定の締結(基本協定、年度協定)	基本協定：指定管理者と協議し、管理運営業務 の必要事項について締結する 年度協定：主として年度ごとの指定管理料につ いて締結する	
1月～		引継ぎ等	指定管理者との各種調整等を行う	
4月～		指定管理者による管理運営		

2 制度導入の検討

指定管理者制度を導入する意図は、民間のノウハウを最大限に引き出すことで、市民サービスの向上等を図り、施設の設置目的を達成することにある。

したがって、制度の導入を検討するに当たっては、どのような目的で設置している施設なのか再度確認し、当該施設をもって、どのような住民福祉の増進をもたらそうとしているのか、ビジョンを明確にしておく必要がある。

施設の設置目的は、抽象的、観念的な内容となっていることから、市がどのような姿勢で管理運営を行わせようとしているのか、指定管理者に何を求めるのかを明確にし、何をもって設置目的の達成と判断するのかも十分に検討する必要がある。

なお、制度の導入を検討する際は、政策調整会議・庁議において審議を行うものとする。

また、議会に対しても、制度導入に係る報告を行う。

(1) 管理運営方法の手法の選択

公の施設の管理は、直営（一部事務委託含む）か指定管理による。指定管理者制度を選択することで、施設の設置目的を効果的に達成することができると判断できる場合に当該制度を活用することとなる。

(2) 留意事項

指定管理者制度の導入に当たっては、以下の事項に留意する。

ア 管理についての法的規制

道路法、河川法、学校教育基本法などの個別法により、施設の管理主体が限定されていないこと。ただし、管理主体が限定されていても、個別法の運用上、指定管理者制度導入が可能であると考えられる場合は除く。

なお、各省庁の通知等により次のように対象施設についての解釈がなされている。

施 設	根拠法令	通 知 等	備 考
公民館 図書館 博物館	社会教育法 図書館法 博物館法	文部科学省全国生涯学習・社会教育主管部課長会議文書「社会教育施設における指定管理者制度の適用について」（平成 17 年 1 月 25 日）	館長業務を含めた全面的な管理を行わせることが可能（館長は必ず置く）
社会福祉施設	老人福祉法 児童福祉法	平成 15 年 8 月 29 日付け厚生労働省通知「社会福祉施設における指定管理者制度の活用について」	個別法による制約のない範囲で活用
医療施設	医療法	平成 15 年 11 月 21 日付け厚生労働省通知「地方自治法に基づく指定管理者制度の活用に際しての留意事項について」	医療法人については指定管理者とすることが可能（営利を目的とする者は不可）
保健センター	地域保健法	平成 16 年 5 月 21 日付け厚生労働省通知「地方自治法に基づく指定管理者制度の活用について」	指定管理者制度の対象施設
水道施設	水道法	平成 15 年 9 月 2 日付け国土交通法通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」	指定管理者が行うことができる事務は、行為の許可、利用料金の収受、清掃、巡回等
都市公園	都市公園法	平成 16 年 3 月 26 日付け国土交通省通知「指定管理者制度による河川の管理について」	指定管理者が行うことができる事務は、清掃、除草、軽微な補修等
河川	河川法		

道路	道路法	平成 16 年 3 月 31 日付け国土交通省通知「指定管理者制度による道路の管理について」	指定管理者が行うことができる事務は、利用料金の徴収事務、清掃、除草等
公営住宅	公営住宅法	平成 16 年 3 月 31 日付け国土交通省通知「公営住宅の管理と指定管理者制度について」	指定管理者が行うことができ事務は、入居者の募集、修繕、清掃等
下水道	下水道法	平成 16 年 3 月 30 日付け国土交通省通知「指定管理者制度による下水道の管理について」	指定管理者が行うことができる事務は、下水処理場や管渠等の運転、保守点検、補修、清掃等

イ 利便性、市民サービスの向上

管理運営を民間事業者も含めた法人その他の団体（以下「民間事業者等」という。）に任せることで、利用ニーズにあった開館日・開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できること。

ウ 管理運営経費の縮減

民間事業者等のノウハウや経営手法等により、管理運営経費縮減の可能性があること。

エ 平等性・公平性の維持

施設利用の平等性・公平性の確保及び施設の管理運営を行う上で取り扱う個人情報の内容等において行政が直接管理すべき必要性があるか。

オ 民間事業者等の有無

同種・同様のサービスを提供している、又は提供可能な民間事業者等が存在するか。

カ サービスの特殊性・専門性

施設の性質、サービスの特殊性・専門性等を勘案した上で、民間事業者等による運営が可能であるか、若しくは積極的に活用したほうが効果的か。

キ 利用料金制

使用料を徴収している施設であり、利用料金制を導入することが適当であるか、又は利用料金制を導入することで効果的な管理運営が期待できるか。

ク 特別事由の有無

上記アからキにかかわらず、施設の特性・設置の経緯等、指定管理者制度を導入することに適当な事由があると認められること。

（3）複数施設の一括導入

公の施設の設置目的は、施設によって異なることから、原則として施設ごとに個別に指定管理者制度を導入することとするが、複数の施設を、同一の指定管理者による一括管理とすることで、各施設の設置目的が効果的・効率的に達成できる場合は、この限りではない。

なお、複数の施設を一括して 1 団体に管理運営をさせる場合においても、指定の議案の上程及び議決後の指定は設置条例ごとに行う。

3 条例の整備

指定管理者制度の導入を決定した施設については、施設所管課において、設置条例ごとに指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲等についての改正を行う。

新規設置施設において、設置当初から制度を導入する場合は、設置条例の策定時点において

て、制度導入に必要な条項を加えておく。

制度の導入に当たって条例上整備が必要な内容は以下のとおりである。

(1) 指定の手続

指定の手続に関する事項（申請の方法や選定基準等）は、既に手続条例において定めていることから、個々の設置条例において定める必要はない。

(2) 管理の基準

施設所管課において、個々の設置条例で定める。

管理の基準とは、住民が施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の用件等）のほか、公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものである。

なお、管理運営上不可欠な個人情報の取扱いについては、手続条例において既に定めている。

(3) 業務の範囲

施設所管課において、個々の設置条例で定める。

業務の範囲とは、指定管理者が行う管理運営業務について、その具体的範囲を規定するものであり、施設の使用許可権限を与えるかどうかも含めて、施設の維持管理等の範囲を施設の目的や様態等に応じて設定するものである。

(4) 利用料金制

利用料金制を採用する場合は、施設所管課において、個々の設置条例で定める。

その場合、利用料金制を採用することができる旨を定めるほか、利用料金の額は、公益上必要があると認める場合を除き、指定管理者が定めるものであることから、利用料金を設定するまでの条件（金額の上限）を定める。

4 指定期間

法第244条の2第5項において、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとされている。これは、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるためである。

指定期間は、法令上具体的な定めはないもので、施設の適切かつ安定的な運営の要請を勘案した上で、施設の設置目的や実情等を踏まえて定めるものである。

実際に設定するに当たっては、効率性と競争性の確保の観点から、5年を標準として設定するものとする。

5 公募・非公募の決定

手続条例第2条において、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、市長が特別の事情があると認めるときを除いて、公募するものと定めている。

指定管理者の指定の申請に当たっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く募集することに意義があることから公募を原則としている。

手続条例施行規則第2条第3項において、非公募とする特別な事情として以下を掲げている。

- ① 公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。
- ② 条例第4条の規定による審査（選定の基準に照らした総合的な審査）の結果、指定管理者となるべき適当な者がないとき。
- ③ その他公の施設の適正な運営を確保するために必要と認められるとき。

ただし、その他公の施設の適正な運営を確保するために必要と認められるときという事情

により、安易に非公募とすることがないように十分な検討を行う。

例えば、以下のような場合は、その他の特別な事情として考えられるが、いずれも、直ちに非公募と判断できるものではない。

- ① 当該施設の管理運営を行う団体を設立するために、市が団体の構成員となる市民の募集や地縁団体等に働きかけを行った結果設置された団体を指定管理者としようとする場合
- ② 行政と一体性が強く、市の強い関与を必要とするなど、特定の団体に管理運営を行わせることが適當と認められる場合
- ③ 地域の活力を積極的に活用した管理運営を行うことにより、サービスの向上や効率化、又は地域の活性化が図れるなどの事業効果が相当程度期待できる場合
- ④ 特殊な技能を必要とするなど、専門性が高く、特定の団体に管理運営を行わせることが適當と認められる場合
- ⑤ 当該公の施設に隣接する施設等の管理者を指定することが施設の効果的な運営につながると認められる場合

6 募集要項の記載事項

手続条例施行規則第2条第2項各号において、公募に当たって明示すべき事項を掲げており、それらを踏まえると、募集要項における主な記載事項としては、以下のようないふしが挙げられる。

なお、募集要項及び仕様書の作成にあたっては、施設の管理運営を行う能力を有すると考えられる複数の民間事業者等からヒアリングを行い、民間事業者等が参入しやすい条件を検討することが望ましい。

※ 各記載事項に付す号数は、手続条例施行規則第2条第2項中の各号を意味する。

(1) 基本方針

施設の設置目的に基づく、市の基本的な姿勢（目的達成のためにどのような状態にすることを重視するのか、どのような効果をもって目的が達成されたと判断するのかなど）やどのようなスタンスで管理運営に当たらせるのか、指定管理者に期待する役割などを明示する。

(2) 公の施設の概要（1号）

制度を導入する施設の概要を明示する。名称、所在地、設置目的、設置経緯、建築年、構造、規模（面積等）、構成（設備、付帯施設等）などを記載する。

(3) 管理運営業務の範囲

指定管理者に行わせる管理の基準及び業務の範囲（5号）を記載し、管理運営業務を明確に提示する。

なお、業務の詳細（具体的な内容等）については、仕様書等を参照とする。

(4) 責任分担

市と指定管理者の責任分担を提示する。通常の管理運営業務における責任分担に加え、リスク管理や損害に対する責任分担も可能なものはあらかじめ提示しておく。

具体的には、管理運営業務、災害時対応、災害復旧、保険の加入、施設の修繕、備品の取得・補充等についての責任分担を別表等にまとめて示す。

(5) 指定期間

指定管理者に管理を行わせる期間（6号）を提示する。

ただし、議会の議決を要する事項であることから、予定として記載する。

(6) 指定管理料（市が支払うべき管理に要する費用に関する基準（7号））

市が支払う指定管理料について、債務負担行為に基づき支払い上限額を記載した上、過去の収支実績や目安としての収支の内訳等を示し、提案するまでの判断に資する資料を提示する。

なお、完全利用料金制を採用する場合は、指定管理料を支払わない旨を明記する。

(7) 利用料金制の有無

利用料金制を採用する場合は、利用料金に関する事項（8号）を記載する。

使用料の減免規定がある場合は、利用料金制採用時における取扱いを明記する。

(8) 応募資格（欠格事由）

申請を行う者に必要な資格（2号）を記載する。

申請者は、個人を除く法人、その他の団体であれば、指定管理者となることができる。

施設の管理運営上必要となる資格（人的・物的条件）がある場合は明記する。

また、欠格事由についても列記する。欠格事由としては、少なくとも以下の項目については明記する。

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により、市又は他の地方自治体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない民間事業者等
- ② 市長・副市長及び地方自治法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員(以下この項目において「市長等」という。)又は議員が、市に対し主として指定管理業務及び請負をする法人(市長等の場合にあっては、市が資本金、資本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資している法人を除く。)の役員等
※ 法の「兼業禁止」に準じた取扱い(第92条の2、第142条、第166条、第180条の5関係)
- ③ 民間事業者等の代表権を有する者が、次のいずれかに該当するもの
 - a 公の施設の管理に係る契約を締結する能力を有しない者
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 指定の手続において公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - d 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - e 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - f 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者
- ※ a～cは、地方自治法施行令の「一般競争入札の参加者の資格」、d～fは、地方公務員法の「欠格条項」に準じた取扱い
- ④ 笠間市建設工事請負業者指名停止等規程に基づく指名停止期間中の法人等
- ⑤ 民間事業者等又は民間事業者等の代表権を有する者が、市税を滞納しているとき
- ⑥ 施設を管理するにあたって必要な資格及び免許等を有していない民間事業者等
(指定管理業務の開始までにそれらを有すること又はそれらを有するものに管理業務の一部を委託することが確実であるものを除く)
- ⑦ 指定管理者の指定を受けようとする団体等の代表者等(法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者。以下同じ。)が、次の事項のいずれかに該当すると認められる場合
 - a 代表者等が暴力団関係者である場合
 - b 代表者等が暴力団関係者を使用した場合
 - c 代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
 - d 代表者等が暴力団関係者と密接な交際等を有している場合

e 代表者等が暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある場合

(9) 申請手続

手続条例第 3 条において、指定管理者の指定を受けようとするものは、市長に申請しなければならないと定めていることから、申請手続について記載する。

提出書類の内容（9 号）については、手続条例施行規則第 3 条の規定により、指定管理者指定申請書（手続条例施行規則様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添える必要があることを列記する。

- ① 定款、寄附行為、規則その他申請を行うものの目的、組織及び運営の方法を示す書類
- ② 法人は、当該法人の登記事項証明書
- ③ 申請資格を有していることを証する書類
- ④ 管理に係る事業計画書及び収支予算書
- ⑤ 経営状況を説明する過去 2 年分の書類
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

その他、申請方法や申請を受付ける期間（3 号）についても記載する。

(10) 選定方法

指定管理者候補者の選定における公平性と客観性を確保するため、審査するに当たっての選定の基準（4 号）を明示する。

また、選定の流れについて、所管課における選考（書類審査等の実施）の後、笠間市の施設指定管理者選定審議会における審議（プレゼンテーション、質疑の実施）を行い、その意見を聴いて市長が指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経た後、指定管理者として指定する旨を提示する。

(11) 選定後の手続

協定の締結に関することなど、指定管理者の指定後の手続について記載する。

(12) 指定の取消し

指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合がある旨を明記する。

(13) 仕様書の添付

管理運営業務の詳細を具体的に記載したものを仕様書として添付する。なお、仕様書には、施設の利用者数、稼働率、イベントの開催数等の実績値や計画値を提示すること。

(14) その他

その他必要に応じ、自主事業や収益事業に関すること、市が別途委託する業務について、説明会の開催について、問い合わせ窓口についてなど、周知しておくべき事項を記載する。

7 公募の実施

公募に係る事務は、施設所管課において実施する。

公募に当たっては、以下の点に留意する。

(1) 周知方法

手続条例施行規則第 2 条第 1 項において、公募は、市の広報紙への掲載その他適切な方法により行うものとしている。住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービス

の提供者を民間事業者等から幅広く求めるに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいことから、広報紙の他に、笠間市ホームページや民間の指定管理者制度ポータルサイト等周知方法を工夫する。

(2) 募集期間

指定管理者の指定を受けようとする団体が、施設の設置目的を理解し、高い水準の提案ができるよう、十分な募集期間を確保する。

したがって、募集要項の公表から申請受付の締切りまでの期間については、少なくとも1か月以上確保するよう努めるものとする。

(3) 説明会の開催

申請を検討している団体が、事業を提案するに当たっての理解を深めるために、説明会を実施することとする。

実施に当たっては、説明会の開催を、当該施設において実施し、施設見学や現地説明を行うといったように、新規参入団体にとっても具体的な提案がしやすいように的確な情報の提供ができる内容とする。

また、質疑応答の時間を十分に確保する。

(4) 質問等の受付体制

質問等は、文書、E-mail、FAXといった形が残るものにより受けけることとし、質問等に対する回答は、公開することで、申請を検討している団体が情報を共有できるようにする。

なお、説明会における質疑応答の内容についても、同様に公開するものとする。

8 指定管理者候補者選定の手続

指定管理者の候補者の選定に当たっては、以下の点に留意し、適切な手順により公平・公正に行う。

(1) 選定の留意点

手続条例第4条第1項において、指定管理者の候補者の選定は、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査することと定めている。

- ① 公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に發揮させるとともに、当該公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ④ そのほか、市長が公の施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしているものであること。

また、指定管理者の候補者の選定は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を選定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なることに留意する。

なお、選定に当たって、住民の安全確保、法令遵守（特に、労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮）、個人情報の保護等公の施設として最低限具備しておくべき条件については、当然満たされるものであるという先入観にとらわれることなく、選定の段階で適切な配慮がなされている体制となっているかを十分に確認する。

したがって、指定管理者指定の申請団体が1団体であった場合においても、適切なサービスの提供主体であるかを十分に審査する。

(2) 所管課における選考及び審議会への諮問

指定管理者の指定を受けようとするものからの申請があった際には、まず、受付窓口において、申請書類に不備等がないことを確認した上で、当該申請を受け付ける。

申請の受付期間終了後、施設所管課において、申請書類等により選考を行う。

施設所管課における選考に当たっては、選定の基準に基づいて設定した審査項目（募集時に提示しているもの）について採点を行い、施設所管課としての申請団体の優劣や指定管理者としての可否などについて、一応の選考結果を出しておくこととする。

手続条例第4条第2項において、市長は、指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ笠間市公の施設指定管理者選定審議会の意見を聴くものとすると定めていることから、施設所管課において一応の選考結果を出した段階で、笠間市公の施設指定管理者選定審議会に対し、指定管理者の候補者の選定に関する意見を求める旨諮詢する。

（3）選定審議会の審議及び答申

笠間市公の施設指定管理者選定審議会は、市長の諮詢に応じ、指定管理者の選定に関し審議する（手続条例第13条第2項）。

選定審議会の審議は、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑により、募集時に提示した選定の基準に基づいて各委員が総合的な評価を行う。

笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしていることから、選定の基準に基づく各委員の総合的な評価について採決を行い、審議結果としてまとめる（可否同数のときは議長の決するところによる）。

選定審議会の会長は、選定審議会における指定管理者候補者の審議結果について、市長に報告（答申）する。

○ 笠間市公の施設指定管理者選定審議会

審議会は、市長が委嘱する6名以内の者と、4名の市役所内部の者（副市長、市長公室長、総務部長、教育次長）で構成され、会長は副市長をもって充てる。

審議会では、次の3つの事項を審議する。

- ① 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- ② 指定管理者に係る指定の取消し、又は管理の業務の停止に関すること。
- ③ その他指定管理者の選定に関し必要と認めること。

選定審議会は、原則として非公開とするが、審議の内容については、公表する。

（4）指定管理者候補者の選定

選定審議会の答申を受けた市長は、施設所管課の選考や選定審議会の審議結果を踏まえて、指定管理者の候補者を選定する。

指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った者に対し、指定管理者候補者選定結果通知書（手続条例施行規則様式第2号）により速やかにその結果を通知するものとする（手續条例施行規則第4条）。

また、指定管理者の候補者の選定について、議会に報告する（指定管理者の指定の議案を上程する議会より前に開催される全員協議会において報告）。

9 議会の議決と指定

法第244の2条第6項の規定に基づき、議会の議決を経て指定管理者の指定を行う（手續条例第5条第1項）。

指定管理者の指定の議決を受ける事項は、以下の3つである。

- ① 施設の名称
- ② 指定管理者となる団体の名称
- ③ 指定の期間

指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示する必要がある（手續条例第5条第2項）。また、選定結果及びその経過については、笠間市ホームページへの掲載により公表を行う

(総務課にて対応)。

○ 議会による指定の議決が得られなかった場合の措置

指定管理者候補者として選定した団体について、指定の議決を得られなかった場合は、指定ができないことから、指定管理者候補者に対し、不指定の処分を行うことになるが、「議会の議決を経て行われるべきものとされている処分」に該当するため不服申し立ての対象とはならず(行政不服審査法第4条第1項第3号)，市は損失の補償等の責任を負わない。

このような場合に、指定管理者の候補者の再選定をどのように行うのかといったことについても事前に決めておく(次点のものを候補者として選定するのか、再度公募等を行うのかなど)。

10 協定の締結

手続条例第6条において、指定管理者は、市長とその管理する公の施設の管理に関する協定を締結しなければならないと定めている。

指定管理者の指定後、市と指定管理者の間において協議を行い、管理運営業務の実施に当たり必要な事項等について協定を締結する。

協定の締結に際しては、指定期間内にわたる包括的な協定である「基本協定」と経費の詳細等事業年度における事項について定めた協定である「年度協定」とに分けて定め、その両方の協定を締結することを基本とする。

ただし、複数年にわたり支出金総額により協定を結ぶ場合や完全利用料金制を採用する場合には、必ずしも年度協定は要さない。

なお、指定期間の開始の日以前に当該施設の管理運営に係る準備行為等を行わせる場合は、別途協定を締結するものとする。

手続条例施行規則第5条において、協定で定める事項は以下のとおりとしている。

- ① 業務の内容に関する事項
- ② 指定の期間に関する事項
- ③ 市が支払うべき管理に要する費用に関する事項
※ 具体的な指定管理料の金額等詳細について年度協定で定める。
- ④ 利用料金に関する事項(利用料金制を採用する場合)
- ⑤ 維持補修に係る責任の分担及び管理に伴い取得した物品等に関する事項
- ⑥ 法第244条の2第7項の事業報告書に関する事項
- ⑦ 法第244条の2第10項の規定による業務報告の聴取等に関する事項
- ⑧ 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- ⑨ 管理に当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、管理を適正に行わせるために市長が必要と認める事項

第4章 指定管理者制度の運用

1 制度運用上の留意事項

指定管理者が行う業務の範囲については、使用許可まで含めるかどうかを含め、条例で規定しており、より具体的に、指定管理者が行うこと、市が行うことを明確にするために、協定書や仕様書等においてそれぞれの役割を取り決めている。

しかし、制度の目的から、民間のノウハウを最大限に引き出すため、指定管理者に対し、ある程度幅を持たせた業務内容の要求をすることが求められることから、実際の管理運営業務の実施に当たっては、市と指定管理者の連携が不可欠となる。

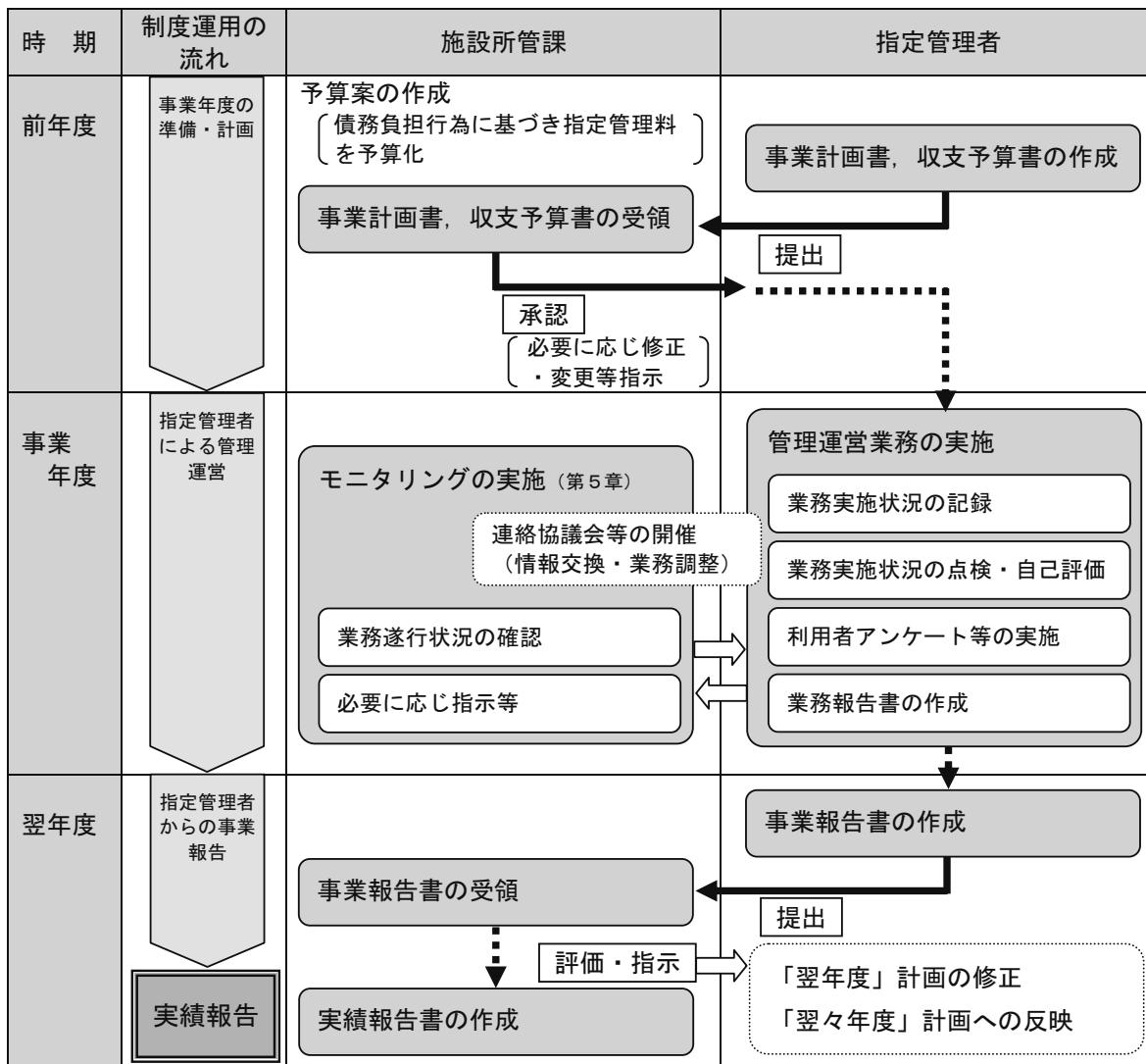
ただし、あくまで市は、施設の設置者として、指定管理者の管理運営について監督、指示する立場にあることを認識する必要がある。

したがって、指定管理者に任せたまま、その管理運営の状況を把握できていない状態となるようなことは、施設設置者としての責任を果たしていないこととなる。

また一方で、市が指定管理者の管理運営業務に、必要以上に関与しすぎるようないることについても、制度の趣旨から適当ではない。

市の役割は、指定管理者が、市の監督の下自由な発想で管理運営を実施することができる体制を整えるところにある。

2 制度運用の流れ



3 事業計画書、収支予算書

施設所管課は、期限を定めて、次年度の事業計画書及び収支計画書の提出を指定管理者に求めるものとする。

事業計画書及び収支計画書の受領後、その内容を確認し、施設の設置目的を効果的に達成することができる内容であると判断した場合は、その計画を承認する。その際、必要がある場合は、修正・変更等を指示する。

次年度計画の承認は、市が指定管理者にどのような管理運営を行わせるのかという判断であることから、市として、どのような管理運営をもって施設の設置目的が達成されるのかという明確なビジョンを持ち、施設設置者として責任ある判断をする。

したがって、提出を求めるに当たっては、内容の確認や調整期間を十分確保できる期限を設定する。

なお、指定管理者が、事業計画書等を変更しようとする場合についても市の承認を要する。

4 業務報告の聴取等

法第244条の2第10項及び手続条例第8条において、指定管理者に対して、業務や経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすると能够ると定められている。

施設所管課は、必要に応じて、業務の実施状況について報告を求め、内容の確認や聴取等の実施により管理運営状況を把握し、事業計画の進捗状況の確認及び必要に応じて業務の改善や計画の修正等の指示を行ことで、管理運営の適正を期するものとする。

また、業務の進捗状況や指定管理者の分析結果等を踏まえて、次年度計画の承認をするための判断資料として活用する。

業務報告は、施設の実情に応じ、毎月、四半期、半期ごとといった定期報告のほか、場合によっては臨時に求めるものとし、その実施については、協定において取り決めておくことが望ましい。

一方、指定管理者は、業務の実施状況について、日報、月報等に記録し、併せてその自己評価を行うことで、業務の進捗状況の把握と、途中経過の分析等を行うとともに、施設所管課の求めに応じられるようにしておく。

5 連絡協議会等

管理運営業務を円滑に実施するために、施設所管課と指定管理者間の情報交換や業務の調整等を図るために、連絡協議会等定期的な意見交換の場を設ける。

なお、意見交換の場には、必要に応じて関連する企業、団体、外部有識者、利用者及び市民等を参加させることなども検討する。

6 事業報告

法第244条の2第7項において、指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならないと定められている。

また、手続条例第7条において、当該事業報告書を毎年度終了後60日以内に市長に提出しなければならないとしている。

なお、手続条例施行規則第6条において、事業報告書の様式及び報告書に記載すべき事項として、次の4項目を定めている。

- ① 管理に関する実施状況及び利用状況に関する事項
- ② 使用料及び利用料金の収入の実績に関する事項
- ③ 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- ④ その他管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

指定管理者は、事業報告書の作成過程において、計画の達成度を測るとともに、結果の分

析、年度を通した自己評価及び課題等の把握をし、改善策等の検討をするものとする。

施設所管課は、事業報告書を受けて、管理運営業務の年度を通した総括的な評価を行い、更なる改善に向けた指示等を行うものとする。

事業報告の具体的な活用としては、既に始まっている当年度（報告事業年度の翌年度）計画の修正をすることと、翌年度（報告事業年度の翌々年度）計画へ反映させることである。

また、収支状況から、行うべき修繕の未実施等があった場合は、指定管理料の額算定へ反映（減額等）させる。

※ その他、指定管理業務と直接関係はないが、指定管理者となっている団体の経営状況にも留意し、管理運営業務を安定的、継続的に実施できるかどうかについても把握しておくことで、団体による管理運営が困難となった場合に迅速に対応できるようにしておく必要がある。

7 実績報告

事業報告等を踏まえ、当該年度の管理運営が、効果的・効率的に行われたか、市民の利便性の向上が図られたかを点検することにより、施設所管課において当該事業年度の評価及び指定期間一年目から当該事業年度終了時までの総括評価を行った上で、実績報告としてまとめる。

指定管理者制度を導入している全施設に係る実績報告を総務課において取りまとめ、笠間市公の施設指定管理者選定審議会へ報告する。

また、実績報告内容については、市民に公表することで、管理運営の透明性を確保する。

第5章 モニタリングと評価

1 モニタリングの実施

モニタリングとは、指定管理者による施設の管理運営に関し、条例、規則、協定書及び仕様書等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段であり、施設設置者としての責任の下、指定管理者による管理運営が、市の要求する水準を満たしているかどうかを監視する行為をいう。そして、指定管理者制度の趣旨から、モニタリングの実施及びその評価を通して、更なるサービス水準の向上につなげていくものである。

第4章に掲げる制度運用上の実施事項についても、一連のモニタリング行為として実施される性質を有する、市と指定管理者の間のやり取りである。そのうち法で義務付けされているものは、毎年度終了後の事業報告書の提出のみであることから、モニタリングの実効性を高めるために、事業報告書の提出に加えて、市の自主的なモニタリングの体制の充実が必要となる。

市による監視行為は、広くモニタリングと解釈することができるが、当ガイドラインにおいては、モニタリングと表現した場合、市の要求するサービス水準を満たした、指定管理者として最低限実施すべき業務の確実な遂行の確保及び履行の確認を主な目的として実施するものを指すこととし、以下のとおり実施するものとする。

なお、市のモニタリングの実施以前に、指定管理者においても、自己の管理運営状況について管理する必要があることから、指定管理者の点検、自己評価等の実施と、市によるモニタリングの実施により、サービス水準の確保を図るものとする。

(1) 指定管理者が実施する点検、自己評価等

指定管理者は、管理運営業務の自己管理を目的として、日常定期的に行う清掃、機器整備、安全対策といった業務の点検を実施するとともに、その結果について日報、月報等に記録し、毎月自己評価を行うこととする。

また、施設の利用状況、料金の収納状況、苦情、トラブルに対する原因、理由及び対応策等についても、同様に記録及び評価を行う。

自己評価の結果、不十分な箇所については、随時対応し、改善を図っていく。

なお、その記録内容、評価結果等については、「第4章 4 業務報告の聴取等」に記載の定期報告時等において市へ報告する。

(2) 施設所管課が実施するモニタリング

協定書や仕様書等において市が要求した管理運営の実施状況、計画の執行状況などについて、施設所管課自ら直接確認し、評価及び必要な指示等を行うこととする。

モニタリングに当たっては、「第4章 4 業務報告の聴取等」に記載している定期報告時等に併せて、資料等を確認するほか、法第244条の2第10項及び手続条例第8条において実地の調査の可能性を定めているように、当該施設に立ち入ることで、実際の施設の維持管理状況などを確認する。

また、市が要求する管理運営の水準を網羅的に確認及び評価を行うことができるよう、設置目的や施設の特性等を踏まえた評価項目を設定した上で実施する。

モニタリングの頻度は、施設の実情や管理運営内容により、毎月、四半期、半期ごとといったように、年度中に複数回実施するものとする。

なお、少なくとも半期ごとの2回は実施し、うち1回は年度末に年度を通した総括的な確認及び評価を行うこととする。

モニタリングの結果、不十分、不適切な管理運営が認められる場合は、改善項目として指摘し、その改善を指示する。指示に当たっては、必要に応じて期限を定めて行い、改善後はその報告を受けるとともに、再度、実地確認を行うなど、遂行に確実性を持たせる。

当該モニタリングは、市が要求する最低限実施すべき業務の履行の確認を行なうことで、サービス水準の維持を図ることを主な目的としていることから、適当な期間内に、改善項目として改善を指示した事項が、依然としては正されない場合には、指定の取消し等を視野に入れた指示を行うこととなる。

2 マネジメントサイクルと評価

市が指定管理者制度を選択する意図は公の施設の設置の目的を効果的に達成するためである。

したがって、市が指定管理者制度を活用することを決定し、施設の管理運営を行ったことで、当初意図したとおり、施設の設置目的の効果的な達成がなされたのかどうかの度合いについて評価するとともに、改善（見直し）を図っていくことが重要となる。すなわち、制度導入計画から始まり、制度による管理運営を経て、指定期間満了等に伴う次期以降の施設の管理運営方針の決定（手法の判断等）までを一つの単位（便宜上、指定期間単位と表現する）として、計画、実行、評価、改善を1サイクルとする、いわゆるマネジメントサイクル（P D C A サイクル）を確立することが必要となる。

指定期間単位のマネジメントサイクルは、当該施設の管理運営を指定管理者制度によることとした判断と施設の設置目的の効果的な達成がなされたかを評価し、以降の施設の管理運営の方向性を検討していく中で、施設の設置目的や施設自体の見直し等につなげていくことも期待されるものである。

一方で、指定管理者制度は、その運用を通して住民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的とした制度であることから、毎年度、指定管理者による管理運営により、その質の向上が図られることを期待するものである。

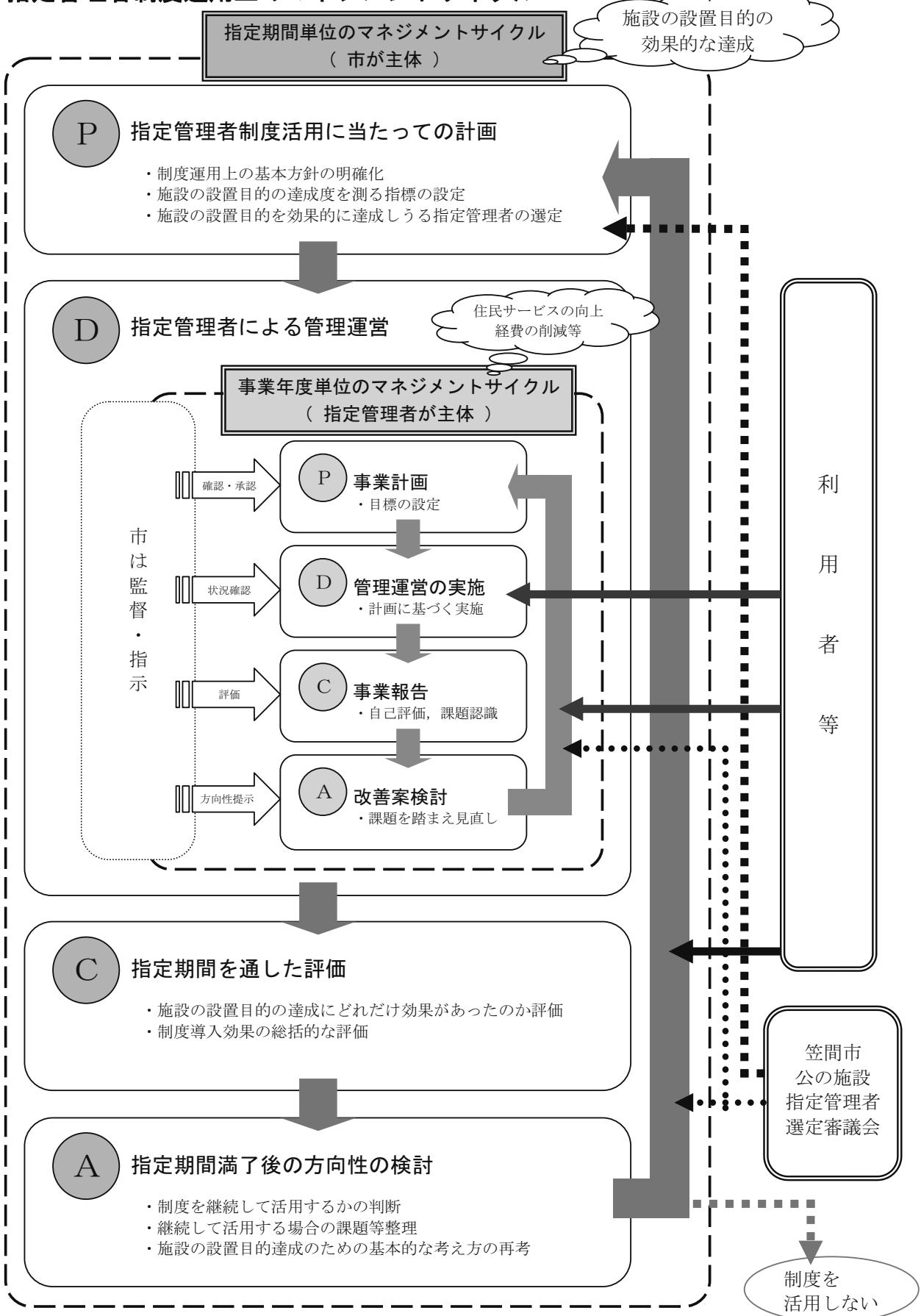
したがって、事業年度を一つの単位とするマネジメントサイクルを確立し、事業計画の進捗管理、達成度の評価、改善案の検討をとおして、住民サービスの向上等を図っていくことも必要となる。

また、公の施設は、住民の福祉を増進する目的で設置していることから、実際の利用者からの評価は、管理運営業務の改善プロセスにおいて、極めて有用な情報となりうる。

したがって、利用者からの評価を聴取する手法として、利用者アンケートの実施や利用者等との懇談等を実施し、積極的に利用者の声を集めることとする。

指定管理者制度運用上のマネジメントサイクルを図示すると、次のページのとおりとなる。

指定管理者制度運用上のマネジメントサイクル



(1) 指定期間単位のマネジメントサイクル

指定期間単位のマネジメントサイクルの実施主体は、指定管理者制度を活用している市である。市が、指定管理者制度により公の施設を管理運営したことによる、施設の設置目的の達成について評価し、より効果的な制度の活用等を実現していくことを目指すものである。

以下の手順により、マネジメントサイクルの確立を図るものとする。

ア 制度活用に当たっての計画 (Plan)

(関連) 第3章 指定管理者制度の導入

制度活用により市が期待することは、施設の設置目的の効果的な達成にあることから、まず初めに、目的達成のため、どのようなスタンスで指定管理者に管理運営を行わせるのか、市の基本方針を明確にする。

そして、何をどのような状態にすることにより施設の設置目的が達成されたものと判断するのか、指定期間単位のマネジメントサイクルにおいて、その達成度を測るために指標の設定を行う。

指標の設定に当たっては、抽象的な表現がなされている施設の設置目的について、その達成状況をいかに具体的な要素に落とし込み、客観的に測ることができるようになるかがポイントとなる。したがって、指標に対して目標値を設定する際に、数値目標により定量評価を行うことができるようになる。

また、多様な視点から、より客観的な評価を行うことができるようになるため、指標は複数設定することが望ましい。

なお、指標に対する目標値の設定は、後述する事業年度単位のマネジメントサイクルにおいて、指定管理者（又は応募団体）が主体的に設定するものとする。ただし、市として指定管理者に求める具体的な数値目標の設定を要する場合は、指定管理者の募集前にあらかじめ設定しておく。

以上のように、制度活用に当たっての計画を立てた後は、募集時に市の考えを提示することにより、市の意図する方向性に合致した指定管理者の選定につなげる。

【指標設定のポイント】

指標は、「インプット指標」、「アウトプット指標」、「アウトカム指標」の3つに分類できる。

① インプット指標：投入資源に関する指標

例) 人員、経費

② アウトプット指標：活動の実施状況に関する指標

例) 利用者数、収入額、営業日数、イベント開催回数

③ アウトカム指標：活動により創出された成果に関する指標

例) 意識の向上、水準の向上

指定期間単位のマネジメントサイクルにおいては、アウトプット指標、可能であればアウトカム指標を用いることが適当である。指標は、指定期間を通じた推移を見ることで評価できるようなものが望ましい。

指標例としては、以下のようなものが挙げられる。

① 利用者数

集客施設的な要素がある場合に設定することが考えられる。単純に人数を用いる方法の他に、利用対象者の把握ができる場合は、利用率を用いることも検討する。

目標値の達成度により評価を行うことになるが、目標値の設定に当たっては、人口（対象者数）の推移等社会情勢も踏まえる必要があることから、目標値を設定する側（応募団体や指定管理者）への情報提供が必要となる。

② 施設の稼動率

施設が有効に活用されているかを指標とする場合に設定することが考えられる。利用者数等の上限がある程度明確に把握できている施設において設定することが可能である。

③ 特定の事業や活動の回数

指定管理者の提案型の事業や活動（管理運営業務として自由度の高い幅を持たせた要求をしているもの）の実施回数により施設において有効なサービスの提供ができているかを測る。

ただし、実施すること自体が目的とならないように、その実施事項の効果を測る指標と併用することが望ましい。

例えば、集客イベント等においては、参加人数や、定員が決まっている場合の参加率等は少なくとも押さえる必要がある。

④ 収入額

収入に占める利用料金の金額が大きい施設や、産業の振興を目的としている施設等において、販売を主な収入としている施設において設定することが考えられる。

⑤ 利用者の満足度等調査結果

管理運営状況を問う利用者満足度調査等を行い、意図する結果となったのかどうかを評価する。

定性的な利用者の評価を、調査により定量的に測ることで客観的に達成度を評価できるようになる。

利用者の満足度調査を実施する際は、単純に満足かどうかの程度を測る他に、再度施設を利用したいかどうかということを調査することで、一つの目安として満足度を測ることができる。

⑥ 意図する成果の累積

設置目的において、対象者の状況、状態の変化を意図している場合は、指定期間を通じて、計画に対する成果の累積を評価する。

⑦ 経費の縮減

経費の縮減のみを指標として施設の設置目的の達成度を測ることはできないが、効果的に達成できたのかどうかを判断する指標として、複数用いる指標の一つとして設定することが考えられる。計画どおりの縮減額となったかどうかという評価の他に、利用者一人当たりのコストを見ることで、効率性を評価することができる。

なお、経費の縮減実績は、市としての将来的な施設の管理運営経費の縮減につながることが期待できる。

イ 指定管理者による管理運営（Do）

市の監督、指示により、指定管理者による管理運営が、効果的な施設の設置目的の達成につながっている状態を確保する。

基本的には、指定期間単位のマネジメントサイクルにおける指定管理者による管理運営は、後述する事業年度単位のマネジメントサイクルの中で、指定管理者の有するノウハウが最大限に発揮され、市民サービスの向上と効率的、効果的な施設の管理運営が実現されることで、施設の設置目的の達成につながっていると理解されるものである。

ウ 指定期間を通した評価（Check）

（関連） 第4章 指定管理者制度の運用 7 実績報告

指定管理者による管理運営が、施設の設置目的の達成にどれだけ効果があったのかを評価する。指定期間を通した制度導入効果の総括的な評価を行うことで、制度の継続活用の可能性の判断や次の指定期間ににおける市の基本的な姿勢の検討に資するものとする。

そして、施設の設置目的の妥当性や施設の存在意義を検討する機会となることも期待するものである。

評価に当たっては、指定期間を通して、どれだけ制度活用の効果があったか、制度活

用に当たっての計画をする段階で設定した指標の評価を中心に行う。

したがって、指定管理者の事業内容は、市が目的を達成できるものと判断した上で承認し、その水準確保及び更なるサービス向上等のために年度ごとの評価及び指示等を行っていることから、指定期間を通じての管理運営を総括して指定管理者自体の出来、不出来を評価することを目的とするものとはならない。

ただし、指定期間を通して、市と指定管理者の適切な協力関係の下においても、なお意図した結果が表れなかった場合には、双方ともに計画、実施内容、分析等における認識に誤りがある可能性があることから、その把握に努める。

なお、結果として指定管理者の管理運営に不十分な要素が見受けられ、それにより目標の達成に至らなかった場合は、当該指定管理者の選定時に、適切に管理運営できる団体を選定するためには何が必要であったのかなど、次期選定における課題等として認識する。

指定期間単位のマネジメントサイクルの評価は、指定期間満了後の方針決定の判断に資するための評価となることから、その判断や次の指定管理者募集の手続のための期間を考慮し、指定期間が満了する事業年度の前年度分までの期間が評価対象となる。

しかし、期間満了の前年度終了時においてのみ一括して評価を行うことにとどめず、毎事業年度終了時において、指定期間の一年目から当該事業年度までの推移の評価を行うことで、毎年度、制度導入の効果を測定する。

エ 指定期間満了後の方向性の検討 (Action)

(関連) 第4章 指定管理者制度の運用 7 実績報告

指定管理者制度を継続して活用するかの判断、継続して活用する場合の課題等の整理、施設の設置目的達成のために実施すべき内容についての基本的な考え方の再考（どのようなスタンスで管理運営を行い、目的を達成するかのビジョンの明確化）を行う。

次期選定に当たっては、指定管理者自体の評価は行わないことから、現在の指定管理者を具体的に点数で優位にするといったことはしないが、指定期間を通じての管理運営状況を踏まえて、次期選考においてどのような団体を求めるのかという基本的な考えを整理する。

なお、市と指定管理者とともに、実施すべきことを実施したにも関わらず、施設の設置目的が達成されたと判断できない場合は、施設の設置目的が社会の要請から乖離している可能性があることから、施設の設置目的を見直して施設の存続を図るか、施設の廃止を検討することも必要となる。

また、指定期間を通じての評価結果と、それを踏まえて検討した指定期間満了後の方向性については、笠間市公の施設指定管理者選定審議会に対して報告するものとする。

(2) 事業年度単位のマネジメントサイクルと評価

事業年度単位のマネジメントサイクルの実施主体は、施設の管理運営主体である指定管理者である。市は、計画、実行、評価及び改善の各段階において、施設の設置者として監督、指示をすることで、サイクルに実効性を持たせるとともに、事業年度ごとに評価を行う。

以下の手順により、マネジメントサイクルの確立を図るものとする。

ア 事業計画 (Plan) と実施内容の確認及び承認

(関連) 第4章 指定管理者制度の運用 3 事業計画書、収支予算書

指定管理者は、目標を設定して事業計画を立てることとする。目標を管理することで、自己の管理運営業務の進捗を把握するとともに、その達成度を評価することで、自己管理と目標達成に向けた意識の高揚を図ることが期待される。

目標値の設定は、指定期間単位のマネジメントサイクルにおける計画の段階で、市が設定した指標に対して設定する。指標に対して数値目標を設定することで、進捗管理や達成度の定量評価を行うことができる。

市は、施設の設置目的を達成できる内容となっているか確認し、目標を含めた計画の

承認を行う。承認に当たっては、目標値の達成が、施設の設置目的を十分達成できるものと判断できるかどうかがポイントとなる。

なお、目標値は、指標に対して指定期間を通して設定するものとするが、毎年度、事業計画を立てるときに、過去の実績等を踏まえ、見直しを行うことが必要となる。当初の目標値は、指定管理者の募集時に応募団体から提案されることとなり、限られた情報の範囲内での提案となるので、必要に応じて、市から目標値等の再考を指示する。

イ 事業計画に基づく管理運営の実施（Do）と実施状況の確認

(関連) 第4章 指定管理者制度の運用 4 業務報告の聴取等

第5章 モニタリングと評価 1 モニタリングの実施

指定管理者は、事業計画等に基づき管理運営業務を実施する。

市は、業務報告の聴取等により実施状況の確認をするとともに、必要に応じて指示をする。

また、当該年度中に、次年度の計画を立てる必要があることから、事業計画の実施状況をもって、計画するに当たっての各種判断を行うこととなるため、事業年度内における管理運営業務の進捗管理が重要となる。

ウ 事業報告（Check）と評価

(関連) 第4章 指定管理者制度の運用 6 事業報告, 7 実績報告

指定管理者は、目標の達成度を測るとともに、結果の分析・自己評価を行い、次年度以降の課題を明確にする。

市は、指定管理者による分析・評価結果・課題認識を評価し、分析等が妥当かどうかを判断し、妥当性に欠ける場合は指摘をするとともに、今後の管理運営に向けた目標達成のための手法等について改善の指示等をする。

指示等に当たっては、目標の達成状況が指定管理者の責任によるものなのか、外的要因によるものなのか、そもそも計画に問題はなかったのかどうかといったことに留意し、具体的かつ明確に考えを述べる必要がある。事業計画の段階で、市の承認を得て実施しているので、計画内容自体は、市が施設の設置目的の達成につながると判断していることから、相応の責任ある評価・指示をする。

エ 課題を踏まえた改善案検討（Action）と方向性の提示

(関連) 第4章 指定管理者制度の運用 6 事業報告, 7 実績報告

指定管理者は、課題や市からの指示等を踏まえ、改善案を検討する。既に開始されている事業年度の計画に修正を加えることができる内容のものは、市の承認の上修正を加え、翌年度に反映すべき内容は翌年度計画に反映させる。

市は、事業実績を踏まえ、翌年度以降の管理運営の基本的な方向性（計画に当たっての留意事項）を提示する。

また、笠間市公の施設指定管理者選定審議会に対して実績の報告を行う。審議会において出された意見等により、主に市役所外部の委員の視点による改善案や新たな課題等の認識に資するものとする。審議会における意見等は、施設所管課を通して指定管理者の管理運営業務に反映し、より一層のサービス向上等を図ることに努める。

（3）利用者等による評価

ア 利用者アンケートの実施

（ア）指定管理者主体

指定管理者は、利用者のニーズを把握することで、今後の管理運営の改善を図ることを目的として、利用者アンケートを実施することとする。

実施に当たっては、アンケートの目的を明確にし、効果的な内容となることや、回収率が向上するよう留意する。

そして、アンケート結果及び結果を受けた対応状況等は、事業報告時等において、

市に報告する。

なお、利用者からの評価は、マネジメントサイクルに反映させることで、有効に活用されるべきものであることから、アンケートの実施自体が目的とならないよう注意する。

また、市としても、アンケート結果自体で指定管理者の管理運営状況のよし悪を判断するというよりは、結果を受けて、どのような点が好評を得ているのか把握するとともに、要望、苦情に対しては、どう対処したのか、対処した結果どのようにサービスの改善が図られたのかについて重視して監督、指示等に当たる。

(イ) 行政主体

利用者アンケートは必要に応じて市が行うことも検討する。市が実施するものは、施設の管理運営業務の改善による利用者サービスの向上を目的とした内容に加え、施設整備に係るものなど、市の責任において実施する事項に係る内容を問うものが想定される。

また、指定期間単位のマネジメントサイクルにおける指定期間を通した評価を行うに当たって、利用者の満足度調査等を市が主体で実施するといったことも検討する。

イ 利用者等との懇談等

利用者アンケート以外に利用者等のニーズを把握する手段として、利用者等との懇談といったように、直接、関係者から意見等を聴取する方法が挙げられる。

指定管理者は、利用者アンケートに加え、あるいは代えて、利用者等との懇談についても検討するものとする。

特に、利用者アンケートを実施することがなじまない施設においては必ず実施し、関係者から意見等を集めることで、業務の改善を図っていく。

第6章 指定の取消し等

1 指定の取消し等の可能性

法第244条の2第11項において、市は、指定管理者が適正管理のために必要な指示に従わないときその他該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができると規定されている。

また、手続条例第9条においても、同様に指定の取消し等の可能性について規定している。管理を継続することが適当でないと認めるときとは、以下のような事象が生じた場合が考えられる。

なお、指定は行政処分であることから、指定管理者からの指定の取消し等はできない。指定管理者から協定締結の解除の申出があった場合は、協議の上市が指定の取消し等を決定する。

【取消し事由となりうる事象例】

- ① 業務に際し不正行為があつたとき
- ② 市に対し虚偽の報告をしたとき
- ③ 正当な理由なく報告等を拒んだとき
- ④ 協定の内容を履行しなかつたとき
- ⑤ 協定の内容に違反したとき
- ⑥ 自らの責めに帰すべき事由により指定管理者から協定締結の解除の申出があつたとき
- ⑦ 財務状況の悪化等により指定管理業務を引き続き行う財政的能力がなくなつたと認められるとき
- ⑧ 刑事事件その他の不祥事により指定管理者の信用が失墜したと認められるとき
- ⑨ 団体等の代表者等が、暴力団関係者に該当若しくは暴力団関係者と密接な関係を有する事態となつたとき

2 指定の取消し等の手続

施設所管課において、指定の取消し等の手續が必要と判断したときには、以下のような手續を経ることとなる。

(1) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会における審議

施設所管課の判断の妥当性等について、審議会において審議する。

(2) 聴聞等

指定の取消し等は、笠間市行政手続条例の不利益処分に該当することから、当該条例の規定により聴聞等の手續を執らなければならない。

(3) 告示等

聴聞等の結果、指定の取消し等を決定した場合には、指定管理者に対し、その旨を通知するとともに、手続条例第5条3項の規定により告示をする。

(4) 指定の取消し等に伴うその他の手続・留意事項等

ア 指定の取消し等による損害賠償責任

指定管理者が市の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由での取消し・停止時の指定管理者の損害について、市は賠償の責めを負わない。（手続条例第9条）

また、指定の取消し等により市が損害、損失を被った場合、指定管理者はその賠償の責めを負うものとする旨を協定において定めておく。

イ 指定の取消し等による指定管理料の取扱い

指定の取消し等を行った場合において、指定管理料が未払いの場合は、指定管理者の業務履行期間に応じた指定管理料を支払う。

また、指定管理料を前払いして支払っている場合は、支払った指定管理料から、業務の履行期間に応じた指定管理料を差し引いた額の返還を求める。

ウ 事業報告書の提出

指定管理者は、指定が取り消された場合、法第 244 の 2 第 7 項の事業報告書を取り消された日から 60 日以内に市長に提出しなければならない。(手続条例第 7 条)

エ 取消し後の施設運営

指定の取消しを行った後の施設運営については、新たな指定管理者による管理運営が行われるまでの間、個別業務の委託等を行いながら、市が直接管理運営を行うこととなる。

引き続き指定管理者制度を活用すると判断した場合は、次期指定管理者の選定等に係る手続に速やかにとりかかる。

第7章 指定期間の終了

1 業務の引継ぎ

指定期間が満了したとき、又は指定を取り消したときは、施設の管理業務が遅延なく円滑に実施されるよう、指定管理者から市又は市が指定するものに対し、業務の引継ぎが行われる必要があることから、協定においてその旨を定めておく。

2 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は指定の取消し等をされたときは、市長が特に支障がないと認めるときを除き、その管理しなくなった公の施設を速やかに原状に回復しなければならない。（手続条例第10条）

参考

○地方自治法（抜粋）

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

第一次吉田内閣

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用するすることを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(昭三八法九九・追加、平一五法八一・一部改正)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならぬ。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適當と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(昭三八法九九・追加、平三法二四・平六法四八・平一法八七・平一五法八一・一部改正)

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団

体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
(昭三八法九九・追加)

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

- 2 第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

(昭三八法九九・追加、平一一法一六〇・平一五法八一・一部改正)

○笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

平成18年3月19日
条例第62号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者(同条第3項の指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手続等に關し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(指定管理者の候補者の選定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。
 - (2) 公の施設の効用を最大限に發揮させるとともに、当該公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公の施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしているものであること。
- 2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ第13条で規定する笠間市公の施設指定管理者選定審議会の意見を聴くものとする。

(指定管理者の指定等)

第5条 市長は、前条の規定により指定管理者の候補者を選定した場合は、法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経て指定管理者の指定を行うものとする。

2 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務を全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(協定の締結)

第6条 指定管理者は、市長とその管理する公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の提出)

第7条 指定管理者は、法第244条の2第7項の事業報告書を毎年度終了後60日以内(同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日以内)に市長に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第8条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に關し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い等)

第12条 指定管理者は、その保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者及びその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、その管理する公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 前項の規定は、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(審議会)

第13条 市に笠間市公の施設指定管理者選定審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、指定管理者の選定に関し審議する。

- 3 審議会の委員の定数は、10人以内とし、必要な期間を定めて市長が委嘱し、又は任命する。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第14条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第10条まで及び前条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年笠間市条例第14号)又はあたご天狗の森スカイロッジ設置及び管理に関する条例(平成15年岩間町条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成18年3月19日
規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年笠間市条例第62号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 条例第2条の規定による公募は、市の広報紙への掲載その他適切な方法により行うものとする。

2 市長は、前項の公募に当たっては、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 公の施設の概要
 - (2) 条例第3条の規定による申請(以下「申請」という。)を行う者に必要な資格(以下「申請資格」という。)
 - (3) 申請を受付ける期間
 - (4) 条例第4条第1項各号に規定する選定の基準
 - (5) 指定管理者に行わせる管理の基準及び業務の範囲
 - (6) 指定管理者に管理を行わせる期間
 - (7) 市が支払うべき管理に要する費用に関する基準
 - (8) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第8項に規定する利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項(同項の規定により指定管理者に利用料金を收受させる場合に限る。)
 - (9) 次条各号に掲げる書類の内容
 - (10) その他市長が必要と認める事項
- 3 条例第2条ただし書の特別の事情とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。
- (1) 公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。
 - (2) 条例第4条の規定による審査の結果、指定管理者の候補者となるべき適当な者がないとき。
 - (3) その他公の施設の適正な運営を確保するため必要と認められるとき。

(指定管理者指定申請書等の提出)

第3条 条例第3条の規定により指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規則その他申請を行うものの目的、組織及び運営の方法を示す書類
- (2) 法人は、当該法人の登記事項証明書
- (3) 申請資格を有していることを証する書類
- (4) 管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (5) 経営状況を説明する過去2年分の書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第4条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った者に対し、指定管理者候補者選定結果通知書(様式第2号)により速やかにその結果を通知するものとする。

(協定で定める事項)

第5条 条例第6条に規定する協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務の内容に関する事項
- (2) 指定の期間に関する事項
- (3) 市が支払うべき管理に要する費用に関する事項
- (4) 利用料金に関する事項(第2条第2項第8号に規定する場合に限る。)

- (5) 維持補修に係る責任の分担及び管理に伴い取得した物品等に関する事項
- (6) 法第244条の2第7項の事業報告書に関する事項
- (7) 法第244条の2第10項の規定による業務報告の聴取等に関する事項
- (8) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (9) 管理に当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理を適正に行わせるために市長が必要と認める事項

(事業報告書の記載事項)

第6条 条例第7条の事業報告書は、指定管理者事業報告書(様式第3号)とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 管理に関する実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 使用料及び利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- (4) その他管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

(審議会)

第7条 条例第13条で規定する笠間市公の施設指定管理者選定審議会(以下「審議会」という。)に会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平20規則24・一部改正)

(庶務)

第8条 この規則に関する庶務は、市長公室行政経営課において行う。

(平21規則8・一部改正)

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月19日から施行する。

附 則(平成19年規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第8号)抄

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

指定管理者指定申請書

年　　月　　日

あて先　笠間市長

申請者　主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名　　　　　　　印
電話番号

次の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により申請します。

1 公の施設の名称

2 添付書類

- (1) 定款、寄附行為、規約その他申請を行う者の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- (2) 法人は、当該法人の登記事項証明書
- (3) 申請資格を有していることを証する書類
- (4) 管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (5) 経営状況を説明する過去2年分の書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

指定管理者候補者選定結果通知書

年　月　日

申請者　主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

笠間市長

年　月　日付けで提出のあった下記の公の施設の指定管理者指定申請書を審査した結果、あなたを指定管理者の候補者として選定する(選定しない)ことに決定しましたので、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

(選定する場合)

- 1 公の施設の名称
2 管理を行わせる期間　　年　月　日から　　年　月　日まで

(選定しない場合)

- 1 公の施設の名称
2 選定しない理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、笠間市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、笠間市を被告として(訴訟において笠間市を代表する者は笠間市長となります。)，処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

指定管理者事業報告書

年　月　日

あて先　笠間市長

指定管理者　主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名　　　　　印
電話番号

笠間市の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり　　年度指定管理者事業報告書を提出します。

- 1 公の施設の名称
- 2 管理に関する実施状況及び利用状況に関する事項
- 3 使用料及び利用料金の収入の実績に関する事項
- 4 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- 5 その他管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

注　記載事項を欄内に記入できないときは、別紙に記載し、添付すること。

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱

平成20年5月26日
訓令第12号

(趣旨)

第1条 笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年笠間市条例第62号)第13条及び笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成18年笠間市規則第40号)第7条の規定に基づき笠間市公の施設指定管理者選定審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。
(1) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
(2) 指定管理者に係る指定の取消し、又は管理の業務の停止に関すること。
(3) その他指定管理者の選定に関し必要と認めること。

(構成)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。
(1) 市長が委嘱する者 6名以内
(2) 副市長、市長公室長、総務部長、教育次長
2 会長は、副市長をもって充てる。
3 市長が委嘱する委員の任期は、委嘱した日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。又、その職を退いた後も同様とする。
5 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が公の施設の指定管理者に応募した法人、その他の団体(以下「応募団体」という。)の代表者又は役員を構成する立場にある場合の審議については、除斥されるものとする。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。
2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
3 会議の議長は、会長をもって充てる。
4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5 審議会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者若しくは有識者(以下「関係者等」という。)の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者等から必要な資料の提出を求めることができる。
6 審議会は、原則として非公開とする。ただし、審議の内容については、公表するものとする。

(報告)

第5条 会長は、指定管理者候補者の審議結果について、市長に報告する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市長公室行政経営課において処理する。
(平21訓令2・一部改正)

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年訓令第2号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

笠間市協働のまちづくり推進指針

平成22年11月

笠 間 市

目 次

はじめに	2
第1章 協働のまちづくりを推進する意義と基本理念	3
1 背景	
2 協働、市民活動のとらえ方	
3 協働のまちづくりを推進する意義（必要性）	
4 協働のまちづくりを推進する基本理念と原則	
第2章 協働のまちづくりの現状と課題	7
第3章 協働のまちづくりを推進するための方向性	9
第4章 協働のまちづくりを推進するための取組み	11
資料編	
1 指針の概要	15
2 体系図	16
3 指針策定の経過	17
4 市民会議委員名簿	19

はじめに

笠間市を取り巻く環境は、少子高齢化や経済成長の停滞など社会・経済情勢の変化や生活様式、価値観の多様化による市民ニーズの変化など、大きな転換期にあります。また、地方分権の進展により住民主体の自己決定・自己責任による地域に根ざした自立的なまちづくりを行うことが求められています。

笠間市では、市民と行政が共に考え、築く、新しいまちづくりの指針として、平成19年4月に笠間市総合計画を策定しました。本計画では、「にぎわいの創造」「やしさの創造」「ふれあいの創造」の3つの基本方針のもと、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間 ～みんなで創る 文化交流都市～」を将来像としました。そして、この将来像を実現するための柱（施策の大綱）の一つとして「人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり（自治・協働）」を定め、一人ひとりを大切にし、市民と行政の協働による楽しく元気なまちづくりを実践することとしています。

この指針は、笠間市総合計画が示した、市民と行政の連携と協働によるまちづくりを進めるため、行政主導のまちづくりを見直して、公共を共に担うパートナーである市民との協働のあり方を示すとともに、今後の市の施策の目指すべき方向性を定めました。

策定にあたっては、公募市民、市民活動団体からの推薦者、大学生、学識経験者からなる笠間市協働のまちづくり市民会議により協議、検討を行いました。今後、この指針に基づき、市民と行政との協働のまちづくりを進めています。

この指針は、これから行うことの骨組みをまとめた基本構想的なものであり、具体的な施策、実施時期などを記載した「計画書」ではありません。

この指針の策定後、指針の内容を具体的な事例を入れて分かりやすく解説したマニュアルを作成し、市民と行政が理解を深めていくとともに、具体的な施策の実施時期を定め、施策展開することによって、協働のまちづくりを推進していきます。

第1章 協働のまちづくりを推進する意義と基本理念

1 背景

・住民ニーズの多様化

少子高齢化や経済成長の停滞など社会・経済情勢の変化により、地域全体で取り組む必要がある問題が増えるとともに、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、住民が行政に求めるニーズも多様なものになっています。しかし、いま地方行政は財源不足と職員数の縮小という厳しい状況にあります。統一性や公平性を重視する行政の性質上、行政だけでは、多様化する市民の期待や要望に対応したサービスの維持、向上は、難しくなっています。

・住民主体のまちづくり

平成12年の地方分権一括法の施行により、これまでの国・中央省庁主導の画一的な行政システムから、地方公共団体が地域の実情に沿った行政を行っていく「団体自治」が拡充されました。これに対応して、地域のことは地域住民の意思と責任に基づいて自主的に決定するという、より地域に根ざした「住民自治」が重要であると考えます。

・地域コミュニティの変化

これまでの市民生活は、町内会・自治会などの身近な地域コミュニティによって支えられてきました。しかし、近年では核家族化や価値観の多様化などが進み、こうした従来の地域を支える仕組みが機能しにくくなっています。全国各地で、予想し得ない犯罪や事故などが発生し、その対応も多様で複雑なものになっています。また、少子高齢化が進みつつある中で、教育、防犯、福祉、環境、産業振興などにおいて新しい地域の力を創造していくことが重要です。

・市民活動の活発化

地域社会が変化していく中で、自らの経験や知識を生かし、地縁にとらわれずに市民としてできることを行い、自ら地域の課題を解決していく意欲を持った市民の自主的・自発的な活動が活発化しています。これにより市民の「公」に対する意識が変化し、市民と行政が共に担う新たな公共の領域が生まれています。

2 協働、市民活動のとらえ方

(1) 協働の定義

協働とは、市民と行政が互いの特性を認め合い、それぞれの持つ能力を活用して、共通の課題を解決したり、共通の目標を達成したりするために、それぞれの役割と責任をしっかりと果たしながら、自立した対等の立場で連携・協力して公共的活動などに取組むことをいいます。

(2) 市民と行政の役割

市民の役割	自分たちが住む地域の課題について、主体的に自分たちで解決策を考えるとともに、市民活動に対して理解を深め、公共の担い手としてまちづくりにすすんで参加することが必要です。
行政の役割	職員一人ひとりが協働のまちづくりについて理解を深め、協働を推進する主体としての意識を持ち、市民活動が活発に行われるよう環境の整備等の適切な施策を実施するよう努めることが必要です。

(3) 市民と行政の責任

市民の責任	市民は市民相互や行政と協働し、地域社会への貢献に努め、地域と社会の現状をとらえ、自ら学び・考え、互いの活動を尊重し、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。
行政の責任	市民と協働をするために、市民への情報提供や市民との情報交換に努め情報の共有を図り、市民に対する説明責任を果たすために、わかりやすい情報提供や市民との協働の機会をお知らせしなければなりません。

(4) 協働のかたち

共通の目標を達成したり、課題を解決する協働の関係には、以下に示すような様々な形態があります。市民と行政は、下のB、C、Dの3つの協働の領域の中から、お互いの特性を生かし、それぞれの活動の成果を出すために最もふさわしい形態を選び、協働事業を行っていきます。もちろんこの形態については、固定的に考えるものではなく、活動・事業によって柔軟に考えていくものです。

協 動 の 領 域				
市民の領域 A (市民)	B (市民主体)	C (市民と行政)	D (行政主体)	行政の領域 E (行政)
市民の責任と主体性により、市民が自律して行う領域	市民が主体性をもって行い、行政が支援をして取組む領域	市民と行政が対等に協力し合って立案・実行する領域	行政が主体性を持ち、市民が参加、協力して取組む領域	行政の責任と主体性により行政が独自に行う領域
例) 団体独自の活動	例) 後援助成金	例) 共催企画公募型委託	例) 委託指定管理者	例) 公権力の行使(許認可税の徴収)

(5) 市民活動のとらえ方

① 地縁型市民活動（地域コミュニティ活動）

同一地域内に居住する人々によって、自主的・自発的にその地域の問題の解決や生活の充実のために行われる活動をいいます。

※本指針では「行政区」を地域コミュニティの単位としてとらえています。

② テーマ型市民活動

市民によって、共通の目的を達成するため、地縁にとらわれずに自主的・自発的に行われる公益性のある活動で、営利を目的としないものをいいます。

※ここでいう市民とは、原則として、市内に居住又は通学・通勤している個人や、市内で活動しているボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、事業者（企業、事業所）などとしてとらえています。

3 協働のまちづくりを推進する意義（必要性）

（1）自立的な住民主体のまちづくり

市民の経験や能力を行政のサービスに生かしていくことにより、住民自治の領域が広がり、自分たちが住む地域の課題に対して、自分たちで解決する姿勢が高まり、自立的な住民主体のまちづくりが推進されます。

（2）市民の視点からの課題の解決

公共の課題は、当事者である市民の視点に立って解決していくことが重要です。協働のまちづくりを推進し、市民の視点から課題を解決することにより、市民の思いと行政の思いとのすれ違いをなくし、市民の意見を生かした課題の解決をすることができます。

（3）新しい公共領域の形成

市民のみ、または行政のみでは解決困難な公共の課題を市民と行政が協力し合って解決したり、共通の目的を達成するために連携し合ったりすることで、市民のみが関わる領域と行政のみが関わる領域との間に市民と行政が協働で関わる新しい公共領域が形づくられていきます。

4 協働のまちづくりを推進する基本理念と原則

（1）協働の基本理念

協働のまちづくりを推進する意義を踏まえ、本市の協働のまちづくりを推進する基本理念を次のとおりとします。

「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」を目指して、市民の経験や能力を市政に生かし、市民活動を活性化し、身近な市民同士のつながりを強め、市民が主体性を持って行政と共に活動する協働のまちづくりを推進します。

（2）協働の原則

市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働のまちづくりを推進していくには、原則として次のような姿勢が必要です。

①情報公開・透明性の確保・・・市民と行政との『情報の共有』

協働によるまちづくりは、その過程に関わる情報が常に公開され、透明性を確保された中で行われることが必要です。

②自主性・主体性の尊重・・・お互いの『やる気』を大切に

協働によるまちづくりに参加する全ての市民と行政は、常にお互いの自主性・主体性を尊重して行動します。

③対等・平等な関係・・・常に対等なパートナー

協働によるまちづくりに参加する全ての市民は、お互いに対等・平等であるとともに、また行政とも対等・平等なパートナーとして行動します。

第2章 協働のまちづくりの現状と課題

1 まちづくりへの市民参加

市民活動団体の多くが新たな会員の確保に苦労しています。また地域コミュニティは一番身近なまちづくりへの参加の場ですが、その活動に積極的に参加する人ばかりではありません。まちづくりへ参加する市民を増やすことは、活動の基盤や人と人とのつながりを強めることにもなります。

2 行政と市民及び市民間の情報の共有・交流

市民の意見がどのように行政に生かされているのか、市内でどのような市民活動が行われているのかなどの情報を効率的に得られる場が求められています。笠間市に関する情報や市民活動に関する情報などを行政と市民、または市民同士が共有し、双方向の情報の交流ができる環境の整備が求められています。

3 市民活動団体間の交流・連携

笠間市内には、同じ目的を持って同じ分野で活動している市民活動団体がありますが、団体同士の交流は少なく、お互いの活動の中で抱えている課題などについて情報交換をする機会が少ない状態にあります。共通の目的を持っている団体同士が交流し、お互いの知恵や情報を持ち寄り連携を強めることは、協働のまちづくりの大きな力になることが期待されます。

4 地域コミュニティに対する支援

地域コミュニティ活動を支えてきた町内会や自治会などは、それぞれの地域によってその呼び方も違えば、成り立ちも違います。運営がうまくいっているところもあるが、従来の仕組みでは対応できない事態が生じ、新規転入者の未加入、役員のなり手不足、活動への不参加などの問題を抱えている組織もあります。問題解決のための支援を行うと同時に、市民にとって最も身近な地域組織の問題について、市民と行政が共に考えていくことが必要です。

5 テーマ型市民活動団体に対する支援

テーマ型市民活動団体には、それぞれの目的により、現状の活動を続けていくことを望む団体や更に発展した活動を望む団体があります。活動の発展を望む団体には、人材育成、拠点の整備、資金的支援などそれぞれの団体のニーズに応じた支援をすすめる必要があります。その中で、市民自らが市民活動を支援し、市民と行政をつなぐ役割を果たす中間支援組織*が育っていくことも期待されます。

6 市民と職員の意識づけ

市民ばかりでなく、行政にもまだ「協働のまちづくり」に対する理解不足、認識不足があります。協働のまちづくりを推進するためには、職員一人ひとりが「協働とは何か」を理解し、協働を推進する主体としての意識を持って取組む必要があります。また、市民一人ひとりも、公共の新たな担い手としての意識を持つことが求められています。

7 庁内の推進組織の整備

協働のまちづくりを推進していくためには、多岐の分野に渡って活動している市民の求めに対応できるよう、縦割り行政弊害の解消に努め、横断的な推進体制を整備することが求められます。

* 行政と地域の間に立って様々な活動を支援する組織。NPO整備のための相談窓口などのほか、直接的に住民や地域に対する支援を行うセンター的機能を持つ。

第3章 協働のまちづくりを推進するための方向性

1 市民活動への参加の促進

市民活動に参加する市民を増やすことは、市民活動を通して身近な問題に関心を持つ市民を増やすとともに、市民活動の担い手を増やすこともあります。多くの市民が市民活動に関心を持てるように、市民活動を広く紹介し、関心を高めるための講座や情報提供を行い、誰もが市民活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

また、地域のことを知り、地域とのつながりを持てるよう、子どもからお年寄りにまで地域の情報が伝わり、幅広い世代の方が一人でも多く気軽に地域コミュニティ活動に参加できるような仕組みをつくります。

2 市や市民活動に関する情報の収集・発信

笠間市ではどのようなことが行われているのか、どのような市民活動が行われていて、どのようなテーマで活動しているかなどが把握できるように、市政に関する情報や市民活動に関する情報を収集し、市が求める事業や市民活動に参加し、理解を深めるために活用できるような情報を発信していきます。

3 市民活動団体間の交流・連携

市民活動団体間の交流を促し、情報交換をする機会をつくることにより、共通の目的を持っている団体同士が連携を強め、まちづくりの大きな力になるよう、交流の場づくりを推進します。

4 市民活動の拠点づくり

市民活動の情報を取り扱い、市民活動団体同士だけでなく、市民活動に関心のある市民同士とも交流できる拠点づくりを推進し、自主的な活動がしやすい環境を整備します。

また地域コミュニティ活動については、地域集会所などの拠点の建設や増改築に対する補助制度の見直し、地域コミュニティ活動に必要な備品の購入に対する補助制度などを検討し、活動拠点としての機能の充実、整備に対する支援をしていきます。

5 市民活動団体のニーズに合った支援

市民活動団体はその発展段階により、人材育成や資金の確保などさまざまな支援が必要です。それぞれの市民活動団体のニーズに応じて、適切な支援をしていきます。

6 市民と行政をつなぐ中間支援組織の育成

市民活動に携わる人材を育成し、市民と行政をつなぐ役割を果たせるような市民活動団体を育成し、市民が市民の活動をコーディネートしていくような環境を整備します。

7 市民と職員の意識づけ

協働のまちづくりに対する市民の意識が変わらなければ、協働事業にかかわる市民活動が固定化し、協働のまちづくりを行うチャンスを逃す可能性があります。また、職員の意識が変わらなければ、市民への適切な情報提供や対応が不十分となります。

協働のまちづくりについて市民や職員が共に学ぶ場を設け、互いの理解を深めることにより、職員と市民の新たな関係づくりを推進していきます。

8 庁内の推進組織の整備

市民活動を推進するための意義や重要性を理解しても、庁内の推進組織を整備しなければ、実際に市民活動は推進できません。庁内全体で市民活動を推進するための方策を探り、施策を決定し、それに基づき行動していきます。

第4章 協働のまちづくりを推進するための取組み

1 市民参加を推進するための施策

(1) 協働のまちづくりに関するPR

協働のまちづくりについて理解を深めるために、「広報かさま」に協働のまちづくりについてのコーナーを設けて、PRに努めるとともに、引き続き「かさま市民力」のコーナーで活動団体等との活動状況を紹介します。

(2) 活動団体等に関する情報提供

笠間市内にどのような活動団体があるのか知りたい人が情報を得たり、仲間を募っている団体の活動に参加してみたい人をつなぐことができるよう、公共施設などの情報掲示コーナーで情報提供を行うとともに、インターネットを利用してコミュニケーションが図れるよう市民活動情報提供システムを整備し、活動団体等からの情報発信・情報提供を充実させていきます。

(3) 市民と行政の情報共有・情報交流

市民と行政で情報を共有するため、主要施策について懇談会を開催し、情報の交流を図ります。また、市政に対する意見・問い合わせを一元的に受け付けるコールセンターを設置し、寄せられた意見に対する回答集を作成し、ホームページで公表していきます。また、市民から市政に対する意見・要望を直接聞けるよう、パブリックコメント制度と市政モニター制度の更なる活用に努めます。

(4) 市民活動支援のための講座・講習会の開催

活動に自然に入っていけるよう、まちづくり活動入門講座や体験プログラムを展開し、活動のレベルアップを求める市民向けに、情報処理技術の基礎講座やNPO法人についての講座やリーダー育成講座を開催します。

(5) まちづくり出前講座の開催

市民が市政に関する理解を深め学習機会を増やすために、講座メニューを充実させます。また、市民の持つ技術・能力・知識を生かして講師の増員を図り利用拡大に努めます。

2 活動拠点の整備・活用

(1) 活動拠点の整備

市民が活動の拠点として利用できるよう市民活動センターやボランティアセンターを設置します。

(2) 地域活動拠点の活用

市内にある市立公民館等の公共施設や地域集会所などを、地域に合った活用ができるように努め、また、市有地や空き店舗の有効活用も検討していきます。

(3) 市民と行政を結ぶ中間支援組織の設置

市民活動の支援や行政との橋渡しを担う中間支援組織の設置を図ります。

3 市民の活動に対する支援施策

(1) まちづくり市民活動助成制度の拡充

市民活動に対する助成制度を市民活動団体の立ち上げや団体が行う事業などに使えるよう、支援体制を充実させていきます。

(2) 地域集会所に対する整備補助金の充実

現行の施設整備費等の補助制度をより充実させるとともに、備品等の購入に対する助成制度を検討します。

(3) 活動に必要な貸出制度の充実

市民活動の活性化を図るため、公用車貸出制度の充実拡大に努めるとともに、備品貸出制度を構築していきます。

(4) 保険制度の充実

安心して市民活動ができるよう、市が加入している保険内容の検討を行うとともに、ボランティア保険の加入促進及び補助制度を検討します。

4 ふるさとづくり活動の普及・支援

(1) アダプト制度（里親制度）＊の普及

市民活動団体が、道路、公園、河川などの整備・美化活動を定期的に行う里親制度の普及を図ります。

(2) ふるさと納税制度＊＊の普及

笠間市のまちづくりへの共感やふるさとへの思いを抱く人々の思いを実現するため、ふるさと納税制度の普及に努めます。

5 協働体制の構築

(1) 市民と行政による推進委員会の設置

協働に関する取組や推進状況を相互に確認するための委員会を設置します。

(2) 「产学研官民連携推進協議会（仮称）」設置

市民、行政、事業者、企業、学校がそれぞれの分野や特性を生かし、地域を活性化するための連絡協議会（仮称）等を設置します。

(3) 全庁的な推進組織の設置

協働のまちづくりを総合的に推進するために、職員向けのマニュアルを作成し、研修を実施して資質向上に努めるとともに、庁内の連携や合意形成を図るための推進組織を設置します。

* 市民が道路や公園など、公共の場所を里子にみたてて清掃し、美化していくこと。

** 都道府県・市区町村に寄附を行った場合、一定の限度まで所得税と個人住民税から寄附金控除をする制度。笠間市では寄附金を「元気かさま応援基金」に積み立て、「まちづくり支援」「子ども支援」「芸術・文化支援」の3つの支援事業に活用している。

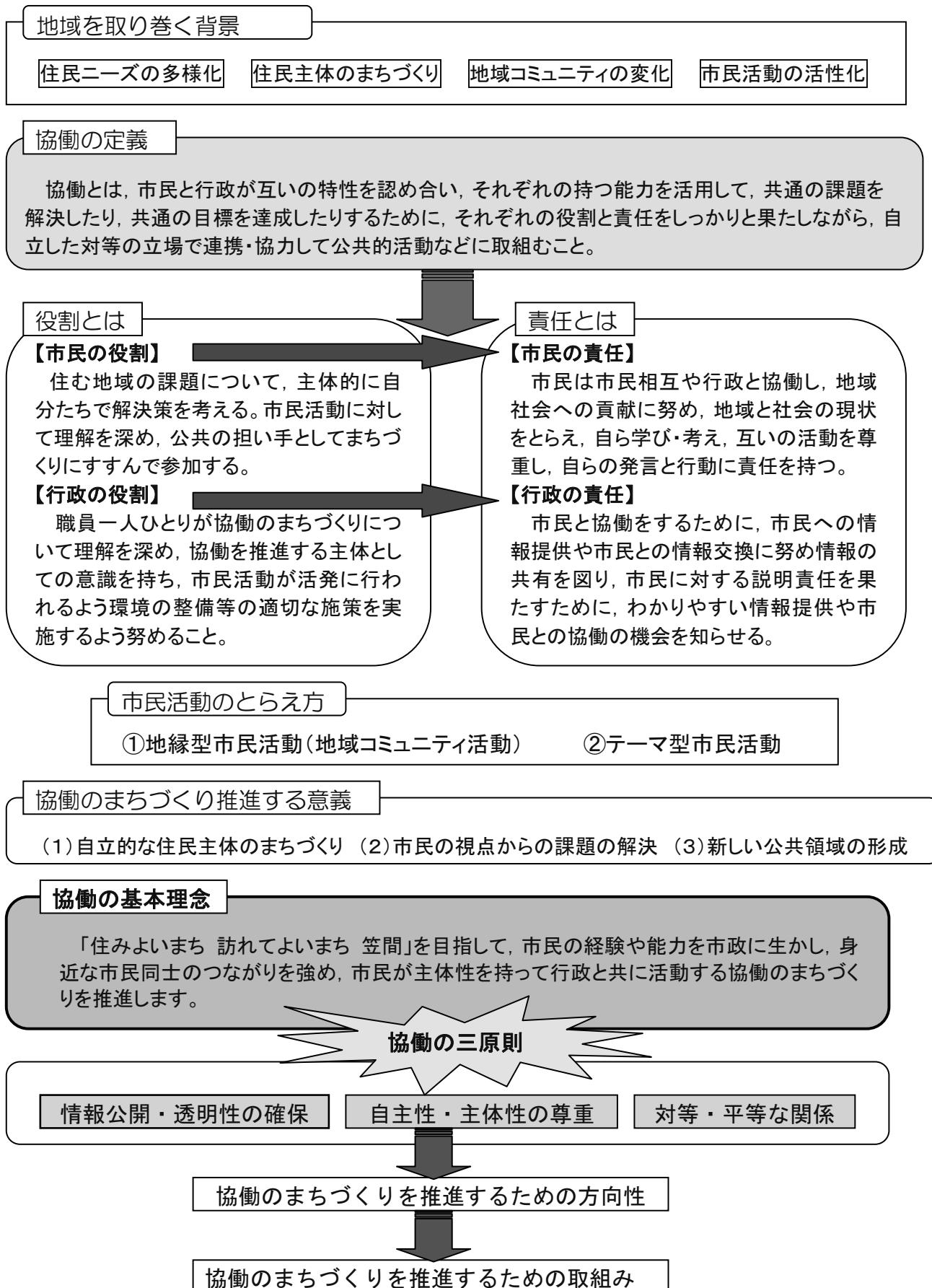
資 料 編

笠間市協働のまちづくり推進指針の概要

＜策定の趣旨＞ この指針は、笠間市総合計画が示した、市民と行政の連携と協働によるまちづくりを進めため、行政主導のまちづくりを見直して、公共と共に担うパートナーである市民との協働のあり方を示すとともに、今後の市の施策の目指すべき方向性を定めた。

第1章 協働のまちづくりを推進する意義と基本理念		第2章 協働のまちづくりの現状と課題		第3章 協働のまちづくりを推進するための方向性		第4章 協働のまちづくりを推進するための取組み	
1 背景	・社会・経済情勢の変化により、住民ニーズが多様化し、行政だけでは、対応が難くなっている。 ・地域コミュニティ活動への参加者の低下 ・まちづくりへ参加する市民を増やすことが必要	1 まちづくりへの市民参加	・市民活動団体の新たな会員の確保 ・地域コミュニティ活動への参加者の低下 ・まちづくりへ参加する市民を増やすことが必要	1 市民活動への参加の促進	・市民活動を広く紹介し、関心を高めるための講座や情報提供を行い、誰もが市民活動に参加しやすい環境づくり ・幅広い世代の方が一人でも多く気軽に地域コミュニティ活動に参加できるような仕組みづくり	1 市民参加を推進するための施策	(1) 協働のまちづくりに関するPR (2) 活動団体等に関する情報提供 (3) 市民と行政の情報共有・情報交流 (4) 市民活動支援のための講座・講習会の開催 (5) まちづくり出前講座の開催
2 協働・市民活動のとらえ方	・行政と市民及び市民間の情報の共有・交流 ・情報を効率的に得られる場が必要 ・笠間市に関する情報や市民活動に関する情報を共有し、交流ができる環境の整備	2 協働のまちづくりの現状と課題	2 市や市民活動に関する情報の収集・発信	2 活動拠点の整備・活用	・市や市民活動に関する情報や市民活動に関する情報を収集し、発信する	2 活動拠点の整備・活用	(1) 活動拠点の整備 (2) 地域活動拠点の活用 (3) 市民と行政を結ぶ中間支援組織の設置
3 協働・市民活動のとらえ方	・地域コミュニティの変化により、市民の「公」に対する意識が変化し、市民と行政が共に担う新たな公共の領域が生まれている。 ・市民活動の活発化により、市民の「公」に対する意識が変化し、市民と行政が共に担う新たな公共の領域が生まれている。	3 地域コミュニティの変化による影響	3 市民活動団体間の交流・連携	3 市民活動の拠点づくり	・市民活動団体間の交流を足し、情報交換をする機会をつくり、連携を強化し、交流の場づくりを推進	3 市民の活動に対する支援施策	(1) まちづくり市民活動助成制度の拡充 (2) 地域集会所に対する整備補助金の充実 (3) 活動に必要な貸出制度の充実 (4) 保険制度の充実
4 協働・市民活動のとらえ方	・新規参入者の未加入、役員のなり手不足、活動への不参加などの問題 ・問題解決のための支援が必要	4 地域コミュニティに対する支援	4 市民活動の機能の充実、整備に対する支援	4 ふるさとづくり活動の普及・支援	・市民活動の情報を取り扱い、交流できる拠点づくりを推進 ・地域コミュニティ活動における地域集会所などの活動拠点の機能の充実、整備に対する支援	4 ふるさとづくり活動の普及・支援	(1) アダート制度（里親制度）の普及 (2) ふるさと納税制度の普及
5 協働・市民活動のとらえ方	①地縁型市民活動（地域コミュニティ活動） ②テーマ型市民活動	5 テーマ型市民活動団体に対する支援	5 市民活動団体のニーズに合った支援	5 協働体制の構築	・人材育成や資金の確保など、市民活動団体のニーズに応じた適切な支援	5 協働体制の構築	(1) 市民と行政による推進委員会の設置 (2) 「産学官民連携推進協議会（仮称）」設置 (3) 全行业的な推進組織の設置
6 協働・市民活動のとらえ方	③新しい公共領域の形成	6 市民と職員の意識づけ	6 市民活動に携わる人材を育成し、市民と行政をつなぐ役割を果たせるような市民活動団体を育成	6 市民と行政の意識づけ	・「協働のまちづくり」に対する理解不足、認識不足 ・職員一人ひとり、市民一人ひとりが、公共の新たな担いとしての意識を持つことが必要	6 市民と職員の意識づけ	(1) 市民と行政による推進委員会の設置 (2) 「産学官民連携推進協議会（仮称）」設置 (3) 全行业的な推進組織の設置
7 協働・市民活動のとらえ方	④自立的な住民主体のまちづくり ⑤市民の視点からの課題の解決	7 庁内の推進組織の整備	7 市民活動に携わる人材を育成し、市民と行政をつなぐ役割を果たせるような市民活動団体を育成	7 市民と職員の意識づけ	・継割り行政弊害の解消に努め、横断的な推進体制を整備	7 市民と職員の意識づけ	(1) 協働の原則 ①情報公開・透明性の確保 市民と行政との『情報の共有』 ②自主性・主体性の尊重 お互いの『やる気』を大切に ③対等・平等な関係 常に対等なパートナー
8 協働・市民活動のとらえ方	⑥新しい公共領域の形成	8 庁内の推進組織の整備	8 市民活動に携わる人材を育成し、市民と行政をつなぐ役割を果たせるような市民活動団体を育成	8 庁内の推進組織の整備	・協働のまちづくりについて市民や職員が共に学ぶ場を設け、職員と市民の新たな関係づくりを推進	8 庁内の推進組織の整備	・府内の推進組織を整備し、府内全体で市民活動を推進

2 協働のまちづくり推進指針 体系図



3 指針策定の経過

年 月 日	会議等	主な内容
平成 20 年 5 月 1 日		笠間市協働のまちづくり市民会議を設置
平成 20 年 7 月 31 日	第1回市民会議	会長・副会長選出、市民会議での検討内容説明など。
平成 20 年 9 月 29 日	第 2 回市民会議	「協働の実践実例」について意見交換。
平成 20 年 11 月 28 日	第 3 回市民会議	協働の指針づくりに向けて笠間市の現状、課題、方向性について意見交換。
平成 21 年 1 月 19 日		先進地視察研修：千葉市にて、「千葉市市民参加・協働推進基本指針、条例」について研修。
平成 21 年 2 月 19 日	第 4 回市民会議	千葉市の指針を参考に意見交換。
平成 21 年 4 月 23 日	第 5 回市民会議	「笠間市協働のまちづくり推進指針」の素案の検討。
平成 21 年 5 月 29 日	第 6 回市民会議	市民活動団体と地域コミュニティのとらえ方について検討。
平成 21 年 6 月 25 日	第 7 回市民会議	素案の全体構成について検討。
平成 21 年 7 月 31 日	第 8 回市民会議	協働のまちづくりを推進する取組みについて検討。
平成 21 年 8 月 7 日		ワーキンググループにより、取組み案を整理。
平成 21 年 8 月 18 日		ワーキンググループにより、取組み案を整理。
平成 21 年 8 月 21 日		議会全員協議会に指針の策定状況について中間報告。
平成 21 年 9 月 2 日	第 9 回市民会議	協働のまちづくりを推進する取組みについて検討。
平成 21 年 10 月 7 日	第 10 回市民会議	原案全体について検討。
平成 21 年 11 月 11 日	第 11 回市民会議	章分けを含め原案全体について検討。
平成 21 年 12 月 9 日	第 12 回市民会議	原案全体について検討。(文言の整理)
平成 22 年 1 月 21 日	第 13 回市民会議	原案全体について検討。(文言の整理)

平成 22 年 2 月 12 日	第 14 回市民会議	原案全体について検討。(文言の整理)
平成 22 年 2 月 26 日	第 15 回市民会議	原案の最終検討。
平成 22 年 4 月 15 日 ～5 月 6 日	パブリックコメント	
平成 22 年 5 月～7 月		企業、NPO、区長会、市民活動団体等から指針原案に対する意見を募集。
平成 22 年 6 月 8 日		議会文教厚生委員会に指針原案を報告。
平成 22 年 7 月 21 日		議会全員協議会に指針原案を報告。
平成 22 年 8 月 30 日	第 16 回市民会議	指針原案に対する意見について検討。
平成 22 年 9 月 27 日	第 17 回市民会議	指針案の最終検討。
平成 22 年 10 月 6 日		笠間市協働のまちづくり推進指針(案)市長答申

4 笠間市協働のまちづくり市民会議委員名簿

	所 属 等	氏 名	前任者
1	一般公募者	小暮 虎雄	
2	一般公募者	常井 敏夫	
3	一般公募者	藤枝 芳房	
4	一般公募者	吉田 英子	
5	笠間市区長会	園部 昭徳	
6	まちづくり宍戸塾	桑野 郭延	
7	小原をすみよくする会	富田 文訓	
8	城南協議会	綱川 洋美	池田 光義
9	下市毛まちづくり同好会	青柳 力	
10	土師ひやくしょう塾	鬼澤 正	
11	笠間市まちづくり教室	川松 三男	
12	かさま環境を考える会	鹿志村 清一	一柳 克平
13	大好きかさまネットワーカー連絡協議会	千代 京	
14	笠間市子ども会育成連合会	湊 節雄	
15	笠間市消費者友の会	内原 孝子	
16	(福)笠間市社会福祉協議会	松原 秀和	
17	(社)笠間観光協会	増渕 浩二	大津 廣司
18	(社)笠間青年会議所	栗林 盛紀	鈴木 一利
19	NPO笠間学童保育の会	大月 けい子	
20	NPOアーティストいばらき	藤本 隆幸	
21	笠間市商工会青年部	伊勢山 伸一	
22	常磐大学コミュニティ振興学部教授	伊佐山 忠志	
23	常磐大学学生	桐原 拓也	藤沼 悟
24	"	篠原 靖弘	藤田 利康
25	"	西田 光雄	道川 誠

公益社団法人茨城県地方自治研究センター役員・研究員体制

理 事 長	鈴木 博久	(代表理事)	監 事	清 水	瑞 祥
副 理 事 長	黒 江 正 臣		監 事	飯 田 正 美	
副 理 事 長	帯 刀 治		研 究 員	岡 野 孝 男	
専 務 理 事	千 歳 益 彦		研 究 員	波 多 昭 治	
理 事	堀 良 通		研 究 員	柴 山 章 翁	
理 事	佐 川 泰 弘		研 究 員	菅 谷 穀	
理 事	菊 池 正 則		研 究 員	大 高 み よ	
理 事	石 松 俊 雄		研 究 員	有 賀 絵 理	
理 事	今 井 路 江		研 究 員	本 田 佳 行	



【笠間市のN P O 法人の聞き取り調査】

現在、少子・高齢化社会の中で、地域社会の活性化、高齢者の活躍の場の創出、地域コミュニティの活性化のための市民の居場所づくり、介護、健康、子育てなどに対してのN P O 法人の活動に対する期待は、地域住民の中で高まっています。公共サービスの担い手の重要な役割を果たしているN P O 法人と行政との関係、言ってみれば行政とN P O 法人の協働関係の現状を調査することは、社会的な課題に対する解決の手掛かりともなるとの考えから笠間市におけるN P O 法人の現状等を調査することとしました。

調査は、2017年11月17日に笠間市市民生活部市民活動課から「笠間市におけるN P O 法人の現状等」をお聞きし、その後、笠間市に活動している2つのN P O 法人「がくどうともべ」と「グラウンドワーク笠間」の現地調査を行いました。

この調査においてN P O 法人の行政サービスの担い手として役割が益々高まっていると感じました。当センターとして今後とも行政とN P O 法人の協働関係の調査・研究してまいりたいと考えています。

末筆ながら、笠間市における聞き取り調査に御協力いただいた関係者の皆様に感謝申し上げます。

自治権いばらき

No.131 2018年12月10日発行

発 行 所 公益社団法人 茨城県地方自治研究センター
水戸市桜川2-3-30 自治労会館内
TEL 029-224-0206
編集・発行人 鈴木 博久
印 刷 コトブキ印刷株式会社
水戸市千波町2398-1 TEL 029-241-1000